

グリーンニューディール基金に係る随意契約  
及び関連業務等に関する調査特別委員会  
調査報告書

平成 26 年（2014 年） 3 月

## はじめに

平成24年9月定例会において、中核市・特例市グリーンニューディール基金を活用し、平成24年（2012年）3月に施工された太陽光発電設備設置工事が、入札も行われず、市長の後援会幹部が経営する企業と約2,250万円での単独随意契約によるものであったことが明らかになった。また、10月に開催された決算審査特別委員会において、市がグリーンニューディール基金を活用するに当たり、不適正な事務処理があったことや、環境省に事実と異なる報告を行っていたことなどが問題になっていた。

そのような中、平成24年（2012年）10月31日に、太陽光発電設備設置工事の単独随意契約について、本市との契約相手企業が市長の後援会関連企業であることや、同企業のいわゆる子会社に市長の私設秘書が取締役に就任していること等が新聞等で報じられた。

この事案について11月12日に、吹田市議会は全員協議会を開催し、市長以下、関係職員から説明を受けるとともに、質疑を行った。しかし、答弁には疑問点や不透明な部分が多く、複数の会派から、「真相を究明するため地方自治法第100条の規定に基づく調査を行うべき」との声があがり、議会運営委員会は市長に対し、100条委員会設置のための臨時会招集を請求する決定をした。

11月26日に、吹田市議会は臨時会を開催し、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出請求に強制力のある地方自治法第100条による調査権を付与した「グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会」を全会一致により設置し、真相究明と再発防止のための調査を開始した。

本委員会では、10月31日以降に新聞等で報じられた本市の単独随意契約等に係る事項について

- （１）関係法令等からの逸脱及び不適正な手続の有無
- （２）市長の責任の有無
- （３）損害発生の有無
- （４）市長の指示の有無

以上の四つの視点から調査を行った。

## 凡 例

### 1 略称について

#### (1) 法令等の略称

補助金適正化法・・・・・・・・・・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

吹田市GND基金条例・・・・・・・・吹田市グリーンニューディール基金条例

中核市・特例市GND基金交付要綱・・中核市・特例市グリーンニューディール基金交付要綱

中核市・特例市GND基金実施要領・・中核市・特例市グリーンニューディール基金実施要領

#### (2) 事業名等の略称

GND基金・・・・・・・・・・グリーンニューディール基金

断熱フィルム貼付・・・・・・・・吹田市本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工

高遮熱性塗装・・・・・・・・・・吹田市本庁舎仮設棟高遮熱性塗装

照明設備改修（LED化）・・・・・・・・吹田市本庁舎照明設備改修（LED化）

本庁舎省エネ改修3事業・・・・・・・・断熱フィルム貼付、高遮熱性塗装、照明設備改修（LED化）の三つの事業

太陽光発電設備設置・・・・・・・・吹田市本庁舎低層棟屋上一部改修（太陽光発電設備設置）

LED追加工事・・・・・・・・・・吹田市本庁舎照明設備改修（LED化）契約変更

ペアガラス導入・・・・・・・・・・市庁舎中層棟3階議員控室窓改修

### 2 本文中に出てくる部署、職員について

#### (1) 部 署

環 境 部 地球環境室（GND基金受入れの担当所管）

総 務 部 自治法務室（公共施設省エネ・グリーン化事業実施の担当所管）

都市整備部 建築住宅室建築課（公共施設の工事等に関する設計・積算の担当所管）

財 務 部 財政室

3 部 環境部、総務部、都市整備部の3部

#### (2) 職 員

都市整備部職員 都市整備部の建築課担当職員

- 3 金額については、文中に断りのない限り税込額で記載しています。
- 4 「肩書」、「組織名」、「所属」については、第1章では当時の名称で記載し、第2章では調査時点での名称で記載しています。
- 5 引用中の引用及び書籍名については、『 』を用いています。
- 6 その他、必要に応じ、語句説明を脚注に記載しています。

## 目 次

### 第 1 章

|     |                                         |    |
|-----|-----------------------------------------|----|
| 第 1 | 結論                                      | 3  |
| 1   | 関係法令等からの逸脱及び不適正な手続                      |    |
| 2   | 市長の責任                                   |    |
| 3   | 損害の発生                                   |    |
| 4   | 市長の指示の疑い                                |    |
| 第 2 | 事件の経過                                   | 5  |
| 1   | 中核市・特例市 G N D 基金の交付                     |    |
| 2   | 民間助成事業から公共施設事業への転換                      |    |
| 3   | 環境部と総務部で協議し、本庁舎省エネ改修 3 事業の実施を計画         |    |
| 4   | 多額の入札差金が発生                              |    |
| 5   | 太陽光発電設備を本庁舎屋上に設置することを決定                 |    |
| 6   | 太陽光発電設備設置の単独随意契約締結                      |    |
| 7   | 最終的な G N D 基金残額                         |    |
| 8   | 契約締結後の事務処理                              |    |
| 第 3 | 地方自治体として遵守すべき法令等                        | 10 |
| 1   | 国の補助金を原資とする本市 G N D 基金の処理に関して遵守すべき法令は何か |    |
| 2   | 契約事務において価格を適正なものにするために遵守すべき法令は何か        |    |
| 3   | 本市が随意契約を行うに際して遵守すべき法令は何か                |    |
| 4   | 本市 G N D 基金活用に関して遵守すべき規程は何か             |    |
| 5   | 市長、職員が遵守すべき法令は何か                        |    |
| 6   | 工事請負契約に関して遵守すべき要領及び規程は何か                |    |
| 第 4 | 本庁舎省エネ改修 3 事業について                       | 14 |
| 1   | 多額の入札差金が発生                              |    |
| 2   | 予定価格の積算も見積額の精査もしていない                    |    |
| 3   | まとめ                                     |    |
| 第 5 | 太陽光発電設備設置工事について                         | 18 |
| 1   | 請負契約における問題点                             |    |

|     |                                                 |    |
|-----|-------------------------------------------------|----|
| 2   | 随意契約における問題点                                     |    |
| 3   | 契約締結過程における問題点                                   |    |
| 4   | 単独随意契約の相手企業と市長及び市長私設秘書の関係                       |    |
| 第6  | 真相を隠蔽し不適正な行為を是とする体質                             | 33 |
| 1   | 工事請負契約に関する要領や規程を守っていないこと                        |    |
| 2   | ペアガラス導入とLED追加工事の費用が残るように太陽光発電設備設置の<br>契約金額が決まった |    |
| 3   | 行政組織の指揮命令者がいないと証言する不自然さ                         |    |
| 4   | 最初から契約の相手方を決めていた疑い                              |    |
| 5   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急性」の恣意的な解釈               |    |
| 6   | 行政組織を挙げての隠蔽行為                                   |    |
| 7   | 市長の意向を絶対視する組織体質                                 |    |
| 8   | まとめ                                             |    |
| 第7  | 委員会の判断                                          | 45 |
| 1   | 関係法令等の遵守                                        |    |
| 2   | 市長、職員の法令違反に関する民事責任                              |    |
| 3   | 刑法の背任罪の可能性の検討                                   |    |
| 第8  | 再発防止策                                           | 47 |
| 1   | 契約審査、入札制度に関する改革・改善                              |    |
| 2   | 遵法精神と倫理規範意識の向上                                  |    |
| 第2章 |                                                 |    |
| 第9  | 調査特別委員会の設置について                                  | 53 |
| 1   | 委員会の概要                                          |    |
| 第10 | 調査経費                                            | 55 |
| 1   | 調査経費（予算）                                        |    |
| 2   | 調査に要した額                                         |    |
| 第11 | 参考人招致、証人尋問等                                     | 56 |
| 1   | 参考人招致の概要                                        |    |
| 2   | 証人尋問の概要                                         |    |
| 3   | 聞き取り調査の概要                                       |    |

|     |                 |     |
|-----|-----------------|-----|
| 4   | 実地調査の概要         |     |
| 5   | 現場調査の概要         |     |
| 第12 | 資料、記録の請求 .....  | 67  |
| 1   | 資料の提出状況         |     |
| 2   | 記録の提出状況         |     |
| 第13 | 職員アンケート .....   | 89  |
| 1   | 職員アンケートの実施      |     |
| 2   | 記名アンケートの実施      |     |
| 3   | 公益通報窓口の設置       |     |
| 第14 | 委員会等の開催状況 ..... | 98  |
| 第15 | 委託契約 .....      | 106 |
| 1   | 弁護士への法的助言等業務委託  |     |
| 2   | 工事費の妥当性等の鑑定業務委託 |     |

# 第 1 章

## 第1 結論

本委員会は、市長以下、関係人に対する参考人招致や証人尋問及び請求した多数の資料や記録を基に調査し、以下の結論を得た。

### 1 関係法令等からの逸脱及び不適正な手続

GND基金に係る随意契約及び関連業務における一連の契約手続は、地方自治体の事務執行の基本から大幅に逸脱しており、極めて不適正であった。

特に、太陽光発電設備設置については、適正な予定価格を計算せずに単独随意契約を行った結果、市場価格※1を少なくとも800万円上回る金額で契約している。この契約手続は入札業務に関する一般原則に反し、補助金適正化法第11条に定めた、補助事業執行に関する善良な管理者たる注意義務に反する。また、中核市・特例市GND基金交付要綱に定めた交付取消事由にも該当する。

### 2 市長の責任

市長には、地方自治法や地方財政法等の法令に従って誠実に事務処理を行う法的責任がある。そのため、今回の事務執行に関して、市を統括し代表する井上市長には最高責任者としての責任がある。

太陽光発電設備設置が異例の単独随意契約で、かつ、契約の相手方が井上市長の後援会幹部が代表取締役を務める会社であることは、決裁書類を一見すれば判明する。にもかかわらず、井上市長は、随意交渉及び随意契約締結において、契約の相手方、契約額、契約内容、その契約が法令等に違反していないかどうか、具体的事実を正確に認識せず、起案文書に決裁した。

よって、井上市長には、市が契約を締結する場合にその内容が適正であることについて自ら調査、点検し、また職員を管理監督するなどの任務を担っているにもかかわらず、漫然とそれを放置して決裁した法的責任がある。

なお、井上市長は決裁書類に目を通さず、契約の相手方が後援会関連企業と知らずに決裁を行ったと弁明しているが、そのことだけでも職責を放棄する重大な事態であり、市民の信託に反する。

### 3 損害の発生

井上市長は、今回の不適正な補助金執行により、当時の市場価格を超える金額、少なくとも800万円の損害を吹田市に与えた。よって、井上市長個人は、その損害額を吹田市に賠償する責任があり、吹田市は環境省に同額を返還すべきである。

---

※1 市場の取引の需給関係から決まってくる資材、サービスの価格

## 第1 結論

### 4 市長の指示の疑い

市長決裁を必要とする、太陽光発電設備設置のような重要な契約が、市長への事前説明もなく締結されたとは考えられない。したがって、あらかじめ井上市長の了解を得て協議等を進めていたのではないかとの疑念が最後まで払拭できなかった。

また、ガバナンス推進委員会※2の報告書※3は、十分な検証期間もなく出されており、本単独随意契約を正当化する市側の主張を単に追認するためのものに過ぎなかったと本委員会は判断した。

加えて、調査の中で、以下のことも発覚した。

- (1) 建築課が通常行わない仕様書作成業務を行った
- (2) 適正な積算業務を怠っていた
- (3) 概算工事費を精査できていなかった
- (4) 契約検査室に起案文書を回さず承認を求めなかった
- (5) 契約価格が漏れていた可能性があった
- (6) 契約時に内訳書を提出させなかった
- (7) 環境省に対して事実と異なる報告を行っていた

以上のような行政組織として通常行わないようなことがなぜ行われたのか、職員からは納得のいく説明がなく、背景には何らかの大きな意向、指示などがあったのではないかと疑わざるを得ない。

なお、調査の中で、井上市長の直接的又は間接的な指示があったとする証言は得られなかったが、井上市長の関与の疑惑については払拭できなかった。

---

※2 正副委員長は両副市長、委員は教育長ほか12名の管理職職員で構成する委員会

※3 平成24年(2012年)11月8日から平成25年(2013年)1月16日までの間、調査委員(部長級職員2名)、法律的な助言等を得るためのアドバイザー(弁護士4名)及び事務局(総務部人事室)が、資料収集、関係職員の事情聴取、調査結果の検討及び報告書の取りまとめを行った

## 第2 事件の経過

### 1 中核市・特例市GND基金の交付

平成20年（2008年）に、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地方公共団体実行計画の策定が都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に義務付けられた。

平成21年（2009年）に、地方公共団体実行計画の策定に基づく地球温暖化対策の推進を目的として、中核市・特例市GND基金の創設が閣議決定された。

国の平成21年度（2009年度）補正予算により、平成23年度（2011年度）末を期限とする地域環境保全対策費補助金（中核市・特例市GND基金）が本市に交付されることになった。

### 2 民間助成事業から公共施設事業への転換

平成22年（2010年）3月31日に、本市は吹田市GND基金条例を制定し、環境省から平成23年度（2011年度）末を期限とする5,854万円の補助金を受けて、GND基金を造成した。

当初、本市は本基金を用い、民間施設省エネ・グリーン化推進事業として市内事業者等が複数の省エネルギー改修を同時に行う場合において、費用の一部を助成する吹田市中企業者等省エネルギー改修事業を実施した。

しかし、平成22年度（2010年度）の民間助成申請件数が非常に少なく、平成23年度（2011年度）も出足が良くない中で、7月29日の申請受付終了日が間近に迫ってくるため、環境部内で協議が行われた。その後、7月15日に本基金を有効活用するため、公共施設省エネ・グリーン化推進事業に変更することについて、環境部長以下、担当職員は富田副市長との協議の場をもった。

### 3 環境部と総務部で協議し、本庁舎省エネ改修3事業の実施を計画

環境部は、総務部との協議を行い、公共施設省エネ・グリーン化推進事業を本庁舎で実施することを決めた。総務部は、（1）断熱フィルム貼付、（2）高遮熱性塗装、（3）照明設備改修（LED化）の本庁舎省エネ改修3事業を進めていくことにした。

平成23年（2011年）8月に、環境部と総務部は公共施設でGND基金を有効活用する事業に変えるため、財務部に相談した。

財務部職員は、「環境部の衛生費のまま、公共施設で予算執行できないか」、「衛生費で使えば、全額使い切れる」旨、提案した。しかし、総務部も環境部も、庁舎管理のため、総務費に費目変更して補正予算を組むことを選択し、事業担当も環境部から総務部に替えることとした。

---

## 第2 事件の経過

さらに、民間事業者への助成額に未確定のものがあり、本基金の残余金が確定できないこと、12月定例会の補正予算議決後でも年度内に工事が完了すると見込まれたことから、12月定例会に補正予算案を提案する方が適切ではないかとの財務部職員の意見を受け、9月定例会ではなく、12月定例会に提案することにした。

### 4 多額の入札差金が発生

総務部職員は、環境部職員から本庁舎省エネ改修3事業の見積りをどこに依頼すればよいか相談され、庁舎管理でよく発注していた業者を1社ずつ紹介した。環境部職員は紹介された各業者に対し、それぞれ見積書の提出を求めた。

その後、見積額を予算額とした補正予算案が総務部から平成23年12月定例会に提案され、12月26日に議決された。

平成24年（2012年）2月8日に、これら本庁舎省エネ改修3事業の指名競争入札を実施したが、合わせて約2,100万円の入札差金が出た。

### 5 太陽光発電設備を本庁舎屋上に設置することを決定

#### （1）総務部が執行することを了解

平成24年（2012年）2月9日に、環境部職員は、GND基金残額を更に有効活用するため、太陽光発電設備設置を行おうと考え、総務部に執行するよう依頼した。総務部職員は、「新たな事業は無理」と1回は断ったが、「副市長の了解済み」、「市の方針」と聞き、執行することを了解した。

#### （2）都市整備部が技術協力を了解

環境部職員は、都市整備部職員へ太陽光発電設備設置の協力依頼をした。都市整備部職員は、通常の設計業務は無理であるが、技術担当課として何らかの協力はしなければならないと考え、技術協力をすることにし、仕様書作成を部下に指示した。

#### （3）工事請負費でなく修繕料で執行

通常であれば太陽光発電設備設置は工事請負費となるが、本庁舎省エネ改修3事業については修繕料で執行しており、平成24年（2012年）2月8日の入札差金も修繕料であること、太陽光発電パネルの設置は、屋根の形状を変えたりするものではないことから、総務部は、修繕料の範囲内であるという判断をして執行することにした。

また、1月27日に生じた民間事業者の助成辞退分400万円は、衛生費であるため、そのまま不用額とし、2月14日に、総務費の中で400万円を流用することにした。その結果、本基金の残額は、約2,100万円の入札差金と合わせて約

---

2,500万円となった。

## 6 太陽光発電設備設置の単独随意契約締結

### (1) 随意交渉することを決定

平成24年（2012年）2月13日から15日まで、3部の職員と摂津電気工事株式会社及び太陽光パネルのメーカー代理店業者の担当者との間で、太陽光発電設備設置について協議を行った。

総務部は、3月末までに工事完了するには、入札は不可能であると判断し、都市整備部職員が作成した仕様書を2月17日に受け取り、GND基金残額2,497万9,000円をそのまま予算額とした単独随意交渉実施の起案文書を2月20日に作成した。

### (2) 随意交渉相手を決定

平成24年（2012年）3月31日までに全ての業務を完了する必要があることから、本庁舎の電気系統に精通しているという理由で、摂津電気工事株式会社と単独随意契約するしかないと総務部は判断した。なお、同社の代表取締役は、市長の後援会幹部であった。

2月23日に、議会運営委員会委員に対し、GND基金残額を有効活用するため、太陽光発電設備設置を行いたい旨、環境部長が報告した。委員から報告に対する質疑があったが、職員は誰も同社と単独随意交渉することを説明していない。

2月24日に本事業の単独随意交渉実施の起案文書への市長決裁が終わり、環境部職員は、随意交渉相手の同社の担当者に、総額の記入欄のみの見積用紙と仕様書及び関係図面を渡した。

予定価格決定権者である総務部長は、予算額（本基金残額）を設計金額とし、ほぼ同額2,496万9,400円を予定価格として、2月27日に予定価格調書を作成した。

### (3) 単独随意契約の締結

平成24年（2012年）2月29日に、摂津電気工事株式会社の担当者が持参してきた総額2,144万円（税抜き）のみを記入した見積書を環境部職員が受け取った。見積額が予定価格を下回っていたため、同社との単独随意契約締結の起案文書を総務部職員が作成した。

同起案文書への市長決裁が終わり、3月5日に、同社と太陽光発電設備設置の工事請負契約を締結した。

なお、市長は、単独随意交渉の実施起案文書及び単独随意契約の締結起案文

---

## 第2 事件の経過

書も、内容を確認することなく、また副市長や部長に説明を求めることもせず、決裁印を押したと証言している。

本事業については、契約の相手方が市長の後援会幹部が代表取締役を務める企業であること、市長の私設秘書が同企業のいわゆる子会社の役員であること、そして契約方法が単独随意契約となっていることなどから、市長や関係者による便宜供与があったのではないかという疑惑や、契約金額の妥当性に対する疑問が生じている。

### 7 最終的なGND基金残額

GND基金残額と太陽光発電設備設置工事の単独随意契約額との差額を用いて、ペアガラス導入111万7,200円及びLED追加工事133万560円を行ったと、総務部職員は説明している。

以下の表1、表2のとおり、民間施設省エネ・グリーン化推進事業及び公共施設省エネ・グリーン化推進事業を実施し、3万8,595円残し本基金事業は終了した。

表1 民間施設及び公共施設省エネ・グリーン化推進事業実績一覧

| 事業内容 |                                                               | 執行額         | 備考 |
|------|---------------------------------------------------------------|-------------|----|
| 民間施設 | 平成22年（2010年）度<br>照明設備改修（LED等）、<br>高効率空調機器                     | 7,750,000円  | 2件 |
|      | 平成23年（2011年）度<br>照明設備改修（LED等）、<br>高効率空調・給湯機器、<br>太陽光発電、高遮熱性塗装 | 14,956,000円 | 7件 |
|      | 小計                                                            | 22,706,000円 |    |
| 公共施設 | 照明設備改修（LED化）                                                  | 8,169,000円  |    |
|      | 高遮熱性塗装                                                        | 735,000円    |    |
|      | 断熱フィルム貼付                                                      | 2,079,000円  |    |
|      | 太陽光発電設備設置                                                     | 22,512,000円 |    |
|      | ペアガラス導入                                                       | 1,117,200円  |    |
|      | LED追加工事                                                       | 1,330,560円  |    |
|      | 小計                                                            | 35,942,760円 |    |
| 合計   |                                                               | 58,648,760円 |    |

表2 地域環境保全対策費補助金（中核市・特例市GND基金）実績報告

| 項 目      | 金 額         | 備 考      |
|----------|-------------|----------|
| 補助金交付決定額 | 58,540,000円 | ア        |
| 基金運用額    | 147,355円    | イ        |
| 基金使用可能額  | 58,687,355円 | ウ（ア＋イ）   |
| 補助金実績額   | 58,648,760円 | エ（民間＋公共） |
| 差 引 額    | 38,595円     | オ（ウ－エ）   |

## 8 契約締結後の事務処理

環境部職員は、会計検査院による検査に備え、本庁舎省エネ改修3事業の落札業者に対して、自社分を含め各々3事業者から見積書を徴取するよう依頼した。平成24年（2012年）2月末から3月初めに、本庁舎省エネ改修3事業のうち高遮熱性塗装及び照明設備改修（LED化）の落札業者は、依頼されたとおり見積書を本市に提出した。

平成24年9月定例会において、議員から本庁舎省エネ改修3事業の多額の入札差金及び太陽光発電設備設置の単独随意契約等に関する質問があった。この質問に対して、総務部長は、「照明設備改修（LED化）は3社から、断熱フィルム貼付は1社から、高遮熱性塗装は3社から、それぞれ見積りを徴取し、それを基に予定額の積算をした」旨、答弁していたが、実際には見積書を入札後にとっていたこと及び環境省への報告書に事実と異なる「一般競争入札」と記載していたことが、10月の決算審査特別委員会の質疑により明らかになった。

以上が、この事件の経過である。

### 第3 地方自治体として遵守すべき法令等

### 第3 地方自治体として遵守すべき法令等

#### 1 国の補助金を原資とする本市GND基金の処理に関して遵守すべき法令は何か

本件で問題となったのは、国の地域環境保全対策費補助金として交付された中核市・特例市GND基金の執行をめぐる点である。

国の補助金の活用について、基本的に遵守すべき法令は、補助金適正化法である。

補助金適正化法第11条には、補助事業者等は「善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない」とある。

なお、同法にいう「善良な管理者の注意義務」違反の具体例として、「不正、怠慢、その他不適当な行為」が挙げられる。

「不正」とは、自己又は第三者に利益を与えるなどのことをいい、「怠慢」とは、故意ではないが、ずさんな発注などにより税金の無駄遣いが行われている場合をいうと解され、「その他不適当な行為」とは、行政として普通はあり得ないような補助金の支出等をいうと一般的に解される。

したがって、補助事業実施に際しては上記の「善良な管理者の注意をもつて行い」、「不正、怠慢、その他不適当な行為」をしてはならない。

#### 2 契約事務において価格を適正なものにするために遵守すべき法令は何か

国では、予算決算及び会計令第80条第1項及び第2項で、入札における適正な予定価格の設定を義務付けている。また、競争入札だけではなく、随意契約の締結においても、同令第99条の5において予定価格をあらかじめ定めることが要求されている。地方自治体の随意契約においても、国と同様にその対象事業について自ら積算するか、それが不可能な場合でも、なるべく2人以上から見積書を徴取するなどして適正価格を算定しなければならないと考えられる。

本市では、吹田市財務規則第109条において、なるべく2人以上の者を選んでそれらの者から見積書を徴しなければならないことになっている。

##### 吹田市財務規則

第109条 契約担当者は、施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでそれらの者から見積書を徴しなければならない。

大阪府随意契約ガイドラインでは、「随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である」と指摘している。これは、随意契約において価格ま

で安易に決めることのないよう、法の趣旨の遵守要求を述べたものと考えられる。

### 3 本市が随意契約を行うに際して遵守すべき法令は何か

#### (1) 地方自治法上、競争入札が原則である

地方自治体を当事者とする契約は、恣意性排除のため、競争入札が地方自治法上原則である。

例外的に随意契約が認められているが、その場合でも地方自治法施行令において限定的にしか認めておらず、その適用の際も拡大解釈をしてはならないというのが法の趣旨である。

平成18年（2006年）8月25日付け財務大臣通達財計第2017号「公共調達の適正化について」において「会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の『緊急の必要』により競争に付することができない場合については、単に国内部の事務の遅延により、競争に付する期間が確保できなくなったことのみをもって『緊急の必要』があるとしてはならない」としていることも同趣旨である。

また、大阪府随意契約ガイドラインでは、同施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争に付することができない場合」の適用に関して、以下に記すように厳しく制限しており、この条文の解釈の指針として参考になる。

#### 大阪府随意契約ガイドライン（施行令第167条の2第1項第5号）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。この場合には、次の2つの要件を備えた場合が該当する。

ア 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付する暇がないようなときであること。

イ 競争入札に付しては、契約の目的を達成できないこと。

以上の運用の解釈として、「客観的理由の急迫を要する場合」とは、天災地変その他予見不可能な急迫の事態があつて、府民の生命、健康、財産に著しい危険が生じるおそれがある場合（客観的事由であること。）をいい、応急の工事・業務に限っている。

#### (2) 随意契約の相手方選択の透明性、公正性に対し最大限配慮しなければならない

随意契約は、競争入札に比べ、契約の相手方の選定における「透明性」に欠け、価格による「競争性」が発揮されず、契約担当者と事業者との「折衝過程」における「癒着」、「不正行為」の排除に欠ける契約方法である。そのため、地方自治体は、随意契約締結時には相手方選択の透明性、公正性に対し最大限配慮しなければならない。

なお、中核市・特例市GND基金実施要領第6では、競争入札を原則にするよ

### 第3 地方自治体として遵守すべき法令等

うに定め、例外的に随意契約が許されるとしている。しかし、この場合においても、原則として1、2及び3（1）に示した法令及び一般原則に準拠して運用されなければならないことは言うまでもない。

#### 4 本市GND基金活用に関して遵守すべき規程は何か

国の補助金活用の具体化を図るものとして中核市・特例市GND基金交付要綱が規定されている。GND基金は、同要綱に基づいて運用されなければならない。そして、同要綱第15条第3号は「中核市等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合」には国から返還請求を受けると定めている。この場合、補助事業に関しての「不正、怠慢、その他不適当な行為」の判断については、補助金執行における善良なる管理者の注意義務の遵守や適正価格の算出等、前記法令や契約事務に関する一般原則に準拠して考えるべきである。

#### 5 市長、職員が遵守すべき法令は何か

市長は市を統括しこれを代表するとともに、予算の調製・執行、財産の管理等の事務を担当し、その執行の際には効果的で効率的かつ必要以上の支出をしないよう定められている。（地方財政法第4条第1項、地方自治法第2条第14項）

このことから、市長は地方自治法、地方財政法等の法令に従って誠実に事務処理を行う義務を負うものであり、市が入札に際して契約を締結する場合にその内容が適正であることについて職員を管理監督する任務を担っている。

法令違反等の行為により、地方自治体に損害を生じさせた場合、その点について市長に故意、過失があれば損害賠償義務を負うことになる。

職員にも法令等の遵守義務（地方公務員法第32条）があり、職員が法令等（財務規則を含む）に違反した処理をして当該地方自治体に損害を与えた場合には、その職員には当該地方自治体への損害賠償義務があると考えられている。

#### 6 工事請負契約に関して遵守すべき要領及び規程は何か

（1） 予定価格2,000万円以上の公共工事は原則として一般競争入札により契約する

地方自治体の契約の締結について、地方自治法第234条に「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」との規定があり、同条第2項に「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定している。

この条文を受け、地方自治法施行令第167条（指名競争入札）によることができる場合、同施行令第167条の2（随意契約）によることができる場合及び同施行令第167条の3（せり売り）によることができる場合が、それぞれ規定されて

---

いる。

すなわち、本市においても契約の締結は、同施行令に規定される場合を除き一般競争入札によらなければならない。

また、本市では、公共工事等の発注について入札・契約手続のより一層の透明性、競争性を確保するため、吹田市工事請負契約等に係る発注要領を定めている。

同要領第9条は発注及び入札の執行に関し、原則として予定価格が1,000万円以上の工事は一般競争入札とし、それ以外の工事は指名競争入札とすると規定している。ただし、同要領第11章その他の附則において、当面の間、2,000万円以上とするとなっている。

つまり、本市において、予定価格が2,000万円以上の公共工事は同要領に従い、一般競争入札により契約締結しなければならないが、同施行令第167条、第167条の2及び第167条の3が適用できる場合のみ適用外となる。

(2) 契約金額2,000万円以上の工事検査は契約検査室が行う

吹田市工事検査規程第3条において、契約金額2,000万円以上の工事請負契約に係る検査は契約検査室長が行うこととなっている。

また、同規程第4条において、契約書、仕様書、設計書、図面その他関係書類に基づいて検査を実施すると規定しており、同規程第5条において、契約金額が1,000万円以上の工事請負契約を締結しようとするときは、検査室長に合議※1すること及び工事請負契約を締結したときは、当該契約書の写し、仕様書、設計書及び図面を検査室長に提出しなければならないことを規定している。

以上が、吹田市、吹田市長及び吹田市職員がGND基金の使用をめぐって遵守すべき法令等である。これらの法令等を根拠に、委員会は判断を行った。

---

※1 起案内容に関連を持つ他の部課に対して承認を求めるため、起案文書を回して認印を受ける行為

#### 第4 本庁舎省エネ改修3事業について

#### 第4 本庁舎省エネ改修3事業について

##### 1 多額の入札差金が発生

本庁舎省エネ改修3事業について指名競争入札を実施した結果、合わせて約2,100万円の入札差金が発生した。予定価格（A）と落札価格（B）から求めた落札率（ $B \div A$ ）は、下表のとおりいずれも極めて低かった。

| 事業名          | 予定価格（A）     | 落札価格（B）    | $B \div A$ |
|--------------|-------------|------------|------------|
| 高遮熱性塗装       | 3,222,450円  | 735,000円   | 22.8%      |
| 断熱フィルム貼付     | 7,775,460円  | 2,079,000円 | 26.7%      |
| 照明設備改修（LED化） | 19,992,000円 | 8,169,000円 | 40.9%      |

##### 2 予定価格の積算も見積額の精査もしていない

本庁舎省エネ改修3事業について、それぞれ1業者から見積書を徴取しており、見積額（C）、予算額（D）、予定価格（A）は下表のとおりであった。

| 事業名          | 見積額（C）      | 予算額（D）      | 予定価格（A）     | $A \div D$ |
|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 高遮熱性塗装       | 3,255,000円  | 3,255,000円  | 3,222,450円  | 99.0%      |
| 断熱フィルム貼付     | 7,854,000円  | 7,854,000円  | 7,775,460円  | 99.0%      |
| 照明設備改修（LED化） | 20,119,312円 | 20,853,000円 | 19,992,000円 | 95.9%      |

照明設備改修（LED化）について、環境部職員は、「業者が見積った際、相当する型のない照明器具があり、類似製品の金額を足して整理した額を見積額（C）とし、基金残額と本庁舎省エネ改修3事業の予算用の見積額との差額七十数万円は、LEDで追加対応できると考え、省エネ効果調査費用として加え、照明設備改修（LED化）の予算額（D）とした」旨、説明している。また、総務部職員は、「高遮熱性塗装及び断熱フィルム貼付については、予算額（D）の99%を予定価格（A）とし、数を増やせる可能性のある照明設備改修（LED化）は予算的に上乗せしたので、予算額（D）の95.9%を予定価格（A）とした」旨、説明している。また、本庁舎省エネ改修3事業の見積業者の入札額を見積額で割った値（ $E \div C$ ）は、下表のとおりいずれも低く、同じ業者でも入札になると、当初の見積額より大幅に低い額で入札していたことが分かる。

| 事業名          | 見積額（C）      | 入札額（E）      | $E \div C$ |
|--------------|-------------|-------------|------------|
| 高遮熱性塗装       | 3,255,000円  | 1,995,000円  | 61.3%      |
| 断熱フィルム貼付     | 7,854,000円  | 2,625,000円  | 33.4%      |
| 照明設備改修（LED化） | 20,853,000円 | 11,025,000円 | 52.9%      |

入札に際しては、自ら積算するか又は積算が不可能な場合は、複数の業者から見積書を徴取するなどして適正価格を求め、その上で予定価格を決定することは地方自治体の入札における基本原則である。

吹田市財務規則第100条第2項において「予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとする」と規定しているのは、このためである。

しかし、前述のとおり、本庁舎省エネ改修3事業については、自ら積算せず、入札参加可能な各1社から徴取した見積書の見積額を精査せずに予定価格を決めている。

また、以下の(1)、(2)に述べるように、市は財務規則で定める「取引実例の価格」、「数量の多少」について考慮せず、見積額の妥当性について検証もしないままに、予定価格を設定しており、適正な予定価格であったとはいえない。

##### (1) 高遮熱性塗装面積の違い

指名競争入札時の市の仕様書には屋根面積約210㎡と書かれているが、見積業者が提出した見積書内訳には塗装工事425.0㎡、204万円と書かれている。

その点について、総務部職員は、「図面で屋根面積を調べると大体200㎡であり、屋根が波板になっているのでおそらく倍の塗装面積があると思い、2倍くらいの面積で見積りをしてもらった」旨、説明している。しかし、市が所有する仮設棟建設時の設計図面から塗装面積を求めることは可能であった。図面を基に本委員会で試算した結果、屋根面積（平面図）に対する塗装面積は1.44倍であり、屋根面積約210㎡に対する塗装面積は計算上約302㎡となる。

見積業者の見積額には、仮設工事費、現場管理費等、他の費用も含まれており、塗装面積に比例しないものもある。したがって、425㎡の塗装工事費204万円を302㎡に換算した額約145万円に仮設工事費、現場管理費等を加えて予定価格を設定することが妥当であった。

なお、落札率が低くなった理由について、ガバナンス推進委員会の報告書では、「仮設棟高遮熱性塗装については、使用した塗料メーカーの納入実績づくりのために原材料を非常に安価で仕入れることが可能であるとの返答があった」と記載している。しかし、本委員会において職員からそのような問い掛けがあったかということを確認したところ、「一度もない」と答えており、双方の主張が大きく食い違っている。

##### (2) 断熱フィルム貼付面積の違い

指名競争入札時の市の仕様書には低層棟窓面積約750㎡と書かれており、見積業者が提出した見積書には断熱フィルム（材工共※1）748㎡、785万4,000円と書

---

※1 ①建設工事の下請け工事の発注に際して、材料調達と労務供給を合わせて契約すること。②内訳明細書において、材料と労務共の複合単価を用いて表現すること

## 第4 本庁舎省エネ改修3事業について

かれている。

総務部職員は、「面積750㎡は窓清掃の委託関係の部分から積算した」旨、説明している。しかし、窓清掃は両面行うが、フィルムは片面貼付である。

仕様書と実際の施工面積が異なっていたことについて、総務部職員は、「11月12日の全員協議会で指摘を受けたときに知った」旨、答弁しており、事務執行における注意力欠如と言わざるを得ない。

なお、ガバナンス推進委員会の報告書では、「低層棟断熱フィルム貼付施工における面積については、清掃委託の関係資料から算出した窓ガラスの面積である約750㎡で見積書の徴取及び入札を実施したものの、実際に施工したところ、面積は465㎡であった。この点については、予算積算時の面積（約750㎡）のまま入札しているので、予算積算時の見積額と落札額の差に影響していない」と記載している。

しかし、落札業者は、「実測に基づいた見積りを出しており、約520㎡で入札数値を入れている」旨、説明している。

したがって、「予算積算時の面積のまま入札しているので、予算積算時の見積額と落札額の差に影響していない」とのガバナンス推進委員会の判断は間違っている。

以上のことから、高遮熱性塗装及び断熱フィルム貼付の見積額について、検証することができるにもかかわらず、その手間を省き、そのまま予定価格に当てはめたことは、「適正な予定価格」を設定するための事務処理であるとはいえない。

### 3 まとめ

本庁舎省エネ改修3事業については、市は自ら積算せず、見積書を徴取し予定価格を決めている。調査の結果、見積額が適正かどうかの検証を全くせず、特に高遮熱性塗装及び断熱フィルム貼付においては、そもそも仕様書に書かれた施工面積に大きな間違いがあったことが判明しており、適正な予定価格を決めたとはいえない。

総務部職員は、「予算を組むときに、基本的には1社から取った見積りをベースに予定価格を決定する」旨、説明しており、本庁舎省エネ改修3事業について予算設定のために1社ずつから見積書を取ったことは、通常どおりの事務手続である。問題は、見積額を検証することなく、そのまま、ほぼ同額を予定価格としたことである。

本庁舎省エネ改修3事業の見積業者は、実際の入札時には仕様書の塗装面積と実際の塗装面積との差以上に大幅に低い額を入札しているが、総務部職員は、事後にその見積額の妥当性の検証もしていない。また、高遮熱性塗装においては、

---

#### 第4 本庁舎省エネ改修3事業について

入札参加者がいずれも予定価格より大幅に低い数字で応札している事実から、予定価格が市場の適正価格を大幅に上回っていたとしか考えられない。

以上のことから、適正な積算業務を怠った結果、本庁舎省エネ改修3事業において多額の入札差金が生じたとの結論に達した。

## 第5 太陽光発電設備設置工事について

## 第5 太陽光発電設備設置工事について

### 1 請負契約における問題点

#### (1) 設計金額を積算せず予定価格を決めた

支出費目が修繕料であっても、太陽光発電設備設置は予算額が2,000万円を超える工事である。よって、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第9条(1)発注の方法の規定に従い、原則として一般競争入札、少なくとも指名競争入札をしなければならなかった。また、本工事の担当所管である総務部は、都市整備部に設計図書の作成及び設計金額の算定を依頼しなければならなかった。

しかし、本件では、都市整備部職員は、「設計を一切しておらず、設計金額も予定価格も出していない」旨、証言している。

#### ア 工事請負契約における予定価格の決め方

本市では、競争入札における予定価格を以下のように決めていると、都市整備部職員は証言している。

##### (ア) 最初に設計図を作成する

(イ) 物価資料等の刊行物に基づき、単価を決定する。刊行物にない単価については、メーカーから見積書を徴取して単価を決定する

(ウ) 最低でも3者のメーカーから見積書を徴取して、最も安いメーカーの見積額に一定の率を掛けた単価を採用する(物により掛け率が変わる)

(エ) 単価を積み上げて設計金額を設定する

(オ) 設計金額を基に予定価格決定権者が予定価格を決める

#### イ 今回の予定価格の決め方

(ア) 設計図を作成せず、それに基づく積算をしなかった

都市整備部職員は、「通常業務の内容から見て、3月末に工事を完了させるのは無理であり、通常的设计協議、设计業務はできないが、何らかの形で技術協力していくということで仕様書作成を部下に指示した」旨、証言している。

なお、仕様書を作成した都市整備部職員は、今回作成した仕様書は参考として事業者が現場を確認すれば工事できる程度の簡易なものであり、今回のような仕様書作成業務は初めてであるという趣旨の説明をしている。

(イ) 基金残額のほぼ同額を予定価格とした

総務部長は、太陽光発電設備設置の予定価格を決定するに当たり、「本庁舎省エネ改修3事業の入札差金が予算額になっていると説明を受けたので、

その金額がイコール設計金額であると思い、端数を切り捨て、予定価格として調書を作成した」旨、証言している。

部長の証言に基づき計算すると、以下のようになり、予定価格調書に書かれた金額と一致する。

①設計金額・・・2,497万9,000円（税込み）＝入札差金＋辞退分400万円

②設計比較金額・・・2,378万9,524円（税抜き）＝①÷1.05

③入札書比較金額・・・2,378万円＝②の端数（1万円以下）切捨て

④予定価格・・・2,496万9,400円（税込み）＝③×1.05

以上のように、本工事は2,000万円を超える工事請負契約であるにもかかわらず、設計金額を積算せず、予定価格を決めている。

（2）1kw当たり130万円で15kw発注したことにより割高な契約になった

ア 地方自治体が公共調達する際の基本原則

地方自治法や地方財政法に定めるとおり、地方自治体は住民福祉の向上のため、最少の経費で最大の効果を挙げなければならない、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならない。

今回の太陽光発電設備設置に当てはめると、工事予算の限度は基金残額と決まっていた。そのため、工事予算内で可能な最大規模の工事を執行するか、あるいはあらかじめ設定した規模の工事を最少の工事費で執行しなければならない。このことは地方自治体が発注するに当たっての基本原則である。

イ 太陽光発電設備設置の工事価格の決定

（ア）1kw当たり130万円の概算工事費を用いた

太陽光発電設備の発電容量の決定について、都市整備部職員は、「環境部職員から基金残額が約2,500万円であると聞いていた」、「当時1kw当たり130万円（税抜き）という概算金額を持っており、これに附帯工事費※1を含めると、20kwでは基金残額をオーバーするので、最終的に15kwと決定した」旨、説明している。

なお、発電容量1kw当たり130万円（税抜き）という概算工事費は、平成18年（2006年）に徴取したメーカー見積額から附帯工事費を除いた額であるとのことである。

また、当該職員は、「摂津電気工事株式会社が出した金額2,144万円（税抜き）について、概算金額で想定していたある程度の金額から見て、そう問題ないのではないかという判断をした」旨、証言している。

---

※1 工事のうち、主要な部分を指す本体工事に対して附帯的な役割の工事をいう。  
本事業では①基礎、架台及び架台据付費並びに既設屋上防水の改修工事②太陽光発電設備以降受電盤までの電気配管・配線工事③仮設工事を指すと都市整備部職員は説明している

## 第5 太陽光発電設備設置工事について

### (イ) 見積合わせをしていない

吹田市財務規則第109条では、随意契約を行う場合、なるべく2人以上の者と見積合わせをしなければならないと規定しており、見積合わせの結果、原則として、見積額が一番安い業者と随意契約することになる。

しかし、今回は単独随意契約を行っている。その理由について、総務部長は、「補助金活用期限である3月末までに工事が終わらなければならない大前提があり、単独随意契約で行わないと間に合わない」旨、証言している。

なお、環境部職員は、「入札と見積合わせでは手続に要する期間は余り変わらないと総務部から聞いた」、また、単独随意契約で行うと決めたことを「平成24年（2012年）2月15日に総務部職員から聞いた」旨、証言をしている。

このように、総務部は見積合わせも検討せず、早い段階で単独随意契約を行うことを決定していた。

### (ウ) 本市での直近の実例を参考にしなかった

本市の公共施設への太陽光発電設備設置工事単独のものは、平成20年（2008年）のやすらぎ苑（10kw）と平成22年（2010年）の子育て青少年拠点夢つながり未来館（20kw）の2件である。

都市整備部職員によると、当時、設計・積算業務をして求めたこれら2件の設計金額は10kw1,220万円（税抜き）、20kw1,894万円（税抜き）とのことであり、1kw当たりの設計金額は122万円（税抜き）及び94.7万円（税抜き）となる。

本委員会は、これら2件の落札業者から提出された積算内訳書から概算工事費を試算し、下表の数値を得た。

| 施設名      | 発電容量 (W) | 実際の工事費から求めた額（税抜き） |                |                      |                                |
|----------|----------|-------------------|----------------|----------------------|--------------------------------|
|          |          | 工事請負額 (A)         | 附帯工事を除いた費用 (B) | 1kw当たりの費用 (C)<br>B/W | 1kw当たりの工事費 (D)<br>C × (1+0.27) |
| やすらぎ苑    | 10kw     | 1,090万円           | 857万円          | 86万円                 | 109万円                          |
| 夢つながり未来館 | 20kw     | 1,820万円           | 1,291万円        | 65万円                 | 82万円                           |

これら2件の工事費について、概算工事費1kw当たり130万円（税抜き）と同じように附帯工事費を除いて求めた1kw当たりの費用（C）は、約86万円（税抜き）及び約65万円（税抜き）となった。この値に平成24年（2012年）1月当時、同部で採用しているとされる諸経費率※2.0.27を用いて求めた1kw当たりの工事費（D）は、約109万円（税抜き）及び約82万円（税抜

※2 純工事費に対する現場経費及び一般管理費等負担額の率。公共事業の発注時の予定価格算出に用いられる

き)となる。

よって、試算により求めた1kw当たりの工事費(D)と1kw当たりの設計金額は相似しており、本市での直近の実例を参考にした1kw当たりの概算工事費は、約82万円(税抜き)から約109万円(税抜き)の範囲内とみなすことができる。

このように、仮に見積合わせの時間がないとしても、本市の直近の実例から1kw当たりの概算工事費を求めることは可能であった。にもかかわらず、なぜ平成18年(2006年)当時の高い価格を計算の基礎にしたのか極めて不透明である。

(エ) 平成24年(2012年) 1月から3月当時の1kw当たりの市場価格

自ら積算する時間や見積合わせの時間が仮にないとしても、当時の太陽光発電設備の1kw当たりの市場価格を調べるべきであった。

国家戦略室の中の「エネルギー・環境会議コスト等検証委員会」が平成23年(2011年)12月19日に報告した「コスト等検証委員会報告書」によると、2010年モデルの太陽光発電設備建設費は、住宅用4kwでは、1kw当たり48万円から55万円(税抜き)、メガソーラー1,200kwでは、1kw当たり35万円から55万円(税抜き)となっている。

本資料は本契約前に公表されており、これらのデータから1kw当たりの概算工事費を130万円(税抜き)とすることが適正であるかどうか検討することができた。にもかかわらず、検討した形跡がなく、安易に平成18年(2006年)当時の高い概算工事費を拠り所として発注している点に、関係職員の著しい職務怠慢があると認定せざるを得ない。

さらに、本委員会が、同時期、出力10kw以上20kw未満の太陽光発電設備設置工事を行っている府内公共施設について照会調査を行ったところ、本市と同様、庁舎に太陽光発電設備を設置している例が3例あり、1kw当たりの工事費は約87万円から約101万円であった。

また、経済産業省資源エネルギー庁の第8回調達価格等策定委員会で配布された「平成25年度調達価格検討用基礎資料」には、非住宅用太陽光発電設備のコストデータが記載されている。この資料によると、平成24年(2012年)3月から4月に、被災地向け再生可能エネルギー発電設備の導入補助申請に提出された価格は、10kwから50kw未満の太陽光発電設備25件の平均値で1kw当たり58万6,000円(税抜き)となっている。

したがって、本事業を実施した当時の10kwから50kw未満の非住宅用太陽光のコストは、1kw当たり58万6,000円(税抜き)であったことが分かる。なお、太陽光発電設備の価格は補助申請時の計画段階における見積額であり、

---

## 第5 太陽光発電設備設置工事について

太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台、工事費を含むとしている。

### (オ) 建築士の鑑定価格からの検討

本委員会は、平成25年（2013年）8月に、太陽光発電設備設置工事費（以下、本設置工事費という）と、同時期、同工期、同工事内容で施工した場合により算出された当該設置工事費（以下、査定額という）との比較分析を主とする調査を、1級建築士事務所 be goingの平野憲司建築士に依頼した。

10月10日に受領した調査報告書には、「①本設置工事費は2,251万2,000円、複合単価※3で算出した査定額は1,962万7,500円であり、本設置工事費は査定額よりも288万4,500円高い。公共工事は複合単価で算出された見積額に一定の掛け率を乗じて予定工事価格を設定するのが通常である。したがって、査定額1,962万7,500円に本市の掛け率を乗じた工事費が市場価格に近い工事費といえる」旨、書かれている。

また、「②本設置工事の市場価格の工事費は1,400万円程度であり、本設置工事費2,251万2,000円は市場価格の工事費よりも850万円程度高いと判断される」旨、書かれている。

本委員会が、同調査報告書の内容に関する補足説明を受けた際、平野建築士は「本設置工事費における複合単価と市場単価※4の事例から、市場単価は複合単価の70%から75%程度である。掛け率は0.7あるいは0.75が実態ではないか」という旨、発言している。また、本市の掛け率については、0.7あるいは0.75であるとの都市整備部職員の証言もある。

したがって、複合単価で算出した査定額1,962万7,500円に掛け率0.7あるいは0.75を乗じて求めた予定工事価格と本設置工事費2,251万2,000円との差は、877万2,750円あるいは779万1,375円となり、「市場価格の工事費よりも850万円程度高い」とする平野建築士の調査報告書の評価とほぼ一致する。

### (カ) 摂津電気工事株式会社の「工事計画書」等から見た鑑定結果の検証

本委員会が摂津電気工事株式会社に提出を求めた平成24年（2012年）4月3日作成の工事計画書及び納品伝票等から判明した工事費内訳の抜粋は次表のとおりである。

---

※3 材工共の下請負契約において、人件費、資材費、下請業者の諸経費を含んだ単価当たりの金額

※4 元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格。材料費、労務費、機械経費等によって構成される。

| 内 容                                 | 工事費：2,144万円         |
|-------------------------------------|---------------------|
| ①A材一式（太陽光発電含む）                      | 900万円（注1）           |
| ②B材一式                               | 63万円（注1）            |
| ③太陽光設置台用防水金具                        | 57万6,000円から96万円（注2） |
| ④電工労務費（エヌティ工業株式会社）<br>（@25,000×22人） | 55万円                |
| ⑤電工労務費<br>（@25,000×6人）              | 15万円                |
| ⑥予備費など                              | （不明）                |
| 実行予算額※5（①から⑥の合計）                    | 1,337万円             |
| 差引額（2,144万円－1,337万円）                | 807万円               |
| 粗利率（807万円÷2,144万円）                  | 37.6%               |

\*表中の金額は全て税抜きである

（注1）納品伝票から判明した額

（注2）メーカーホームページから求めた金額

この計画書が作成された4月3日には工事が終了していることから、実行予算額1,337万円は、工事原価※6に近い金額であるとみなすことができる。

工事計画書には一般管理費※7等が計上されていないため、「公共建築工事積算基準 平成23年（2011年）版」から求めた一般管理費等率10.78を用い、工事原価を1,337万円として試算すると、工事価格は約1,481万円（税抜き）となり、消費税等相当額を加えた工事費は約1,555万円となる。

また、表中①A材一式（太陽光発電含む）について、調査の結果、太陽光パネルから表示装置までを含む機器類一式と架台費、機器運搬費、調整費、据付工事費が含まれており、実際には市との協議に参加し太陽光パネルの在庫確認をしたメーカー代理店業者が運搬納入から施工、調整まで行ったことが判明している。

①A材一式900万円分は同社が施工していないことから、その分を1,337万円から除くと437万円になる。この額を同社が施工した工事原価とみなし、同様に「公共建築工事積算基準 平成23年（2011年）版」から求めた一般管理費等率11.54を用いて試算した場合、工事価格は約1,387万円（税抜き）となり、消費税等相当額を加えた工事費は約1,456万円となる。

したがって、同社の適正利潤を考慮しても、約1,456万円から1,555万円で受注可能であったと考えられる。

※5 建設工事の受注獲得後、建設業者が受注前見積り等を基に作業所の予算管理のため、つくられる予算。その工事に実際に投資する原価等の内訳書を指す。受注額と見積額とを勘案して作成される

※6 総工事費から一般管理費負担額と諸税を除いた額。直接工事費と共通仮設を加えた純工事費にさらに現場経費を加える。

※7 建設工事に含まれる費用の中で、個別の工事には直接必要ではないが、本支店経費、営業費、研究費など事業経営上欠かせない費用

## 第5 太陽光発電設備設置工事について

なお、実際の工事原価が明らかでなく、下請けに同社のいわゆる子会社であるエヌティ工業株式会社の従業員を使用し、利益を分散させる方法を取っていることや予備費などが幾ら試算されているのか不明のため工事費を正確には導き出せない。しかし、同社の工事計画書から本委員会が算出した工事費と本事業の契約金額との差、約690万円あるいは約790万円は、「市場価格の工事費よりも850万円程度高い」とする平野建築士の報告書の評価とほぼ同じである。

### (キ) ガバナンス推進委員会の工事費の妥当性に関する見解

ガバナンス推進委員会の報告書では、太陽光発電設備設置に係る工事費の妥当性に関して、「平成18年（2006年）以降、建築課が太陽光発電設備の概算工事費として用いている1kw当たり130万円という金額については、平成24年（2012年）1月に、建築課が他の公共施設の太陽光発電設備の設置のために、メーカー3社の見積書を基に算出した金額ともほぼ同額であり、本事業を実施した時点においては、不当な金額とは言えない」と記載している。

しかし、この平成24年（2012年）のメーカー見積りは、メーカー及び代理店の利益を含めた、言わば「定価」金額であり、実際には相当値引きされて取引されることが実態である。また、本市の積算においては、都市整備部職員の証言によると、メーカー見積価格に0.7あるいは0.75の掛け率を乗じて設計金額を求めるとのことであり、ガバナンス推進委員会の判断は妥当とは言えない。

### (ク) まとめ

以上のとおり、今回の契約では、平成18年（2006年）当時の1kw当たり130万円（税抜き）という高い概算工事費を当てはめ、当時の適正価格を調査、検討もせず、工事規模を15kwと決め、その結果、極めて高額な発注金額になったことが判明した。

## 2 随意契約における問題点

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急性」の本事業への適用は許されない

地方自治法施行令

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

ア 基金の執行期限到来をもって緊急の要件とは言えない

環境部職員は、「原則、入札で行きたいと、事業者が入った協議の場でも話していた」旨、説明している。

しかし、総務部長は、「補助金活用期限である3月末までに工事が終わらなければならないという大前提があり、単独随意契約でないと間に合わない」旨、証言している。また、総務部職員も、「期限を逃すと補助金がもらえなくなり、財政的に不利益があるので、緊急の必要があると判断した。市長も決裁しているので、結果的に市長も同じ判断に立っていたと考えている」旨、説明している。

また、「吹田市本庁舎低層棟屋上一部改修（太陽光発電設備設置）の実施及び随意交渉の実施について」の起案文書の中にも、実施及び随意交渉理由として、「入札差金と助成金の残額を有効活用すべく実施すること及び事業の性質上、平成23年度（2011年度）内に完了しなければならないことから、同施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意交渉の上、単独随意契約を締結する」と記載されている。

ガバナンス推進委員会の報告書では、「太陽光発電設備は本庁舎における省エネ効果を発揮し、経費節減に貢献するものであること、また、本事業費は全額国費による補助事業であるため、本市としては初期投資の費用負担がなく、効果的な事業実施ができるものであることから、当時、行政上、財政上の緊急性を理由に、本事業実施にあたって緊急の必要性があると判断して随意契約を行ったことは、直ちに不当とまではいえない」と記載している。

しかし、同施行令第167条の2第1項第5号の規定は、災害等、入札手続きを経ることが物理的に不可能な場合に適用されるべきものであることは、第3で述べたとおりである。

今回のように本庁舎省エネ改修3事業において適正に積算せず、その結果、入札差金が大幅に出たような事案や、単に補助金の執行期限が迫っているからという理由で、予算消化のために本条項を適用できるものではない。もしも予算消化という名目が緊急性に該当するとなれば、年度末には随意契約が横行することになり、許されないことは明白である。

大阪府随意契約ガイドラインにおいても、単に事務手続等の期限をもって随意契約の緊急の要件に安易に当てはめるべきものではないとされているのはこのためである。

イ 総務省の見解を引用し根拠としたことは間違っている

総務部職員は、「施行令第167条の2第1項第5号の随意契約の緊急の必要には、市長の裁量の余地があると逐条解説にも書いてあり、国にも確認したと

---

## 第5 太陽光発電設備設置工事について

ころ、個別の事案に応じて、市長が判断すべきものの回答も得ており、その後のガバナンス推進委員会や監査委員の報告でも一応違法性はないとなっていることから、適法の範囲内であると考えている」旨、説明している。

また、「平成24年（2012年）11月当初、環境部職員から、『総務省に5号随意契約の基準があるか環境省から確認を求められたので問い合わせしてほしい』との依頼があり、総務省に問い合わせるため、大阪府に文書を送付した」、「11月13日頃に大阪府から電話連絡があり、総務省は各市町村に示せるような基準は作成していないので、普通地方公共団体の長が個別具体的に判断すればよいという趣旨の回答があった」旨、同職員は証言している。

また、富田副市長は、「総務省に問い合わせた結果、自治体の判断であり、違法ではないという見解を頂いた」旨、説明している。

ガバナンス推進委員会の報告書では、「総務省の見解にも表れているとおり、施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約については、市長の裁量による専決事項であり、市長の決裁を得ている本事業に係る随意契約は違法であるとはいえない」と記載している。

しかし、総務省の見解は、「緊急の必要により競争入札に付することができない場合」に該当するかどうかは、地方公共団体の長が客観的事実に基づき個別具体的に判断すべきものであるとのことであり、本契約の是非そのものについて判断したわけではない。よって、ガバナンス推進委員会や富田副市長が総務省の見解を根拠として違法ではないと判断していることは妥当ではない。

### （2）5号の「緊急性」を適用した際の管理職の判断

本市の事務執行のマニュアルである「事務の手引」には、起案についての心構えとして「起案すべき事項についての考え方、解釈、法令の適用などについては、起案者の私見、主観によることは避け、前例、慣例、行政実例、判例などを参照するほか、上司の意見を十分に聞いて、客観的な立場から処理するようにすべきである」と書かれている。さらに、起案作成上の注意事項の中で、法制的観点として「法令、通達などに触れている点はないか」、行政的観点として「裁量の適否（理想案と次善案、ほかに策はないか、悪例とならないか）」との記述がある。

総務部長は、「基金残金について太陽光発電設備設置で実施することは、『市の決定である。富田副市長が了解をされている』というふうに総務部職員から報告があったので、粛々とやらなければならないと考えた」旨、証言している。

また、総務部長は、「2,000万円を超す単独随意契約である。財務規則等では工事等について、随意契約できるのは130万円未満とあるので、大丈夫かと聞き直したが、部下の職員からは平成24年（2012年）3月31日までに完成させないといけないので、緊急性という解釈ができる」との説明を受け、決裁をした」旨、証言

---

している。

一方、総務部長に報告した職員は、「見積りを徴取する期間がないとして単独随意契約と決めたが、補助金を担当している環境部から単独随意契約では具合が悪いと言われれば事業そのものを断っていたと思う」旨、証言している。

また、環境部長は、随意交渉の起案文書が環境部に回ってきたとき、「金額が大きく、修繕料で、単独随意契約で大丈夫かと部下を通じて総務部に問い合わせたが、見積合わせをする時間がないとの返事があった」旨、説明している。それに対し、総務部職員は、「3月末までに完成させなければならないので、見積合わせはお断りした」、「単独随意契約にさせてもらおうというようなことを言った」旨、証言している。

以上のことから、2,000万円を超える太陽光発電設置工事契約を単独随意契約することについて、一旦は総務部長も環境部長も不安は抱いたが、基金を有効活用するため、部下の説明を聞き入れ、手続を進めたことは、事務の手引にある「起案についての心構え」を守らず、法令遵守よりも予算執行を優先させたと言わざるを得ない。

(3) 単独随意契約の相手方を摂津電気工事株式会社に決めた理由が不透明である

ア 公共施設での太陽光発電設備設置工事の実績がない

吹田市業者登録名簿において、電気工事の分野で摂津電気工事株式会社と同等以上のランクである業者は28社あり、そのうち本市の公共施設に太陽光発電設備設置工事の実績がある業者は6社ある。同社は、今回の工事までは本市の公共施設での太陽光発電設備設置工事の実績はなかった。

イ 見積合わせを検討していない

たとえ地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約ができると判断したとしても、即、単独随意契約をしてよいことにはならず、少なくとも他の1社以上の業者から見積書を徴取すべきである。

単独随意契約の相手方として同社を選択したことについて、総務部職員は、「庁舎管理をしている担当で、電気設備、電気関係といえば、自然発生的に摂津電気工事株式会社が浮かぶ。担当として同社しかないということになる」旨、説明している。

また、「吹田市本庁舎低層棟屋上一部改修（太陽光発電設備設置）の実施及び随意交渉の実施について」の起案文書にも「本庁舎の各種電気工事等の実績があり、かつ、庁舎内の電気系統について精通している摂津電気工事（株）」との記載がある。

しかし、今回の主たる工事は、太陽光発電設備設置であり、庁舎内配線は付

---

## 第5 太陽光発電設備設置工事について

随的なものである。協議に途中から参加したもう一つの業者は太陽光パネルのメーカー代理店であり、電気工事に関して本市の業者登録もしており、本市の公共施設への太陽光発電設備設置工事の実績があり、かつ、協議の中で太陽光パネルの在庫確認も行っている。

また、当該業者は、「指名されれば札は間違いなく入れる。もし入札あるいは随意契約で契約できれば、全体の工事を請け負って、下請工事を摂津電気工事株式会社に、という思いはあり得たかもしれない」旨、説明しており、都市整備部職員も、「摂津電気工事株式会社と同等の工事会社は市内に何社もあり、同等の業者であれば工事は可能であると思う」旨、証言している。

したがって、太陽光発電設備設置工事の実績のある他の業者、少なくとも事前に協議を行っている当該業者から見積書を徴取することができたにもかかわらず、そうしなかった。

### 3 契約締結過程における問題点

#### (1) 契約締結時に内訳書を提出させていない

随意交渉の際には内訳入りの見積書を徴取することが通常であるが、本件では摂津電気工事株式会社の担当者は、平成24年（2012年）2月29日に見積金額のみ書かれた見積書を持参し、3月5日の工事請負契約締結時にも内訳書は提出していない。

見積額の内訳書を提出していないことについて、同社の担当者は、「通常、見積合わせや入札のとき、契約書類として内訳書を付けてくださいという連絡が市からあるが、今回は連絡がなく、内訳書の提出のやり取りがなかった」旨、説明している。

このことについて、総務部職員は、「入札ができないので、形だけでも入札に準じた形で行きたいということで、金額そのままの見積書を提出させた」旨、説明している。また、その上司の総務部職員は、「入札できないが、補助金なので、スタイルを入札になるべく近づけようとしたということを後で知った」旨、証言している。

入札の場合、通常、落札業者に契約時までには落札額の根拠となるべき積算内訳書の提出を求めており、職員は契約締結時に内訳書を徴取すべきであった。

なお、同社が単独随意契約で行った市庁舎の議員出退表示盤取替も、自治法務室が担当しており、契約に当たって積算内訳書を同社より提出させている。

よって、入札に準じたとしても総務部は積算内訳書を徴取すべきであった。

もし随意交渉時、あるいは、契約締結時に内訳書を徴取できていれば、たとえ予定価格がほぼ基金残額と同額であったとしても、契約金額の妥当性を内訳書から検証することは可能であったと考えられる。

(2) 契約金額が漏れていた可能性

摂津電気工事株式会社の担当者は、「環境部職員から随意契約で決まったと連絡があり、見積りの作成を依頼され、時間がほとんどない状況で何度も見積りができたかとの連絡を受けた。もう少し積算しないと最終金額は出せないという交渉の中で、ある程度の金額で受けていただけないかとの話があった」旨、証言している。

一方、当該職員は、「見積書は2月29日に頂くことが決まっていたので、催促もしていないし、金額も提示していない」旨、証言している。

両者の証言が食い違い、どちらが真実であるかは判断し難い。しかし、最終的な基金残額等の客観的状況（詳細は第6の2）から、契約金額が同社に漏れていた可能性は高いと考えられる。

なお、同社の担当者は、「防水架台（ディスク）の部分の金額が一体幾ら掛かるのか分からなかったのも、最終金額が出せなかった」旨、証言している。しかし、防水架台（ディスク）の材工共の金額はメーカーホームページ等から調べることができ、「金額がつかめなかった」との当該担当者の発言にも疑問が残る。

(3) 契約締結への市長の了解

太陽光発電設備設置の契約は、契約締結起案の完結日である平成24年（2012年）3月5日に締結されたことになっている。また、摂津電気工事株式会社が本市に提出した修繕着手届にも着手日は3月5日となっている。しかし、秘書課が管理している副市長及び市長の決裁を求める各部局からの起案文書の収受について記録した起案文書決裁受付ノートの記載によると、この起案文書の秘書課の受入日は同年3月6日となっている。

本来、吹田市公印規則第14条には、総務室において保管する公印を使用するときは、押印を必要とする文書に決裁済原議書又は公印押印簿を添えて公印保管者に提示しなければならないとなっており、決裁済みでなければ公印は使用できない。

秘書課の起案文書決裁受付ノートの記載が正しいとすれば、契約締結が市長決裁より先行していることになる。しかし、市長決裁を必要とするような重要契約を市長の了解なく締結することは考えられず、契約締結までに市長の了解を得ていたのではないかと推測する。

4 単独随意契約の相手企業と市長及び市長私設秘書の関係

(1) 市長の関与

ア 市長の決裁責任

「吹田市本庁舎低層棟屋上一部改修（太陽光発電設備設置）の実施及び随意

---

## 第5 太陽光発電設備設置工事について

交渉の実施について」及び「吹田市本庁舎低層棟屋上一部改修（太陽光発電設備設置）の随意交渉執行結果の復命及び随意契約の締結について」の2件の起案文書に、市長は決裁印を押している。そのことについて、市長は以下のように述べている。

- (ア) 太陽光発電設備設置の起案文書に決裁印を押した記憶も認識もなかった。  
平成24年9月定例会で指摘されて知った
- (イ) 単独随意契約できる法的根拠について、決裁当時は知らなかった
- (ウ) 副市長並びに担当者が決裁済みの起案文書が回ってくれば、中を見ることなく、押印することもある
- (エ) 市政に関連する大きな問題の場合は起案文書の表紙をめくって内容に目を通す
- (オ) 重要な起案であるか否かは、起案文書の標題を読み判断している
- (カ) 太陽光発電設備設置の起案文書は標題を読み、中身を見なくてもよいと判断した
- (キ) 市の意思決定を最後にする者として決裁した責任は自分にある
- (ク) ロ裏合わせや摂津電気工事株式会社と契約するような指示はしていない

以上の市長発言の中の（オ）の証言から、少なくとも太陽光発電設備設置の起案文書の標題は読んでいることになる。本起案文書の標題のすぐ下にある処理案の欄には「摂津電気工事株式会社と別紙契約書（案）のとおり随意契約を締結」と書かれており、当該箇所を見れば、同社と随意契約をすることは理解できる。

よって、市長が起案文書の標題、処理案に書かれている摂津電気工事株式会社との随意契約であることを認識せず決裁したという証言は、にわかに信用することはできない。もし仮にそれが事実であったならば、市長の職責からみて許されることではない。

さらに、単独随意契約の相手が市長の後援会関連企業であったとしても、「認められた手法で契約したので、問題ないと思っている」旨、市長は証言している。

しかし、本件の場合、随意契約の要件として地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急性を適用すること自体が違法である。その上、市長の後援会関連企業と単独随意契約したことにより、契約の相手方選択の透明性に欠け、契約そのものの公平性が損なわれた。

### イ 市長の裁量権の範囲

市長の裁量とは市長は何をしてもよいということではない。市長の裁量が認められるのは市の政策の当否に関する場合であって、法令に違反する場合、裁

---

量の余地はあり得ない。

本件の場合、単独随意契約の適用が違法であることは既に述べたとおりであり、このような法令の適用には裁量を論じること自体が間違いである。

市が主張するように、市長の裁量の余地があるとしてもその裁量が合理的裁量の範囲内でなくてはならないことは当然である。本件の場合で言えば、市長は契約の相手方、契約額、契約内容、その契約が法令に違反しないかどうかなどの具体的事実を正確に認識して判断する必要がある。

アで示したように、市長は起案文書の内容を読まずに、つまり内容を判断することなく決裁印を押したと証言しており、「市長が客観的事実に基づき個別具体的に判断すべき」との総務省の見解を適用すればなおさらのこと、本契約を正当化することはできない。

## (2) 市長私設秘書の関与

### ア 私設秘書の関与

本委員会が実施した職員アンケートにおいて、以下のような記述があった。

- ・市長が大阪府議会議員のときから秘書として市の上層部に出入りしていた
- ・特定企業に便宜を促す私設秘書の言動があった
- ・私設秘書は市長の威光を笠に着ていた

本委員会は、市長の私設秘書と3部の幹部職員が本事業に関して非公式に接触していた可能性もあると考え、参考人招致及び証人尋問の席で、多くの職員に質問を投げ掛けたが、接触したことや市長又は私設秘書の指示があったことを認める職員はいなかった。

しかし、3部の職員が通常であれば行わないような方法で本事業に一斉に取り掛かったことから見て、これらの職員の発言を安易に信じることはできない。

### イ 市長及び私設秘書等関係者の説明

(ア) 市長は、「摂津電気工事株式会社の代表取締役との付き合いは20年を超えている。企業献金は新聞に出ていたとおりである」旨、説明しており、かつて市長が企業献金の受け皿としてつくっていた政党支部に、当該企業からの寄附があった事実がある。

(イ) 市長の私設秘書は、私設秘書になる前は摂津電気工事株式会社の社員であった。太陽光発電設備設置が実施されていた当時、同社のいわゆる子会社であるエヌティ工業株式会社の役員として、月10万円の報酬を得ていたことを認めている。

## 第5 太陽光発電設備設置工事について

(ウ) エヌティ工業株式会社の、パソコンを用いた経理事務は摂津電気工事株式会社内で行われていた。また、摂津電気工事株式会社の社員がエヌティ工業株式会社の契約や請求書作成、工事作業員の手配を行うこともあった。そのため、他社社員からは両社の区別がつかず、混同して認識されていた。

(エ) エヌティ工業株式会社は、建設業に必要な常勤の専任技術者として電気技術士の資格を有する私設秘書を登録していたが、常勤の実態がないとして大阪府の指摘を受け、建設業を廃業している。

私設秘書の同社での勤務実態については、同社社長及び私設秘書本人が、「車を時々運転したり、営業のアドバイスをしていた。不定期に出社していた」旨、説明している。

一方、本委員会の求めに応じ、私設秘書が土、日、祝日以外は毎日出勤していたことを示す出勤簿が同社から提出されているが、大阪府の指摘を受け、廃業したことを勘案すれば、提出された出勤簿は信憑性に欠けるといえる。

また、私設秘書は平成20年(2008年)に社員として同社に入社しているが、そのころ、同社は建設業に必要な電気工事士の有資格者として当時の代表取締役がおり、当該私設秘書を雇用する特段の必要性はなかったと言える。

以上のことから、同社は、当初、当該私設秘書を雇用する特段の必要性もなく、なおかつ勤務実態が月10万円の報酬に相当するとは考え難い。したがって、私設秘書への給料、報酬の少なくとも一部は政治資金規正法上、市長への違法な企業献金ではないかと疑われても仕方がないとする。

## 第6 真相を隠蔽し不適正な行為を是とする体質

本件において不適切もしくは不適正な事務手続を行ったことは、第4、第5で述べたとおりである。行政において法令等を遵守しなかったことは問題である。それに加え、あたかも遵守したかのように隠蔽し、不適正な行為を是とする体質はさらに大きな問題である。

### 1 工事請負契約に関する要領や規程を守っていないこと

#### (1) 工事請負契約等に係る発注要領の適用を回避した

今回、太陽光発電設備設置の予算額は、基金残額と同じ2,497万9,000円であり、予定価格は2,000万円以上であった。したがって、第3で述べたとおり、吹田市工事請負契約等に係る発注要領の規定により、一般競争入札を実施しなければならなかった。そして、この場合、契約検査室が入札を執行することになる。

しかし、実際には「3月31日までに工事を完了するために緊急性という解釈もできる」、「見積りを徴取する期間がなく、単独随意契約しかないという判断をしていた」旨、総務部職員は証言しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急性」を根拠に、摂津電気工事株式会社と交渉し、単独随意契約を行った。

平成24年（2012年）11月12日開催の全員協議会において、議員の「同要領に書かれた緊急性の例示にあてはまらず、本工事は緊急の必要に該当しないのではないか」という趣旨の質問があり、環境部職員は、「工事請負費であれば同要領が適用されるが、今回、修繕という前提で事業を進めた」旨、答弁した。つまり、修繕料であれば同要領の適用外であり、入札を行わなくてもよいものとして担当部署で同施行令第167条の2第1項第5号を根拠に随意契約できると判断したとしている。しかし、修繕料で執行した本庁舎省エネ改修3事業は指名競争入札をしていることから、太陽光発電設備設置についてのみ同要領の対象外であると認識したとは考えられず、同要領の規定を都合よく解釈して契約検査室の関与を回避し、入札の対象外にしたといえる。

#### (2) 工事検査規程が守られていなかった

修繕料で支出する場合であっても、太陽光発電設備設置は、建設業法に規定された電気工事である。

今回の太陽光発電設備設置については、第3で述べたとおり、契約金額は2,000万円以上であることから、契約検査室長が検査を実施することになる。

このことについて、契約検査室職員は、「検査対象となる「工事」とは、建設業法第2条第1項に規定する建設工事で、本市が吹田市財務規則に基づいて締結

---

## 第6 真相を隠蔽し不適正な行為を是とする体質

された工事請負をいうと定めている。工事又は製造の請負には施設の修繕が含まれているものと解釈をしている」旨、説明している。

したがって、契約締結の起案文書において、吹田市工事検査規程第5条のとおり、契約検査室長の合議が必要であり、仕様書、設計書及び図面を契約検査室長に提出しなければならなかった。

しかし、契約検査室職員は、「設計書がなく、自治法務室からの問合せもなかった。契約検査室に契約締結の起案文書が回ってきておらず、契約検査室として承知していない」旨、説明している。

もし、契約検査室長に契約締結起案文書への承認を求めておれば、契約検査室長は、契約所管担当長として、その職務権限において、今回の契約が透明性、競争性の下、執行されているかどうかを判断したと考えられる。さらに、詳細な設計図面がなく、設計金額の積算もされていないことが明らかになり、契約検査室長として適切な契約であるかどうか判断することができたと考えられる。

また、工事完了検査については、本来であれば契約検査室で行わなければならなかったが、実際には、建築課所属の検査員が検査を行っており、工事検査規程に反している。

加えて、平成24年（2012年）3月30日付け検査報告書には、「契約書」、「設計書」、「仕様書」に基づき行っったとの記載がある。しかし、都市整備部職員は、「完成検査報告書には設計書と書いてあるが、当時、設計書がなかったので仕様書に基づいて検査した」旨、証言している。つまり、検査報告書に事実と異なる記載をし、設計書に基づく検査もしていないことが判明した。

以上のことから、契約検査室での一般競争入札とすることを回避するため、吹田市工事請負契約等に係る発注要領の適用外と解釈し、同施行令第167条の2第1項第5号を適用し、本事業を単独随意契約としたことは、予算を使い切るために法の趣旨を歪曲した事務執行であり、重大な問題である。

また、工事検査規程に反し、契約検査室長への合議、関係書類の提出がされなかったことにより、契約検査室の検査機能が発揮できなかったことは、組織として大きな問題である。

## 2 ペアガラス導入とLED追加工事の費用が残るように太陽光発電設備設置の契約金額が決まった

太陽光発電設備設置の単独随意契約金額2,251万2,000円は、予定価格の2,496万9,400円からペアガラス導入111万7,200円及びLED追加工事133万560円を引いた額2,252万1,640円にほぼ等しく、これは偶然の一致とは考え難い。

まずこれら三つの事業については、平成24年（2012年）3月5日に太陽光発電設

---

備設置の契約締結起案文書が完了し、3月6日にペアガラス導入の見積合わせによる随意交渉起案文書とLED追加工事の実施起案文書が起案されたことになっている。総務部職員は、「最終的には太陽光発電設備設置の契約金額が決まり、ペアガラス導入とLED追加工事が補助金の範囲内で収まった」旨、説明しており、「自動的に値段が決まっていた」と発言している。

ペアガラス導入について、総務部職員は、「導入箇所の結露がひどく数年前からの課題であったが、工事費はかなり高額になるため、GND基金を使って実施したいと考えていた」旨、説明している。

ところが、ペアガラス導入の施工業者は、「2月1日にガラスの大きさなどの寸法取り、10日に再度、下見と寸法取りを行い、2月16日に見積書を提出した」旨、説明している。なお、GND基金で執行するためには事前に環境省へ計画変更手続をする必要があり、2月23日に環境省へ提出した「中核市・特例市グリーンニューディール基金事業計画変更書」には、「太陽光発電設備23,861千円（発電容量 約15kw）、ペアガラス1,118千円（13枚 約20㎡）」との記載があり、工事費用が分かっていた。

LED追加工事については、施工業者は、「2月23日及び29日に自治法務室と協議を行い、1回目の打合せのときに、市から1階ロビーに演色性の良い照明を考えてほしいと言われた」旨、説明している。また、協議に同席していた都市整備部職員は、「施工業者から現状の契約金額の中では演色性の話は難しいので、契約金額の変更が必要であるというような話があった」旨、証言している。

本委員会が施工業者から徴取した打合せ記録によると、総務部職員は2月23日に契約変更により必要となる追加額の見積りを業者に依頼しており、総務部職員は、「見積書は太陽光発電設備設置の契約金額が決まる前に受け取っていた」旨、証言している。

つまり、太陽光発電設備設置の随意交渉日である2月29日には、契約変更によるLED追加工事の費用が確定していたことが本委員会の調査の結果、判明している。

以上のことから、太陽光発電設備設置の随意交渉は、ペアガラス導入及びLED追加工事の費用を踏まえて行われ、太陽光発電設備設置の契約金額が決まったと考えるのが自然である。

### 3 行政組織の指揮命令者がいないと証言する不自然さ

本市には副市長が2名おり、山中氏が環境部を、富田氏が総務部をそれぞれ担当していた。国からの補助金である基金を活用した太陽光発電設備設置について、総務部長は、『元々の予算の所管であった環境部が、総務部担当副市長に了解を得ている』と部下から聞いていたので、担当副市長に口頭ではもちろん相談も報告もし

---

## 第6 真相を隠蔽し不適正な行為を是とする体質

ていないし、環境部とも直接話をしていない」旨、証言している。

このように国からの補助事業の新たな活用方法について、総務部長が担当副市長に相談も報告もせず、両部長が協議もしなかったことは、不可解である。

平成24年（2012年）2月8日に、本庁舎省エネ改修3事業の指名競争入札が行われ、約2,100万円の差金が生じた。総務部職員は、「当時、本庁舎省エネ改修3事業の施工管理、3月定例会の準備、防災対策本部の移転、非常勤職員の採用試験など業務多忙につき、地球環境課に基金残額を返したいと思っていた」旨、証言している。また、環境部職員も、「総務部から一旦国に返してはという話があったのは事実である」旨、証言しているとおり、総務部は一度、断っている。

その後、総務部職員は、「環境部から太陽光発電設備設置は副市長の了解があると聞いたので粛々とやらなければならないと考えた。副市長了解事項ということで、間に合うのであれば随意契約でいくしかない」旨、証言している。しかし、環境部職員は、「市の方針や副市長の了解などと言っていない」旨、証言しており、双方の証言が食い違っている。

「副市長の了解」、「市の方針」があったのかどうかは不明であるが、基金残額を使う方向に3部が一斉に動き出すという不自然な経過をたどった。

以上のことから、職員からは、太陽光発電設備設置について、「市長あるいは副市長からこの件の指示があった」との証言はなかったが、行政組織の指揮命令の在り方から考えて、指示していた可能性は否定できない。

### 4 最初から契約の相手方を決めていた疑い

平成24年（2012年）2月8日に、本庁舎省エネ改修3事業の競争入札を実施し、多額の入札差金約2,100万円が発生した。環境部は基金をさらに活用するため、太陽光発電設備設置を実施することを考え、総務部と都市整備部に提案し、9日及び10日に協議した。

都市整備部職員は、「この規模でも見積期間も含め1か月程度の設計期間が必要と思っていた」、「2月9日の時点で3月末までに工事完了するのは建築課の通常業務では無理と答えたが、環境部からは是非ともやっていきたいとの要望があったので、協力を約束した」旨、証言している。

2月13日、14日の協議に摂津電気工事株式会社の担当者を同席させ、2月14日及び15日の協議には、太陽光発電設備のメーカー代理店業者も協議に同席している。同社の担当者を3部協議に同席させたことについて、都市整備部職員は、「スケジュール的に工期が厳しい中で、本当に事業ができるのか分からなかったので、庁舎の営繕工事をよくやっていて、電気系統を熟知している業者に確認して、仕様書を作成するためであった」旨、説明している。

---

当該職員は「機器についてメーカーに話を聞くことはあっても、設計段階で業者に聞くということは余りしない。しかし、3月末に終わらなければ補助金がもらえないので、業者に相談をした」旨、証言している。こうして、通常の業務を超える都市整備部の協力体制ができたといえる。

協議に同席した業者や職員の証言によると、2月14日に都市整備部職員が太陽光パネルの在庫確認をメーカー代理店業者に依頼し、2月15日には同メーカーの太陽光パネルの在庫確認がとれている。そして、環境部職員は、「同日、単独随意契約で行うと決めた、と総務部職員から電話で聞いた」旨、証言している。

また、協議の場で、「都市整備部職員が入札を前提と説明していた」と、同席した職員や業者は述べている。また、仕様書作成を指示された都市整備部職員は「上司からも入札前提で指示されたので、見積合わせも含めた入札のような形になるのではないかと考えて書いていた」旨、説明している。

しかし、本件では、設計図面がなく、積算もできていないため、そもそも設計金額や予定価格が不明のまま入札を行うことは不可能である。さらに、本庁舎省エネ改修3事業のように指名競争入札するのであれば、当然必要となる指名業者の選定もしていない。よって、当該職員が「見積合わせも含め」と言っているように、当初から見積合わせによる随意契約を想定していたと考えるのが自然である。

また、最初から摂津電気工事株式会社と契約することを想定したわけではないとの都市整備部職員の証言はあるが、確実に3月末までに工事を完成させることが3部共通の大命題であったことから、協議を基に仕様書を作成し、在庫確認した太陽光パネルを使って、同社と単独随意契約することを決めたと考える方が納得できる。

以上のことから、当該職員が3部協議へ同社の同席を求めた時点では、同社と契約することを想定していなかったとしても、協議が進むにつれ同社と単独随意契約するしかないとの思いが増し、協議の早い段階、遅くとも太陽光パネルの在庫確認ができた時点で、協議に参加、同席した者たちの間に、同社との単独随意契約への了解があったのではないかと推測する。

## 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急性」の恣意的な解釈

既に第5の2(1)で述べたとおり、今回の太陽光発電設備設置に関する契約に同施行令第167条の2第1項第5号の「緊急性」を適用することは許されない。

平成24年9月定例会において、議員から太陽光発電設備設置の単独随意契約に関する質問があった。この質問を受けたことから、総務部長は、随意契約に関する庁内通知を出すため、文書作成を契約検査室に指示した。

## 第6 真相を隠蔽し不適正な行為を是とする体質

総務部長は、『新版 逐条地方自治法』のコピーを示して、「通知文書の中に、同施行令第167条の2第1項第5号にある『緊急の必要により競争入札に付することができないとき』の例示として、『行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合等』を書き加えるように指示した」旨、証言している。

契約検査室職員は、総務部長が示した文章について「このような文章があること自体知らなかった」、「一般的に発注要領の中にも入っていないので、このような解釈はどうかと思った」旨、説明しているが、総務部長の指示に従い修正し、平成24年（2012年）10月2日付け24総契第461号「契約事務の適正化について」として庁内に通知した。

『新版 逐条地方自治法』の記載には「『緊急の必要』とは、たとえば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合である」とある。これは、「行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙る」ということだけをもって単独随意契約できるという趣旨のものではなく、そのみを切り離して記載するよう求めた同部長の指示は間違っていたといえる。

これら一連の流れは、太陽光発電設備設置が、同施行令第167条の2第1項第5号の本来の解釈では単独随意契約としてできないにもかかわらず、総務部長通知により、あたかも単独随意契約の条件に当てはまると誤認させるものである。

なお、平成25年（2013年）3月に契約検査室が作成した吹田市随意契約ガイドラインには、素案の段階からこの項目は入っていない。

このことについては、契約検査室職員は、「10月の通知文は、実際の実務に沿った形で、実務に支障のないような範囲であったが、はなはだしく不利益というような、あいまいな表現はガイドラインとして適切ではないと考え、当該項目は入れなかった」旨、説明している。

以上のことから、10月2日付けの総務部長通知は、法令の趣旨の尊重よりも実際に行われた実務に合わせるように法解釈がなされたものであり、今回の単独随意契約を正当化する意図を持って行われた可能性が高い。

## 6 行政組織を挙げての隠蔽行為

### （1）本庁舎省エネ改修3事業に対する契約後の偽装見積り

本来、見積書は業者が自らの責任で積算して提出するものである。しかし、環境部職員は、本庁舎省エネ改修3事業の入札後に自ら作成しながら、あたかも業者が積算してつくったかのように装い、議会での指摘を受けるまで、組織的に事実を隠蔽していた。その経過は以下のとおりである。

---

## 第6 真相を隠蔽し不適正な行為を是とする体質

平成24年9月定例会の議員質問に対して、総務部長は、「照明設備改修（ＬＥＤ化）は3社から、断熱フィルム貼付は1社から、高遮熱性塗装は3社から、それぞれ見積りを徴取し、それを基に予定価格の積算をした」旨、答弁した。

しかし、10月の決算審査特別委員会での委員からの質疑に対し、総務部職員は、「今まで照明設備改修（ＬＥＤ化）については3社、断熱フィルム貼付については1社、高遮熱性塗装については3社からそれぞれ見積書を徴取し、それを基に予算額をつくり、予算額を基に予定価格を策定したと説明をしてきたが、3事業とも平成23年（2011年）8月に、それぞれ1社ずつから見積書を取り、予算額を積算し、それを基に予定価格を策定したものである。これらの事業が国の補助金事業であるので、予算化する際、1社の見積りでは十分ではないのではないかと考えたためである」旨、答弁した。

実際、本庁舎省エネ改修3事業の後付けの見積りを徴取した環境部職員は、11月12日開催の全員協議会の質疑において「入札後、都市整備部及び総務部と太陽光発電設備設置に係る協議を進める中で、本庁舎省エネ改修3事業について予算積算のための見積徴取を1社のみではなく、3社程度の見積りが必要ではないかとの認識を持ち、本庁舎省エネ改修3事業の落札業者に他社の見積書の提出を依頼した。見積額から一定程度削減すると予算額になるようにした金額を書いた見積書の様式を作成した」旨、答弁している。

なお、当該環境部職員は、「上司及び総務部職員の同意を得て、他社からも見積書を徴取することとした」と答えており、上司である環境部職員も「他社から見積書を徴取するよう指示したのは自分である」旨、答弁している。

また、当該環境部職員は、「見積書自体を予算積算用にとると指示を受け、見積書の様式は直属の上司と総務部職員に見せ、2月下旬頃、事業者に渡した」旨、証言している。

一方、調査の結果、本庁舎省エネ改修3事業の施工業者は、それぞれ当該環境部職員から、既に数量、単価、金額等が入力済みで、会社名のみ空欄の3通の見積書を渡され、押印後提出するよう依頼されたことが判明している。

高遮熱性塗装及び照明設備改修（ＬＥＤ化）の施工業者2社は、自社の社名判と代表者印、他の2通には他の業者の印を押した見積書を提出している。また、提出しなかった断熱フィルム貼付施工業者は、「落札後、市職員から既に金額が書いていた見積書を手渡され、どこかの業者の判で、別の架空の見積りをつくるような指示があったが、提出する必要はないのでそのままにしていた。その後、市から催促はなかった」旨、説明している。

この点について総務部職員は、「今回は、出された見積書の数字を書き換えたり、相手の名を語って見積書をつくっていないので、刑法上の文書偽造の罪には当たらない」旨、説明している。

---

## 第6 真相を隠蔽し不適正な行為を是とする体質

また、環境部職員が独断ではなく、直属の上司や総務部職員の同意の下、作成したが、両部長には報告していなかったことから、9月定例会における、事実と異なる総務部長の答弁となった。

このように、市は入札後に見積書を徴取したにもかかわらず、あたかも入札前にそれぞれ3社の見積書を提出させて検討したかのように装ったことは問題である。

### (2) 見積合わせを装った単独随意契約

随意契約を見積合わせにより行う場合は、市が複数の業者から見積書を徴取しなければならないのは当然のことである。

ペアガラス導入の随意契約締結の起案文書では、3社で見積合わせを実施したになっている。しかし、契約業者は、「市担当者から、見積書の取りまとめを依頼され、あとの2社に見積書を依頼した」旨、説明しており、契約前に他の業者の見積書を一緒に提出させ、見積合わせを行ったように見せかけていたことが分かった。

同時期に契約した市庁舎非常電源盤増設の随意契約についても、施工業者は、「工事終了後に、あと2社分の見積書を提出してほしいと市から依頼され、頼みやすい他の2社に見積書を依頼した」旨、証言しており、工事後に複数の見積書の提出を求め、見積合わせを行ったように見せ掛けていたことが分かった。

契約業者によると、いずれの契約についても総務部自治法務室職員から他社の見積書の提出を依頼され実行したとのことであり、契約金額が数十万円の低額の場合は今回以外にも行われていたとのことである。

これらは、見積合わせを装った単独随意契約であり、自治法務室では、契約業者から他業者の見積書も提出してもらうことが日常化していたといえる。また、自治法務室だけでなく他の部署でも同様のことが行われていたことを示唆する証言もあった。

### (3) 環境省への事実と異なる報告

中核市・特例市GND基金では、市は環境省に対し、中核市・特例市GND基金交付要綱に基づく事業実施報告書の提出義務がある。市は「公共施設省エネ・グリーン化推進事業の全ての事業において、一般競争入札を実施した」と報告書に記載し、提出したが、実際には、本庁舎省エネ改修3事業は指名競争入札であり、太陽光発電設備設置及びペアガラス導入は随意契約であり、いずれも事実と異なる報告をしていたことになる。

このことは、平成24年（2012年）10月の決算審査特別委員会の質疑で判明し、環境部長は、「環境省に表記の誤りを訂正する旨、文書を差し替えたい」と答弁

---

した。しかし、環境省への提出書類は全て起案処理を行っており、起案文書に押印した職員全員が記載の間違いを見落とすとは考えられない。

もし仮に故意に事実と異なる記載をした、あるいは、事実と異なることが分かっていたのに、そのまま環境省に提出していたとすれば、隠蔽そのものである。

(4) 契約時の内訳書の提出を求めなかった理由

今回、太陽光発電設備設置に関して、随意契約の相手方選定や契約手続、契約金額について検証の必要性が生じた。平成24年（2012年）11月の全員協議会で、議員から「随意契約時の見積書の内訳を請求すべき」との意見が出された。これに対し、総務部長は、「摂津電気工事株式会社に対し、責任を持って回答してほしい旨、申し入れたい」という旨の答弁をしている。このときに当該議員が要求したのは、単独随意契約時の同社の積算内訳である。

しかし、同社から提出された内訳書は契約時のものではなかった。その理由として、同社の担当者は、契約時に作成した内訳書を「そのまま出しましょうか」と総務部に確認したが、「最終的な図面に沿った形のもので内訳書の作成をお願いします」と依頼され、また「複合単価で作成してほしい」と言われたため、「複合単価で作成し、提出した」旨、証言している。

また、契約時の見積額について、同社の担当者は、「いつも、拾い出しで積算しており、複合単価ではしていない」、「太陽光パネルの価格は定価でなく、過去に行った工事のときに見積りを取り、積算していた数字を基本的に参考にした」旨、証言している。

市が要求すれば、契約時の見積内訳書を提出させることができたにもかかわらず、工事後の複合単価で作成した見積書を業者に求めた。なぜそのようなことをしたのかは不明であるが、同社が契約時内訳書の金額と契約金額の差が大きかったため、市は契約時の内訳書を提出させたくなかったのではないかと疑惑が生じている。

(5) 議会への不自然な報告

平成24年（2012年）2月23日に、議会運営委員会委員に対し、環境部長からGND基金の残額を太陽光発電設備設置に充てたい旨の説明があった。その説明を受け、委員から質問があり、総務部職員は、「反射をしない太陽光パネルについても総合的に検討して実施したい」旨、答弁し、環境部長は、「価格設定に関して、今、建築課で見積りを取ってもらっており、今は予定価格ということで了承していただきたい」旨、答弁している。これらの答弁は、太陽光発電設備設置を進める方向性が決まったという内容であり、具体的な仕様の検討や設計価格の積算は今後されるとの印象を委員が受けたとしても無理はない。

---

## 第6 真相を隠蔽し不適正な行為を是とする体質

このとき、摂津電気工事株式会社との単独随意交渉の起案文書は少なくとも副市長まで決裁されていたにもかかわらず、同席していた総務部長ほか、誰からも単独随意交渉をする旨の説明はなく、交渉相手として起案文書に書かれている同社の名称も明らかにされていない。

したがって、同席していた職員は、本事業が単独随意契約であることや契約相手先が同社になることを意図的に議会に隠したと考えざるを得ない。

以上のことから、不適切な事務処理をしたことに対して組織を挙げて隠蔽する職場の体質が明らかとなった。

## 7 市長の意向を絶対視する組織体質

### (1) 全員協議会での部長答弁の変遷

今回の太陽光発電設備設置の工事請負契約は、契約の相手先が市長の後援会関連企業であったことから、仮に便宜供与を疑われるようなことがあれば本市として重大な問題になる可能性が高く、より慎重に実施しなければならなかった。

平成24年（2012年）11月に、全員協議会の場において、市長は、「摂津電気工事の社長が私の後援会役員であるからといって、企業活動を制限されることはまた別の話である。その時点で決裁をしたことについて、問題があったとは思っていない」旨、答弁している。

一方、総務部長は、「もし起案決裁時に、契約の相手方の代表取締役が市長の後援会副会長であることを知っていれば、今回の随意契約の決裁をしなかった」と答弁している。

また、他の議員からの質問に対しても、総務部長は、「議会の中でも随意契約について厳しい指摘を頂いており、部下の責任問題の追及になるような起案は上げさせられないというのが自分の大原則である」旨、答弁している。

しかし、約30分間の休憩後、他の議員からの質問に対して、総務部長は、「本来、市の立場としては、市長の後援会との関係のいかんによって、契約の判断を左右すべきではないと考えている」旨、答弁し、「この企業と市との随意契約を否定しようというものではない」と説明している。

さらに、「市長の後援会の副会長の企業であるということと、市とこの企業との契約の実績については関係がないので、今の答弁をもって私の見解とかえさせていただきたい」旨、発言している。

本委員会において、総務部長は、「部長の答弁については、少し不適切ではないかとの指摘が市長室からあった」旨、証言している。本委員会の調査からも、休憩時間中に市長室職員から総務部長の答弁は問題があり、訂正すべきではないかとのことで、総務部長にメモを渡し、改めて総務部長に答弁させたことが明ら

---

かになった。

市長が掲げる政策遂行の補助や市長が発した有効な職務命令に、職員が従う地方公務員法上の服務義務があることは言うまでもない。しかし、市長の意向や判断が常に正しいとは限らない。

総務部長の発言の変遷は、市長の意向を絶対視するあまり、異論が許されない組織体質を如実に表している。

## (2) アンケートの実施妨害

平成25年(2013年)1月24日に、本委員会は事件の真相を調査するため、全職員にアンケート調査を行った。(詳細は、第2章第13)

市長は、可能な限り本委員会の調査に協力を行うとしていたが、本委員会の正副委員長が事前に市長に趣旨説明したところ、「アンケート調査内容について問題がないか検討したい」と述べた。

そして翌日、市長から「内容の大半は事実関係を聞くものではなく、職員の意見や感想のみを聞くものであり、真相の究明や再発防止にはつながらないと考えられることから、再考されるべき」との文書が本委員会に提出された。

また、1月1日より就任していた総務部長は、全部局長に対し「職員アンケートの内容は、同委員会の設置目的と関連性が明確でない項目が含まれている」として「業務外」と位置付け、アンケート用紙を職員に配付せずに「事務室内の特定の場所に設置すること」など、「統一的な取扱い」とする総務部長名の文書を作成し、総務部長自らが各部局長に届けた。

市長の意向を汲んで総務部長が行った行為は、職員を委縮させ、自由意思による協力をさせないようにする効果があった。議会の正当な調査権に対する干渉、妨害を、調査される側の市長や、総務部長が行ったことは許されない。このようなことを行った背景には、市長に職員からの情報提供が不利に働くとの懸念があったのではないかと推測される。

アンケート平均回収率は、28.1%であり、特に事件について知り得た可能性の高い総務部及び環境部の回収率は15.7%及び1.6%と著しく低かった。

本委員会は各部局長に対し、部内職員へのアンケート用紙配付を依頼したにもかかわらず、配付しなかった部署があり、また事務室内の特定の場所に設置されたためアンケート用紙を取りにくかった部署もあったことから、回収率が下がったと考えられ、市長及び総務部長が実質的に本委員会のアンケートの実施妨害を行ったと判断した。

## 8 まとめ

### (1) 背後にある組織的な問題

本委員会の調査において、①遵法精神よりも補助金を使い切るために法解釈を歪めたこと、②業務を執行するため契約手続の検査を回避したこと、③問題のある業務を正当化するための行為があったことなどが発覚した。複数の職員や部署が関わったにもかかわらず、このような状況になったことは組織体質そのものに問題があったと言わざるを得ない。

また、①見積合わせを装った単独随意契約を日常的に行っていることや、②会計検査院による検査に備えるため契約後に見積書を作成したこと、③補助金執行に際し環境省に事実と異なる報告を行ったこと、④市長後援会関連企業との単独随意契約であることを議会に報告する機会があったにもかかわらず、しなかったことなども発覚した。

このような不適正な事務処理を行った事実を組織を挙げて偽装、隠蔽あるいは擁護する風土があることは大きな問題である。これら本市の組織的な体質や風土を放置すれば、また同様の事件が発生する可能性がある。

### (2) 背景に何らかの大きな意向、指示などがあった疑い

今回、①通常ではあり得ない高額な単独随意契約、②不自然な契約金額の決定、③部長協議や担当副市長への説明がなかったという行政組織では考えられないようなことが行われていた。

また、一旦は多額の入札差金を返したいと考えた総務部が、「市の方針」と判断した途端、太陽光発電設備設置に向け、動いたことや多数の不適正な業務の進め方、歪められた法解釈、数々の隠蔽行為などから、背景には何らかの大きな意向、指示などがあった可能性も考えられる。

しかし、地方自治法第100条の規定により付与された本委員会の調査権にもおのずと限界があり、その限界を超えることはできないため、証言や資料、記録を基に確定できた事実に基づき、可能性を指摘するものである。

なお、本調査を通じて市長の意向を絶対視する職場風土が、市役所組織における多様な角度からの検討・検証を妨げ、正しい業務執行や判断を損なっていることも明らかになった。このような職場風土は直ちに改善しなければならない。

## 第7 委員会の判断

本委員会は、太陽光発電設備設置について、以下のとおり判断した。

### 1 関係法令等の遵守

#### (1) 補助金適正化法が定める義務に違反

本事業実施において、自ら積算又は見積書を徴取せず、GND基金残額を予定価格とした発注を行い、少なくとも800万円も割高な契約を行ったことは適正な事務執行とは言えず、「善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない」と規定する同法第11条に違反している。

#### (2) 地方自治体の契約における積算業務等違反

本事業の場合は、国からの補助金を消化するために、GND基金残額を予定価格として発注している。しかし、本基金残額2,497万9,000円を予定価格として使うのであれば、その価格に相応しい発電容量の太陽光発電設備を発注すべきであった。他方、15kwの太陽光発電設備を設置するのであれば、その発電容量に相応しい価格を積算又は第三者の見積書を徴取して発注すべきであったが、それを一切していない。その結果、少なくとも800万円の補助金が不当に支出された。

市は、積算又は第三者の見積書を徴取する時間的余裕がなかったのであれば、中核市・特例市GND基金交付要綱第9条第3項により本基金残額を国に返還すべきであった。それが国の補助金を扱う地方自治体及び公務員のあるべき姿である。

#### (3) 随意契約に関する法令違反

中核市・特例市GND基金実施要領は、国の補助金を原資として支出する以上、「競争入札」で実施することを要求している。しかし、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、財務規則等に基づき契約できる規定になっている。

本事業は、異例にも地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争に付することができない場合」に当たるとして、摂津電気工事株式会社との間で単独随意契約を締結して実施した。

しかし、随意契約は透明性、競争性、不正の排除に最も欠ける契約手続であるため、実施要領における随意契約が許される場合とは、誰が見てもやむを得ない事例に限定されていると解される。

本事業実施に当たり、補助金の執行期限が迫っていることをもって「緊急性」を適用し、随意契約をしてもよいと解釈することは実施要領の趣旨に反している。

---

## 第7 委員会の判断

第3において引用した平成18年（2006年）8月25日付け財務大臣通達財計第2017号「公共調達の適正化について」や大阪府随意契約ガイドラインから鑑みても、本事業のような国の補助金の返還期限が迫っている場合に、同施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急性」を適用してはならないことは明らかであり、違法である。

### （4）中核市・特例市GND基金交付要綱に定める義務に違反

同交付要綱は「補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合」は、国から返還請求を受けると規定している。

そもそも市は自ら積算をせず、第三者の見積りも取らなかった。また、当時の市場価格も調査せず、5年前の発電容量1kw当たり130万円という概算工事費のみを判断基準とし、本契約を締結した。その結果、本事業の価格が当時の市場価格より少なくとも800万円割高になった。

以上の行為は、「怠慢、その他不適当な行為」に該当する。

## 2 市長、職員の法令違反に関する民事責任

### （1）職員の責任

本事業において、関係職員が1の（1）、（2）に示した補助金適正化法や入札に関する積算業務などの原則に違反して適正な予定価格を積算せず、また、それを調査せず、GND基金残額とほぼ同額を安易に予定価格として、摂津電気工事株式会社に発注し、その結果、少なくとも800万円の損害を本基金に生じさせた。

このようなずさんな法令違反行為を行えば本基金に損害を与えることは容易に予見できたのに、漫然とそれを放置して本契約に至ったものである。本来であれば、第3で述べたように職員にも損害賠償義務があると思われる。

しかし、本事業は関係職員の判断だけで執行したのではなく、上司の指示あるいは了解の下、組織的に執行したものであるため、関係職員に対して直接的な責任は問わないものとする。

### （2）市長の責任

太陽光発電設備設置に関する摂津電気工事株式会社との随意交渉の起案文書及び請負契約の起案文書に市長自ら決裁し、それを承認している。

市長は、第3で述べたように地方財政法、地方自治法等の法令に従って、誠実に事務処理を行う義務を負うものであり、市が契約を締結する場合、その内容が法令に適合し適正であることについて自ら調査、点検し、また部下が法令に違反しないように指導監督するなどの任務を担っている。

市長は市の最高責任者として、随意交渉及び随意契約締結の決裁においては、

---

契約の相手方、契約額、契約内容、その契約が法令に違反していないかなど、具体的事実を正確に認識して決裁する必要があるが、その内容を確認し、判断することなく決裁印を押したと証言している。市長の言葉どおりであれば、市長に求められる指導監督義務を大幅に逸脱していることになり、地方自治法や地方財政法等の法令に違反している。

このような任務違反の結果、少なくとも800万円の損害を市に与えた以上、市長個人はその損害を本市に賠償する責任があると考ええる。

### 3 刑法の背任罪の可能性の検討

本事業に関係した職員の行為は、本来の地方自治体の入札業務から大きく逸脱した行為であったことは述べたとおりである。しかも、その行為の結果、GND基金に少なくとも800万円の損害を与えたことが、本委員会による調査の結果、判明している。そこで、本事業に関係した当該職員の行為が刑法上の背任罪に当たらないかどうか、以下のとおり検討した。

補助金適正化法は、当該地方自治体に「善良な管理者の注意義務」を要求しているが、業務執行に当たる職員にも同様の「注意義務」が要求されると解すべきである。

吹田市の市長、幹部職員は、吹田市の基金（ひいては国の補助金）を無駄なく、適正に業務を遂行する任務を有する者であり、このような職員に対する刑法上の背任罪の要件となる「任務違反」の有無は、個々の事務内容、事務処理者の地位や権限、行為当時の状況などにより判断される。そして、具体的には法令などに違反し、それが財産的損害を生じさせる性質のものである限り原則的に任務違反行為があると解することができる。

その点では、上記の職員の行為は、本市の業務の遂行に当たって要求される本来の「任務に違反」する行為があったと客観的に判断され得るものである。

加えて、背任罪が成立するためには「吹田市又は国の補助金に損害」を与える目的又は「第三者（例えば摂津電気工事株式会社）に利益を得させる」目的が要求されるが、本委員会の調査では、これらの目的を認める者は誰もいなかった。

職員の証言においても、太陽光発電設備設置について本来の地方自治体の業務とは大幅に異なる事務をなぜ行ったのか、本委員会を納得させる理由は示されていない。後からつじつま合わせをした疑いが濃く、その背後に、同社に何らかの利益を与える目的で、「任務に違反し」、「損害」を与える意図を持った何者かの関与の可能性を否定できない。

本委員会は地方自治法第100条に規定する調査権の権限をもって調査を行ったが、その調査権にもおのずと限界があり、限界を超えることはできなかった。これ以上の調査については困難であり、明らかにできなかった部分も残る。したがって、強制力のある捜査機関が捜査した場合には、本委員会の調査結果とは、別の展開になる可能性がある。

## 第8 再発防止策

### 第8 再発防止策

調査の結果、第4から第7で述べたとおり、公共施設省エネ・グリーン化推進事業として実施した太陽光発電設備設置等五つの事業の実施、事務処理過程において、予定価格の設定及び契約金額の検証などについて不適正な事務執行をしていたことが明らかになった。

一連の不適正な事務執行の原因として、関係職員の法令遵守意識の希薄さ及び不適正な事務執行を未然に防ぎ、是正する倫理規範意識が働かなかったことが挙げられる。

また、このような損害が発生したことの最終責任は市長にあり、特に起案文書の内容を確認せずに決裁をしていたことは、市長として市民の信託を裏切るものである。

本委員会の調査報告書をまとめるに当たり、今後このようなことが二度と起こらないよう再発防止の観点から本市に対して以下の提言を行う。

#### 1 契約審査、入札制度に関する改革・改善

##### (1) 随意契約の厳格化

地方自治体の契約は、地方自治法上、競争入札が原則である。随意契約は、透明性、競争性、不正の排除に最も欠ける契約手続であり、地方自治法施行令において例外的、限定的にのみ認められている。しかも、適用の際には法令の拡大解釈をしてはならないというのが法の趣旨である。

よって、随意契約が適正であるか、法解釈が間違っていないか、精査、検証するチェック体制をつくるとともに、随意交渉の執行結果を本市ホームページで公開することを求める。

##### (2) 適正な予定価格の設定

太陽光発電設備設置に係る随意交渉において、自ら積算せず、基金残額とほぼ同額を予定価格としていたが、随意交渉であったとしても適正な予定価格を設定しなければならなかった。

一般競争入札の予定価格について、吹田市財務規則第100条第2項において「予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めるものとする」と規定しており、同規則第108条において、「指名競争入札を行う場合について準用する」と規定している。

一方、随意契約を行う場合の予定価格設定については、同規則に明確な規定はない。

よって、随意契約についても、同規則第100条第2項を準用し、予定価格を定めるとの規定を設けることを求める。

---

(3) 積算内訳書の徴取及び公開

太陽光発電設備設置の単独随意契約において、工事請負契約の相手方業者から設計図書に基づく積算内訳書を提出させなかったことから、関係部署の職員は、契約額の妥当性について検証できなかった。

よって、工事請負契約を行う場合は、原則として契約締結までに積算内訳書を契約の相手方から徴取し、公開することを求める。

(4) 第三者機関の設置

入札、契約に関する事務を監視、検証するため、入札監視委員会などの第三者機関を設置することを求める。

また、その活動状況に関する資料を公表するなど透明性の確保を求める。

## 2 遵法精神と倫理規範意識の向上

公務員は「全体の奉仕者」であり、地方公務員法第1条において、服務の根本基準を確立することにより、地方自治の本旨の実現に資することを目的とすると規定されている。

また、本市は、公正な市政の運営に資することを目的として、吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を制定しており、同条例第3条において職員の責務として「常に法令等を遵守し、公正に職務を執行しなければならない」と規定している。

しかし、今回、職員を対象に実施したアンケート調査において、以下のような記述が見られた。

- ・契約方法など分からないまま仕事をしていることがある
- ・同じ業務でも部署により法解釈が違うことがよくある
- ・職員の法令遵守意識の低さがある

(1) 法令遵守のための研修の必要性

職員が職務執行に必要な知識を持ち、法令を遵守することは公務員として当然のことである。しかし、本件では、補助金（基金）の執行期限に間に合わせるために単独随意契約をするなど、都合よく法解釈が行われた。

よって、今回のことを契機として、市長を始め職員の法令遵守のための研修をさらに充実、強化することを求める。

(2) 倫理規範意識の向上と職場風土の確立

本件では、不適正な事務執行及びそれを正当化する偽装、隠蔽が行われた。また、不安を抱いた職員がいたにもかかわらず、未然に防ぐことも、是正するこ

---

## 第8 再発防止策

ともできなかったことは、職員倫理規範意識の希薄あるいは欠如の表れである。

よって、職員に対し、倫理規範意識を高める研修と、不適正な事務執行を見逃さない職場風土の確立を強く求める。

市長は、この再発防止策に掲げる改善を速やかに具現化し、庁内において遵法精神と倫理規範意識を高めるとともに、市民の信頼回復に努めるよう強く求める。

以上のとおり、本委員会は再発防止策を提言する。

# 第 2 章

## 第9 調査特別委員会の設置について

### 1 委員会の概要

#### (1) 設置の経緯

平成24年9月定例会において、平成24年（2012年）3月に施工された「太陽光発電設備設置」工事が、入札も行われず、市長の後援会幹部が経営する企業との約2,250万円での単独随意契約によるものであったことが明らかになった。

さらに、平成24年（2012年）10月31日以降、上記内容及び市長の私設秘書が当該企業のいわゆる子会社の役員を務めていたことが新聞等で報じられた。

11月12日に、市議会は全員協議会を開催し、関係職員からの説明を受けたが、複数の会派から、「真相を究明するため地方自治法第100条の規定に基づく調査を行うべき」との声があがり、11月26日招集の臨時会において地方自治法第100条の権限を付与された本委員会を全会一致で設置した。

#### (2) 委員会の概要

平成24年（2012年）11月26日の臨時会において、議会運営委員会提出議案として「グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の設置について」が上程され、本会議で議決された。設置議案の内容は以下のとおり。

調査特別委員会設置議案（平成24年（2012年）11月26日）

市会議案第28号

グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会の設置について

#### 1 特別委員会の設置

本議会に、地方自治法第110条及び吹田市議会委員会条例第4条の規定により、委員10名からなるグリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会を設置する。

#### 2 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査する。

- (1) 平成24年（2012年）10月31日以降に新聞等で報じられた吹田市の単独随意契約等に係る事項

## 第9 調査特別委員会の設置について

### 3 調査権限

本議会は、2に掲げる事項の調査を行うため、次の権限を上記特別委員会に委任する。

- (1) 地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限
- (2) 地方自治法第100条第10項の規定により、団体等に対し照会をし、又は記録の送付を求める権限
- (3) 地方自治法第98条第1項の規定により、2に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求し、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限

### 4 調査期限

上記特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

### 5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、200万円以内とする。

### (3) 委員定数及び構成

ア 委員定数 10名

イ 委員構成

| 区分   | 氏 名   |
|------|-------|
| 委員長  | 和田 学  |
| 副委員長 | 小北 一美 |
| 委 員  | 梶川 文代 |
| 委 員  | 足立 将一 |
| 委 員  | 池淵佐知子 |
| 委 員  | 吉瀬 武司 |
| 委 員  | 木村 裕  |
| 委 員  | 村口 始  |
| 委 員  | 奥谷 正実 |
| 委 員  | 柿原 真生 |

## 第10 調査経費

## 1 調査経費（予算）

| 年 度            | 金 額（議決額）     |
|----------------|--------------|
| 平成24年度（2012年度） | 2,000,000円以内 |
| 平成25年度（2013年度） | 4,200,000円以内 |

## 2 調査に要した額

| 経費内容          | 平成24年度<br>(2012年度) | 平成25年度<br>(2013年度) |
|---------------|--------------------|--------------------|
| 弁護士（2名）への委託料  |                    | 1,500,000円         |
| 1級建築士事務所への委託料 |                    | 480,000円           |
| 実地調査経費        | 4,100円             | 97,480円            |
| 費用弁償（証人・参考人）  | 57,960円            | 21,560円            |
| 委員会記録等作成経費    | 833,439円           | ※1,529,000円        |
| その他           | 118,793円           | ※131,000円          |
| 合 計           | 1,014,292円         | ※3,759,040円        |

※ 概算額

なお、調査経費については、補正予算は計上せず、議会費の当初予算の枠の中で、委員会の行政視察を平成25年度（2013年度）に限り縮小して実施するなどして、確保した。

## 第 11 参考人招致、証人尋問等

### 第11 参考人招致、証人尋問等

#### 1 参考人招致の概要

参考人招致：平成25年（2013年） 2 月 6 日（水）

|    | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間            | 意見を求める事項                                                                    |
|----|---------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 井上 哲也 様 | 午前10時10分<br>午前11時39分    | 太陽光発電設備設置工事に関する決裁について、随意契約の見直しについて、後援会関係企業との契約について、元私設秘書の業務について、井上哲也後援会について |
| 2  | 川下 貴弘 様 | 午前11時43分<br>午後 0 時16分   | グリーンニューディール基金事業に関する決裁及びその経過について、全員協議会及び本会議での答弁について                          |
| 3  | 山中 久徳 様 | 午後 1 時 2 分<br>午後 1 時21分 | 決裁における市長への説明要件について、グリーンニューディール基金事業への関与について                                  |
| 4  | 松本 仲雄 様 | 午後 1 時22分<br>午後 2 時40分  | グリーンニューディール基金事業に関する決裁及びその経過について                                             |
| 5  | 吉井 亨一 様 | 午後 2 時42分<br>午後 3 時36分  | 〃                                                                           |
| 6  | 青木 伸一 様 | 午後 3 時42分<br>午後 4 時17分  | 〃                                                                           |
| 7  | 前村 誠一 様 | 午後 4 時32分<br>午後 5 時 6 分 | 吹田市役所における法解釈及び事務処理について                                                      |
| 8  | 川畑 真一 様 | 午後 5 時 7 分<br>午後 6 時28分 | グリーンニューディール基金事業の経過について                                                      |
| 9  | 山辺 定雄 様 | 午後 7 時 1 分<br>午後 7 時45分 | 〃                                                                           |
| 10 | 阿部 俊哉 様 | 午後 7 時46分<br>午後 8 時36分  | 〃                                                                           |
| 11 | 乾 詮 様   | 午後 8 時37分<br>午後 9 時20分  | 〃                                                                           |

参考人招致：平成25年（2013年） 2月12日（火）

|    | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間       | 意見を求める事項                                              |
|----|---------|--------------------|-------------------------------------------------------|
| 1  | 羽間 紀雄 様 | 午前10時7分<br>午後0時10分 | グリーンニューディール基金事業の経過について                                |
| 2  | 後藤 圭二 様 | 午後0時11分<br>午後0時32分 | 〃                                                     |
| 3  | 柚山 明彦 様 | 午後1時24分<br>午後2時48分 | 〃                                                     |
| 4  | 畑澤 実 様  | 午後2時50分<br>午後3時54分 | 〃                                                     |
| 5  | 富田 雄二 様 | 午後3時57分<br>午後5時17分 | 決裁における市長への説明要件について、グリーンニューディール基金事業への関与について、同事業の経過について |
| 6  | 中嶋 勝宏 様 | 午後6時3分<br>午後6時26分  | グリーンニューディール基金事業の経過について                                |
| 7  | 竹原 敦史 様 | 午後6時27分<br>午後6時38分 | 〃                                                     |
| 8  | 石井 仁美 様 | 午後6時39分<br>午後6時49分 | 〃                                                     |
| 9  | 薬師川 晃 様 | 午後6時50分<br>午後8時18分 | 〃                                                     |
| 10 | 中川 明仁 様 | 午後8時23分<br>午後8時59分 | 〃                                                     |
| 11 | 大竹 哲男 様 | 午後9時<br>午後9時31分    | 〃                                                     |
| 12 | 大矢根正明 様 | 午後9時33分<br>午後9時51分 | 〃                                                     |

第 11 参考人招致、証人尋問等

参考人招致：平成25年（2013年）2月18日（月）

|   | 氏 名                               | 開始時間<br>終了時間            | 意見を求める事項                                                                 |
|---|-----------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 高津 昇 様<br>（摂津電気工事株式<br>会社 代表取締役）  | 午後 1 時 6 分<br>午後 1 時52分 | グリーンニューディール基金事業について、井上哲也<br>後援会について、井上哲也氏の元私設秘書について                      |
| 2 | 小笠原則之 様<br>（摂津電気工事株式<br>会社）       | 午後 1 時59分<br>午後 3 時37分  | グリーンニューディール基金事業（本庁舎照明設備改<br>修（LED化）工事、太陽光発電設備設置工事）につ<br>いて、議員出退表示盤工事について |
| 3 | 中野 勇 様<br>（エヌティ工業株式会<br>社 元代表取締役） | 午後 3 時42分<br>午後 4 時15分  | 井上哲也氏及び同氏の元私設秘書との関係について、<br>摂津電気工事株式会社との関係について                           |
| 4 | 今川久美子 様<br>（株式会社平和工業<br>取締役）      | 午後 4 時35分<br>午後 5 時 3 分 | グリーンニューディール基金事業（本庁舎仮設棟高遮<br>熱性塗装工事）について                                  |

参考人招致：平成25年（2013年）2月19日（火）

|   | 氏 名                               | 開始時間<br>終了時間            | 意見を求める事項                                                       |
|---|-----------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 | 中川 誠 様<br>（株式会社入谷住研）              | 午後 2 時 5 分<br>午後 2 時25分 | グリーンニューディール基金事業（議員控室窓改修工<br>事）について                             |
| 2 | 佐藤 康浩 様<br>（加茂川啓明電機株<br>式会社）      | 午後 2 時28分<br>午後 3 時51分  | グリーンニューディール基金事業（本庁舎照明設備改<br>修（LED化）工事、太陽光発電設備設置工事）につ<br>いて     |
| 3 | 影山 義紘 様<br>（井上哲也後援会代<br>表）        | 午後 4 時 1 分<br>午後 4 時35分 | 井上哲也後援会について                                                    |
| 4 | 松本 道夫 様<br>（日本設備工業株式<br>会社 代表取締役） | 午後 4 時38分<br>午後 5 時26分  | グリーンニューディール基金事業（本庁舎照明設備改<br>修（LED化）工事）について、太陽光発電設備設置<br>工事について |

参考人招致：平成25年（2013年） 2 月 27 日（水）

|   | 氏 名                               | 開始時間<br>終了時間           | 意見を求める事項                                                                      |
|---|-----------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 家城 大心 様<br>（井上哲也氏の元私<br>設秘書）      | 午前10時 6 分<br>午前11時 5 分 | グリーンニューディール基金事業について、井上哲也<br>後援会について、井上哲也氏の私設秘書業務について、<br>エヌティ工業株式会社での勤務実態について |
| 2 | 高津美智子 様<br>（エヌティ工業株式<br>会社 専務取締役） | 午後 1 時<br>午後 2 時 7 分   | 井上哲也氏及び同氏の元私設秘書との関係について、<br>摂津電気工事株式会社との関係について、エヌティ工<br>業株式会社について             |

参考人招致：平成25年（2013年） 3 月 7 日（木）

|   | 氏 名                            | 開始時間<br>終了時間             | 意見を求める事項                                    |
|---|--------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------|
| 1 | 山本 美樹 様<br>（加藤装飾株式会社<br>代表取締役） | 午後 1 時 5 分<br>午後 2 時 7 分 | グリーンニューディール基金事業（本庁舎低層棟断熱<br>フィルム貼付施工工事）について |

## 2 証人尋問の概要

証人尋問：平成25年（2013年）8月13日（火）

|   | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間           | 証言を求める事項                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---|---------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 薬師川 晃 様 | 午前10時10分<br>午前11時32分   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事、本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事、本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事の３事業への証人（薬師川氏）の関わりについて</li> <li>・ 太陽光発電設備設置工事の随意契約への証人の関わりについて</li> <li>・ グリーンニューディール基金の活用における証人の関わりについて</li> <li>・ 本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事の契約変更及び議員控室窓改修工事と太陽光発電設備設置工事の随意交渉の関わりについて</li> </ul> |
| 2 | 阿部 俊哉 様 | 午後 1 時31分<br>午後 2 時41分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンニューディール基金事業（太陽光発電設備設置工事、本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事の追加工事）及び証人（阿部氏）の役割について</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| 3 | 青木 伸一 様 | 午後 2 時45分<br>午後 4 時33分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンニューディール基金事業における総務部の役割及び証人（青木氏）の役割について</li> <li>・ 議員出退表示盤工事について</li> </ul>                                                                                                                                                                |
| 4 | 畑澤 実 様  | 午後 4 時46分<br>午後 6 時    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンニューディール基金事業（本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事、本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事、本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事）の後付けの見積りについて</li> <li>・ 太陽光発電設備設置工事を摂津電気工事株式会社に単独随意契約すると決めた経過及び証人（畑澤氏）の役割について</li> </ul>                                                                                 |

証人尋問：平成25年（2013年） 8月21日（水）

|   | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間       | 証言を求める事項                                                              |
|---|---------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 | 山辺 定雄 様 | 午前10時9分<br>午前11時4分 | ・ グリーンニューディール基金事業（太陽光発電設備設置工事、本庁舎照明設備改修（LED化）工事の追加工事）及び証人（山辺氏）の役割について |
| 2 | 吉井 亨一 様 | 午前11時6分<br>午後0時49分 | ・ グリーンニューディール基金事業における総務部の役割及び証人（吉井氏）の役割について<br>・ 議員出退表示盤工事について        |
| 3 | 川畑 真一 様 | 午後1時31分<br>午後3時11分 | ・ グリーンニューディール基金事業（太陽光発電設備設置工事、本庁舎照明設備改修（LED化）工事の追加工事）及び証人（川畑氏）の役割について |
| 4 | 柚山 明彦 様 | 午後3時14分<br>午後4時29分 | ・ グリーンニューディール基金事業において太陽光発電設備設置に至る経過（特に意思決定における各人の役割）について              |
| 5 | 松本 仲雄 様 | 午後5時<br>午後6時33分    | ・ グリーンニューディール基金事業における総務部の役割及び証人（松本氏）の役割について<br>・ 議員出退表示盤工事について        |

証人尋問：平成25年（2013年） 8月29日（木）

|   | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間    | 証言を求める事項                                |
|---|---------|-----------------|-----------------------------------------|
| 1 | 青木 伸一 様 | 午後1時33分<br>午後3時 | ・ 摂津電気工事株式会社との随意契約の交渉、その他契約手続に関する事項について |

# 第 11 参考人招致、証人尋問等

証人尋問：平成25年（2013年）9月2日（月）

|   | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間       | 証言を求める事項                                                                                                                                                |
|---|---------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 川下 貴弘 様 | 午前10時8分<br>午後0時2分  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンニューディール基金事業における総務部の役割及び証人（川下氏）の役割について</li> <li>・議員出退表示盤工事について</li> </ul>                                    |
| 2 | 羽間 紀雄 様 | 午後1時1分<br>午後3時1分   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンニューディール基金事業における環境部の役割及び証人（羽間氏）の役割について</li> <li>・太陽光発電設備設置工事を摂津電気工事株式会社に単独随意契約すると決めた経過及び証人の役割について</li> </ul> |
| 3 | 富田 雄二 様 | 午後3時37分<br>午後5時33分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンニューディール基金事業における証人（富田氏）の役割について</li> </ul>                                                                    |

証人尋問：平成25年（2013年）11月11日（月）

|   | 氏 名                      | 開始時間<br>終了時間        | 証言を求める事項                                                                                                                                                                                  |
|---|--------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 家城 大心 様<br>（井上哲也氏の元私設秘書） | 午前10時9分<br>午前11時17分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンニューディール基金事業について</li> <li>・井上哲也後援会について</li> <li>・井上哲也氏の私設秘書業務及び給料について</li> <li>・エヌティ工業株式会社での勤務実態及び給料について</li> <li>・その他上記に関連する事項について</li> </ul> |
| 2 | 小笠原 則之 様<br>（摂津電気工事株式会社） | 午後3時30分<br>午後5時32分  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネル設置工事の経過と同工事における証人の役割について</li> <li>・本庁舎照明設備改修（LED化）工事について</li> <li>・その他上記に関連する事項について</li> </ul>                                              |

証人尋問：平成25年（2013年）11月18日（月）

|   | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間        | 証言を求める事項                                                                                                                          |
|---|---------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 大山 達也 様 | 午前10時8分<br>午前11時35分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンニューディール基金事業の経過について</li> <li>・全員協議会及び本会議での答弁について</li> <li>・その他上記に関連する事項について</li> </ul> |
| 2 | 石田 就平 様 | 午後1時4分<br>午後2時44分   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンニューディール基金事業の経過について</li> <li>・全員協議会及び本会議での答弁について</li> <li>・その他上記に関連する事項について</li> </ul> |

証人尋問：平成25年（2013年）11月21日（木）

|   | 氏 名                            | 開始時間<br>終了時間            | 証言を求める事項                                                                                                                                                                                                                 |
|---|--------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 高津 昇 様<br>（摂津電気工事株式会社 代表取締役）   | 午前10時22分<br>午前11時23分    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ L E D照明の入札について</li> <li>・ 太陽光パネル設置工事における証人の役割について</li> <li>・ 家城氏のエヌティ工業株式会社での雇用について</li> <li>・ 井上哲也後援会及び維新の会の政治資金パーティー等各種行事における証人の役割について</li> <li>・ その他上記に関連する事項について</li> </ul> |
| 2 | 高津 美智子 様<br>（エヌティ工業株式会社 専務取締役） | 午後 1 時 1 分<br>午後 2 時13分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光パネル設置工事におけるエヌティ工業株式会社の役割について</li> <li>・ 家城氏のエヌティ工業株式会社での雇用について</li> <li>・ その他上記に関連する事項について</li> </ul>                                                                        |

証人尋問：平成25年（2013年）11月22日（金）

|   | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間          | 証言を求める事項                                                                                                            |
|---|---------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 前村 誠一 様 | 午前10時 4 分<br>午前11時45分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンニューディール基金事業終了後の総務部の対応と証人の役割について</li> <li>・ その他上記に関連する事項について</li> </ul> |

証人尋問：平成25年（2013年）11月27日（水）

|   | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間            | 証言を求める事項                                                                                                     |
|---|---------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 薬師川 晃 様 | 午後 3 時 8 分<br>午後 4 時21分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備設置工事の随意契約への証人の関わりについて</li> <li>・ その他上記に関連する事項について</li> </ul> |
| 2 | 畑澤 実 様  | 午後 4 時24分<br>午後 5 時 4 分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備設置工事の随意契約への証人の関わりについて</li> <li>・ その他上記に関連する事項について</li> </ul> |

第 11 参考人招致、証人尋問等

証人尋問：平成25年（2013年）11月28日（木）

|   | 氏 名     | 開始時間<br>終了時間           | 証言を求める事項                                                                                                                                                                                                           |
|---|---------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 川下 貴弘 様 | 午前10時10分<br>午後 0 時     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンニューディール基金事業に関する決裁後の総務部長時の対応について</li> <li>・全員協議会及び本会議での答弁について</li> <li>・その他上記に関連する事項について</li> </ul>                                                                     |
| 2 | 山中 久徳 様 | 午後 1 時<br>午後 3 時 4 分   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンニューディール基金事業における証人の役割について</li> <li>・同事業に関するガバナンス推進委員会について</li> <li>・その他上記に関連する事項について</li> </ul>                                                                         |
| 3 | 井上 哲也 様 | 午後 3 時10分<br>午後 4 時23分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンニューディール基金事業に関する決裁について</li> <li>・同事業に関する指揮命令について</li> <li>・同事業に関するガバナンス推進委員会について</li> <li>・元私設秘書の業務及び給料について</li> <li>・井上哲也後援会について</li> <li>・その他上記に関連する事項について</li> </ul> |

## 3 聞き取り調査の概要

## 聞き取り調査

|   | 日程                            | 開始時間<br>終了時間                 | 対象者                 | 調査委員                            |
|---|-------------------------------|------------------------------|---------------------|---------------------------------|
| 1 | 平成 25 年 2 月 25 日<br>(2013 年)  | 午後 1 時<br>午後 1 時 21 分        | 西野 敦<br>(環境政策室主査)   | 小北 一美副委員長<br>池渕佐知子委員            |
| 2 | 平成 25 年 5 月 10 日<br>(2013 年)  | 午後 1 時 1 分<br>午後 2 時 8 分     | 阿部 俊哉<br>(資産経営室主幹)  | 足立 将一委員<br>池渕佐知子委員              |
| 3 | 平成 25 年 9 月 25 日<br>(2013 年)  | 午後 3 時 3 分<br>午後 4 時 25 分    | 大竹 哲男<br>(契約検査室長)   | 小北 一美副委員長<br>池渕佐知子委員<br>柿原 真生委員 |
| 4 | 平成 25 年 9 月 26 日<br>(2013 年)  | 午後 3 時 13 分<br>午後 3 時 48 分   | 柳田 優子<br>(契約検査室主幹)  | 小北 一美副委員長<br>池渕佐知子委員<br>柿原 真生委員 |
| 5 | 平成 25 年 11 月 8 日<br>(2013 年)  | 午後 1 時<br>午後 2 時 12 分        | 高田 徳也<br>(人事室長)     | 小北 一美副委員長<br>池渕佐知子委員<br>吉瀬 武司委員 |
| 6 | 平成 25 年 11 月 8 日<br>(2013 年)  | 午後 3 時<br>午後 4 時 3 分         | 牧内 章<br>(総務部長)      | 小北 一美副委員長<br>池渕佐知子委員<br>吉瀬 武司委員 |
| 7 | 平成 25 年 11 月 18 日<br>(2013 年) | 午後 3 時 9 分<br>午後 4 時 25 分    | 井田 一雄<br>(人事室参事)    | 小北 一美副委員長<br>池渕佐知子委員<br>吉瀬 武司委員 |
| 8 | 平成 25 年 11 月 22 日<br>(2013 年) | 午後 1 時 57 分<br>午後 3 時 5 分    | 稲岡 正信<br>(前総務部総括参事) | 池渕佐知子委員<br>吉瀬 武司委員<br>柿原 真生委員   |
| 9 | 平成 25 年 11 月 25 日<br>(2013 年) | 午前 10 時 30 分<br>午前 11 時 13 分 | 大矢根正明<br>(契約検査室参事)  | 池渕佐知子委員<br>吉瀬 武司委員              |
|   |                               |                              | 森田 明子<br>(契約検査室主幹)  |                                 |

#### 4 実地調査の概要

##### 実地調査

|   | 日程                            | 調査先            | 調査項目                                     | 調査委員                                    |
|---|-------------------------------|----------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 | 平成 25 年 3 月 16 日<br>(2013 年)  | 大阪府警察本部        | ・吹田市長への要求資料のうち、大阪府警に提出中のため未提出となっている資料の閲覧 | 池渕佐知子委員<br>吉瀬 武司委員<br>木村 裕委員<br>柿原 真生委員 |
| 2 | 平成 25 年 10 月 22 日<br>(2013 年) | 大阪府警察本部        | 〃                                        | 足立 将一委員<br>池渕佐知子委員<br>木村 裕委員            |
| 3 | 平成 25 年 11 月 14 日<br>(2013 年) | 環境省<br>総合環境政策局 | ・グリーンニューディール基金事業の実施期限の延長などに関する状況聴取       | 足立 将一委員<br>吉瀬 武司委員                      |
| 4 | 平成 25 年 11 月 27 日<br>(2013 年) | 株式会社エアー        | ・吹田市中心小企業者等省エネルギー改修事業助成金の活用に関する状況聴取      | 足立 将一委員<br>村口 始委員                       |
| 5 | 平成 25 年 11 月 27 日<br>(2013 年) | 株式会社たけでん       | ・太陽光パネル設置工事に関する株式会社たけでんの役割に関する状況聴取       | 池渕佐知子委員<br>木村 裕委員                       |

#### 5 現場調査の概要

##### 現場調査

|   | 日程                           | 調査先      | 調査項目                                                               | 立会委員                                                            |
|---|------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 平成 25 年 8 月 29 日<br>(2013 年) | 本庁舎低層棟屋上 | ・ 1 級建築士事務所 be going 所属の平野憲司 1 級建築士による市本庁舎低層棟屋上太陽光発電設備設置工事費の妥当性等調査 | 和田 学委員長<br>小北 一美副委員長<br>池渕佐知子委員<br>吉瀬 武司委員<br>木村 裕委員<br>柿原 真生委員 |

## 第12 資料、記録の請求

## 1 資料の提出状況

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先  | 請求日                  | 請求資料                                                                         | 提出日※                  |
|----|------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1  | 吹田市長 | 平成25年1月8日<br>(2013年) | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事、本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事及び本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事の予算額積算の根拠が分かる資料（起案文書を含む） | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 2  | 〃    | 〃                    | 環境省に提出したグリーンニューディール基金事業関係の書類（添付書類を含む全て）                                      |                       |
| 3  | 〃    | 〃                    | グリーンニューディール基金事業に関係した職員のこれまでの職歴                                               | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 4  | 〃    | 〃                    | グリーンニューディール基金事業に関係した事業者（見積りから施工まで全て）の事業者登録及びエヌティ工業株式会社の事業者登録                 | 〃                     |
| 5  | 〃    | 〃                    | 吹田市中小事業者等省エネルギー推進助成事業終了までの内部討議の記録及び市の対応を時系列に表した資料                            |                       |
| 6  | 〃    | 〃                    | 議員控室窓改修工事、本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）追加工事の見積書（議員控室窓改修工事は以前に取った見積書を含む）                    |                       |
| 7  | 〃    | 〃                    | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事を業者が実績づくりのため、安い金額で応札したと聞いたが、それを示す資料                            |                       |
| 8  | 〃    | 〃                    | 太陽光発電設備設置工事に関する、昨年2月8日からの環境部、総務部の市長協議の日付けと資料                                 |                       |
| 9  | 〃    | 〃                    | 太陽光発電設備設置工事の仕様書に用いた設計図面                                                      | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 10 | 〃    | 〃                    | 太陽光発電設備設置工事の仕様書、保証書                                                          |                       |

第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先  | 請求日                  | 請求資料                                                                                               | 提出日※                  |
|----|------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 11 | 吹田市長 | 平成25年1月8日<br>(2013年) | 太陽光発電設備設置工事に関する、昨年2月13日から2月15日までの打合せの詳細内容<br>(メモや情報の全て)                                            | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 12 | 〃    | 〃                    | 太陽光発電設備設置工事に関する、昨年2月23日の議会運営委員会休憩中の理事者説明の内容                                                        | 〃                     |
| 13 | 〃    | 〃                    | 太陽光発電設備設置工事に関する、富田前副市長への報告を含む、全ての打合せ内容(環境部、総務部とのやりとり)                                              |                       |
| 14 | 〃    | 〃                    | 2001年に実施した太陽光発電設備設置調査結果                                                                            | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 15 | 〃    | 〃                    | 摂津電気工事株式会社が太陽光発電設備設置工事以外の全ての工事に関し、入札前に打合せに参加した記録                                                   |                       |
| 16 | 〃    | 〃                    | 元私設秘書等がグリーンニューディール基金事業に関連したメモ等(関与について)                                                             |                       |
| 17 | 〃    | 〃                    | 井上市長就任後の元私設秘書が各部局に来庁した記録、メモの一覧(来庁時の目的、内容が分かるもの)                                                    | 平成25年1月24日<br>(2013年) |
| 18 | 〃    | 〃                    | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事の塗装面積の根拠及び本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事のフィルム貼付面積の根拠が分かる資料                                       | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 19 | 〃    | 〃                    | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事、本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事及び本庁舎照明設備改修(LED化)工事(追加工事も含む)、太陽光発電設備設置工事について、市と打合せを行った日程と内容が分かる資料 | 〃                     |
| 20 | 〃    | 〃                    | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事、本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事及び本庁舎照明設備改修(LED化)工事における2012年3月初旬の見積書内訳及び入札額内訳                     | 〃                     |

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先                | 請求日                  | 請求資料                                                                                                                                                | 提出日※                  |
|----|--------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 21 | 吹田市長               | 平成25年1月8日<br>(2013年) | 随意契約に関するガバナンス推進委員会の調査結果報告                                                                                                                           | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 22 | 〃                  | 〃                    | スタッフ100、近未来創造会の収支報告書                                                                                                                                | 平成25年1月24日<br>(2013年) |
| 23 | 富田雄二<br>前副市長       | 〃                    | 太陽光発電設備設置工事に関する、富田前副市長への報告を含む、全ての打合せ内容（環境部、総務部とのやりとり）                                                                                               | 平成25年1月18日<br>(2013年) |
| 24 | 井上哲也<br>後援会        | 〃                    | 後援会の役員名簿                                                                                                                                            |                       |
| 25 | 〃                  | 〃                    | 摂津電気工事株式会社、エヌティ工業株式会社及びその企業に関連する個人に販売した政治資金パーティー券の販売時期及びその額が分かる資料                                                                                   |                       |
| 26 | 〃                  | 〃                    | 元私設秘書への給与支払証明書（過去3年分）                                                                                                                               |                       |
| 27 | 〃                  | 〃                    | 元私設秘書がどのような仕事をしていたかが分かる資料                                                                                                                           |                       |
| 28 | 摂津電気<br>工事株式<br>会社 | 〃                    | 摂津電気工事株式会社の工事实績が分かる資料（大阪府の入札参加資格審査申請及び登録の際に添付した資料を含む）                                                                                               | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 29 | 〃                  | 〃                    | 摂津電気工事株式会社の太陽光発電設備設置工事の全ての実績（工事場所、金額、種類、規模など）が分かる資料                                                                                                 | 〃                     |
| 30 | 〃                  | 〃                    | 摂津電気工事株式会社が行った、吹田市の太陽光発電設備設置工事の材料発注書、伝票等、材料の仕入れから工事完了までの資料（お金と物の流れ、工程、検査、工期が分かるもの。工事元帳。工事原価一覧表。工事支払調書。工事原価調書。工事別作業日報台帳。支払先別原価明細表。工事原価報告書。支払先別費目集計表） | 〃                     |

## 第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先                | 請求日                  | 請求資料                                                                                          | 提出日※                  |
|----|--------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 31 | 摂津電気<br>工事株式<br>会社 | 平成25年1月8日<br>(2013年) | 太陽光発電設備設置工事の工事費の内訳が分かる資料及び同社からメーカー等への支払を証明する資料                                                | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 32 | 〃                  | 〃                    | 太陽光発電設備設置工事について、市と打合せを行った日程と内容が分かる資料                                                          | 〃                     |
| 33 | 〃                  | 〃                    | 太陽光発電設備設置工事の労災保険関係成立票、施工体制台帳                                                                  | 〃                     |
| 34 | 〃                  | 〃                    | 井上哲也後援会の政治資金パーティー券購入時期及びその額が分かる資料                                                             | 〃                     |
| 35 | 株式会社<br>平和工業       | 〃                    | 株式会社平和工業が行った、吹田市の本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事における見積書内訳及び入札額内訳                                               | 平成25年2月21日<br>(2013年) |
| 36 | 〃                  | 〃                    | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事の塗装面積の根拠が分かる資料                                                                  | 〃                     |
| 37 | 〃                  | 〃                    | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事の資材の発注・納品・支払伝票、工事元帳、工事原価一覧表、工事支払調書、工事原価調書、工事別作業日報台帳、支払先別原価明細表、工事原価報告書、支払先別費目集計表 | 〃                     |
| 38 | 〃                  | 〃                    | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事について、市と打合せを行った日程と内容が分かる資料                                                       | 〃                     |
| 39 | 〃                  | 〃                    | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事の労災保険関係成立票、施工体制台帳                                                               | 〃                     |

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先        | 請求日                  | 請求資料                                                                                                          | 提出日※                  |
|----|------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 40 | 加藤装飾株式会社   | 平成25年1月8日<br>(2013年) | 加藤装飾株式会社が行った、吹田市の本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事における見積書内訳及び入札額内訳                                                           | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 41 | 〃          | 〃                    | 本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事のフィルム貼付面積の根拠が分かる資料                                                                          | 〃                     |
| 42 | 〃          | 〃                    | 本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事の資材の発注・納品・支払伝票、工事元帳、工事原価一覧表、工事支払調書、工事原価調書、工事別作業日報台帳、支払先別原価明細表、工事原価報告書、支払先別費目集計表             | 〃                     |
| 43 | 〃          | 〃                    | 本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事について、市と打合せを行った日程と内容が分かる資料                                                                   | 〃                     |
| 44 | 〃          | 〃                    | 本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事の労災保険関係成立票、施工体制台帳                                                                           |                       |
| 45 | 日本設備工業株式会社 | 〃                    | 日本設備工業株式会社が行った、吹田市の本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事（追加工事も含む）における見積書内訳及び入札額内訳                                                 | 平成25年1月10日<br>(2013年) |
| 46 | 〃          | 〃                    | 吹田市の本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事（追加工事も含む）の資材の発注・納品・支払伝票、工事元帳、工事原価一覧表、工事支払調書、工事原価調書、工事別作業日報台帳、支払先別原価明細表、工事原価報告書、支払先別費目集計表 | 〃                     |
| 47 | 〃          | 〃                    | 吹田市の本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事（追加工事も含む）について、市と打合せを行った日程と内容が分かる資料                                                       |                       |

第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先        | 請求日                  | 請求資料                                                                                                      | 提出日※                  |
|----|------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 48 | 日本設備工業株式会社 | 平成25年1月8日<br>(2013年) | 吹田市の本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事（追加工事も含む）の労災保険関係成立票、施工体制台帳                                                           |                       |
| 49 | 株式会社入谷住研   | 〃                    | 株式会社入谷住研が行った、吹田市の議員控室窓改修工事の資材の発注・納品・支払伝票、工事元帳、工事原価一覧表、工事支払調書、工事原価調書、工事別作業日報台帳、支払先別原価明細表、工事原価報告書、支払先別費目集計表 | 平成25年1月22日<br>(2013年) |
| 50 | 〃          | 〃                    | 吹田市の議員控室窓改修工事の労災保険関係成立票、施工体制台帳                                                                            |                       |
| 51 | エヌティ工業株式会社 | 〃                    | エヌティ工業株式会社の営業実績が分かる資料                                                                                     | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 52 | 〃          | 〃                    | 井上哲也市長の元私設秘書との雇用契約を示す資料（登記申請時の添付資料（就任承諾書など）を含む）                                                           | 〃                     |
| 53 | 〃          | 〃                    | 井上哲也市長の元私設秘書の電気主任技術者としての就任日、業務内容及びその実績が分かる資料                                                              | 〃                     |
| 54 | 〃          | 〃                    | 井上哲也市長の元私設秘書が電気主任技術者をしていた現場のそれぞれの労災保険関係成立票、施工体制台帳                                                         |                       |
| 55 | 〃          | 〃                    | 井上哲也市長の元私設秘書の勤務実態（運転以外の他の業務）が分かる資料                                                                        |                       |
| 56 | 〃          | 〃                    | 井上哲也市長の元私設秘書への給与支払証明書（在職中分全て）                                                                             | 平成25年1月21日<br>(2013年) |
| 57 | 〃          | 〃                    | 井上哲也後援会の政治資金パーティー券購入時期及びその額が分かる資料                                                                         | 〃                     |

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先                | 請求日                       | 請求資料                                                                                               | 提出日※                     |
|----|--------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 58 | 摂津電気<br>工事株式<br>会社 | 平成25年 1 月 25 日<br>(2013年) | 摂津電気工事株式会社の工事計画書の内訳金<br>額秘匿とされた各社の金額                                                               |                          |
| 59 | エヌティ<br>工業株式<br>会社 | 〃                         | エヌティ工業株式会社の平成24年（2012年）<br>3 月以降における井上哲也後援会の政治資金<br>パーティー券購入に係る資料が提出されてい<br>ない理由                   | 平成25年 2 月 4 日<br>(2013年) |
| 60 | 吹田市長               | 〃                         | 全員協議会で太陽光パネル設置費用の過去10<br>年間の全国平均が 1 k w 当たり134万8,000円<br>と答弁しているが、その根拠を示す資料                        | 〃                        |
| 61 | 〃                  | 〃                         | 過去 5 年間の摂津電気工事株式会社と単独随<br>意契約を行った一覧                                                                | 〃                        |
| 62 | 〃                  | 〃                         | 過去 5 年間の摂津電気工事株式会社が市の見<br>積合わせに参加した全ての工事の入札等執行<br>結果兼通知書                                           | 〃                        |
| 63 | 〃                  | 〃                         | ガバナンス推進委員会で市職員が証言した記<br>録                                                                          | 〃                        |
| 64 | 〃                  | 〃                         | 平成24年 1 月太陽光発電設備設置工事費用の<br>表（ガバナンス推進委員会調査資料の70番の<br>資料）の基となる 3 社から取り寄せた資料                          | 〃                        |
| 65 | 〃                  | 〃                         | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事、本庁舎低層<br>棟断熱フィルム貼付施工工事及び本庁舎照明<br>設備改修（L E D 化）工事の見積書を徴取す<br>る際（平成23年 8 月頃）に市が示した仕様書 | 〃                        |
| 66 | 〃                  | 〃                         | 議員控室窓改修工事の見積書を徴取する際に<br>市が示した仕様書                                                                   |                          |
| 67 | 〃                  | 〃                         | 本委員会に提出された資料のうち、日付けの<br>記載のない見積書について、それがいつ業者<br>から提出されたかが分かる資料                                     |                          |

## 第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先                | 請求日                   | 請求資料                                                                               | 提出日※                  |
|----|--------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 68 | 吹田市長               | 平成25年1月25日<br>(2013年) | 本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）追加工事を依頼した際の、市の公式文書、メモ、備忘録、記録                                        |                       |
| 69 | 〃                  | 〃                     | 市の公共施設（道路・公園を含む）のうち、ＬＥＤ照明を導入している施設一覧（設置箇所、導入（切換え）時期、設置本数などの内容が分かるもの）               | 平成25年2月4日<br>(2013年)  |
| 70 | 株式会社<br>寺田美研       | 〃                     | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事について、平成23年8月頃、市が見積書を依頼した際の工事仕様書及び見積作成から提出までの経過についてできるだけ詳しくまとめたもの     | 平成25年2月1日<br>(2013年)  |
| 71 | 〃                  | 〃                     | 平成23年8月頃、市に提出された見積額と平成24年2月8日に実施した入札における入札額との差についての説明及び関連資料                        | 〃                     |
| 72 | 摂津電気<br>工事株式<br>会社 | 〃                     | 本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事について、平成23年8月頃、市が見積書を依頼した際の工事仕様書及び見積作成から提出までの経過についてできるだけ詳しくまとめたもの  | 平成25年2月4日<br>(2013年)  |
| 73 | 〃                  | 〃                     | 平成23年8月頃、市に提出された見積額と平成24年2月8日に実施した入札における入札額との差についての説明及び関連資料                        | 〃                     |
| 74 | 西田産業<br>株式会社       | 〃                     | 本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事について、平成23年8月頃、市が見積書を依頼した際の工事仕様書及び見積作成から提出までの経過についてできるだけ詳しくまとめたもの | 平成25年2月1日<br>(2013年)  |
| 75 | 〃                  | 〃                     | 平成23年8月頃、市に提出された見積額と平成24年2月8日に実施した入札における入札額との差についての説明及び関連資料                        | 〃                     |
| 76 | 株式会社<br>入谷住研       | 〃                     | 議員控室窓改修工事について、市が見積書を依頼した際の工事仕様書及び見積作成から提出までの経過についてできるだけ詳しくまとめたもの                   | 平成25年2月4日<br>(2013年)  |
| 77 | 吹田市長               | 平成25年2月12日<br>(2013年) | ガバナンス推進委員会の事情聴取における、事情聴取日、対象者、その際の事務局、調査委員、アドバイザーの質問者の氏名が分かる資料                     | 平成25年2月20日<br>(2013年) |

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先          | 請求日                     | 請求資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 提出日※                    |
|----|--------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 78 | 吹田市長         | 平成25年 2 月12日<br>(2013年) | 平成24年11月21日のガバナンス推進委員会における、富田副市長への事情聴取の際に、アドバイザーから副市長辞任の理由を聞かれ、富田副市長が提出した資料                                                                                                                                                                                                                                   | 平成25年 2 月20日<br>(2013年) |
| 79 | 株式会社<br>寺田美研 | 〃                       | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事について、貴社が平成24年（2012年）2月8日に入札した額の内訳が分かるもの                                                                                                                                                                                                                                                         | 平成25年 2 月19日<br>(2013年) |
| 80 | 西田産業<br>株式会社 | 〃                       | 本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事について、貴社が平成24年（2012年）2月8日に入札した額の内訳が分かるもの                                                                                                                                                                                                                                                     | 平成25年 2 月14日<br>(2013年) |
| 81 | 株式会社<br>曾呂利組 | 〃                       | 議員控室窓改修事業について、平成24年3月頃、貴社が市に提出した見積書及びその際に示された工事仕様書、並びに市に見積書を提出するまでの経過に関して、次の事項をできるだけ詳しくまとめた資料<br>①いつ、だれから、どのような方法（例—電子メール、電話、郵便、直接）で、見積書の依頼があったか<br>②見積額についての示唆、指示の有無。もし示唆、指示があった場合は、いつ、だれから、どのような方法で、どのような内容であったか<br>③いつ、だれに、どのような方法で、見積書を提出したか<br>④この経過をまとめた資料を裏付ける電子メール、電話のメモ、郵送された文書等、この件に関して作成若しくは入手した書類 | 平成25年 2 月20日<br>(2013年) |
| 82 | 株式会社<br>田中組  | 〃                       | 議員控室窓改修事業について、平成24年3月頃、貴社が市に提出した見積書及びその際に示された工事仕様書、並びに市に見積書を提出するまでの経過に関して、次の事項をできるだけ詳しくまとめた資料<br>①いつ、だれから、どのような方法（例—電子メール、電話、郵便、直接）で、見積書の依頼があったか<br>②見積額についての示唆、指示の有無。もし示唆、指示があった場合は、いつ、だれから、どのような方法で、どのような内容であったか<br>③いつ、だれに、どのような方法で、見積書を提出したか<br>④この経過をまとめた資料を裏付ける電子メール、電話のメモ、郵送された文書等、この件に関して作成若しくは入手した書類 | 〃                       |
| 83 | 吹田市長         | 平成25年 2 月21日<br>(2013年) | 太陽光発電設備設置工事に関する、摂津電気工事株式会社から自治法務室に提出された工事計画書（1回目、2回目）                                                                                                                                                                                                                                                         |                         |

第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先  | 請求日                   | 請求資料                                                                                                                                 | 提出日※                 |
|----|------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 84 | 吹田市長 | 平成25年2月21日<br>(2013年) | 総務部から提出された資料のLED照明導入施設一覧中、平成23年度に20灯以上導入した施設について、導入経過、施工日、施工事業者名、LEDランプの種類、数量、予算執行額、予算執行費目、国・大阪府等の補助事業の該当の有無が分かる資料                   | 平成25年3月5日<br>(2013年) |
| 85 | 〃    | 〃                     | LED照明器具が100本寄附された経過が分かる資料及びそれを裏付ける資料                                                                                                 | 〃                    |
| 86 | 〃    | 〃                     | 本庁舎低層棟2階の照明器具100本の取替えに関する、取替え日時、取替え業者名、取替え費用の予算執行額及び予算執行費目が分かる資料                                                                     | 〃                    |
| 87 | 〃    | 〃                     | 平成21年度から現在までに総務室（前自治法務室）において実施した修繕、工事に関する、修繕（工事）名、業者名、予算額、決算額、入札・随意契約など契約の種類が分かる一覧                                                   | 〃                    |
| 88 | 〃    | 〃                     | 平成21年度から現在までに総務室（前自治法務室）で入札を実施した修繕、工事に関する、予算要求書、予算査定書、添付資料一式、予算見積書作成の参考資料として関係事業者から取得した見積書に類する文書及びその関係事業者から聞き取りにより作成した文書、入札等執行結果兼通知書 |                      |
| 89 | 〃    | 〃                     | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事、本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事及び本庁舎照明設備改修（LED化）工事の入札結果に関する起案、入札執行日時及び札を入れた事業者の順番が分かる資料                                            |                      |
| 90 | 〃    | 〃                     | 太陽光発電設備設置工事の随意契約の締結に関する起案                                                                                                            |                      |
| 91 | 〃    | 〃                     | 平成22年4月から現在までに、摂津電気工事株式会社及びエヌティ工業株式会社に対して支払った金額一覧（工事別に支払日、契約方法、担当課が分かる資料）                                                            | 平成25年3月5日<br>(2013年) |

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先        | 請求日                   | 請求資料                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 提出日※                  |
|----|------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 92 | 日本設備工業株式会社 | 平成25年2月21日<br>(2013年) | 本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事（追加工事も含む）に関する、入札額内訳書、入札後に市と打合せ及び協議を行った日時、内容、協議者名が分かる資料（メモ、備忘録、記録等）                                                                                                                                                                                                           |                       |
| 93 | 〃          | 〃                     | 本庁舎照明設備改修（ＬＥＤ化）工事（追加工事も含む）の取替え前後の照明器具の一覧及び工事金額内訳書                                                                                                                                                                                                                                             |                       |
| 94 | 市長の元私設秘書   | 平成25年3月7日<br>(2013年)  | 確定申告書控え（平成22・23・24年分）                                                                                                                                                                                                                                                                         |                       |
| 95 | 吹田市長       | 平成25年6月27日<br>(2013年) | 平成23年度に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき随意契約を締結した、市庁舎議員出退表示盤取替、吹田市立勤労者会館非常照明修繕、中央図書館電算室空調機入替工事、生活介護施設改修事業に関する起案文書                                                                                                                                                                                     | 平成25年7月8日<br>(2013年)  |
| 96 | 〃          | 〃                     | 吹田市立やすらぎ苑改築工事（太陽光発電設備工事）並びに（仮称）青少年拠点施設及び子育て支援施設及び山田駅前図書館建設工事（太陽光発電設備工事）について<br>（１）入札予定価格設定の参考資料にする目的で関係業者から徴取した見積書に類する文書又は職員が関係業者からの聞き取りにより作成した文書（金額、相手方、作成日、徴取日等が分かる資料）<br>（２）建築担当職員又は外部委託により作成した、実施設計から予定価格積算までの文書及び図面等一式<br>（３）実施設計から入札予定価格設定、入札までに係る起案文書<br>（４）積算内訳書（落札候補者用）及び入札等執行結果兼通知書 | 〃                     |
| 97 | 〃          | 平成25年7月16日<br>(2013年) | 平成24年度に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき随意契約を締結した、生活介護施設等改修工事に関する起案文書                                                                                                                                                                                                                                 | 平成25年7月26日<br>(2013年) |
| 98 | 〃          | 〃                     | グリーンニューディール基金事業に係る吹田市ガバナンス推進委員会調査資料（平成25年1月）の資料番号70「本市旧建築課積算額とメーカー見積金額との比較」に関して、平成24年1月に製造者等3社から取得した見積書に類する文書若しくは聞き取りを行い作成した文書（金額、内容、相手方、作成日、取得日等が分かる資料）及び参考図面・資料等一式                                                                                                                          | 〃                     |

## 第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、資料が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|     | 請求先          | 請求日                    | 請求資料                                                       | 提出日※                   |
|-----|--------------|------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------|
| 99  | 吹田市長         | 平成25年9月4日<br>(2013年)   | 平成24年2月の1か月間の前総務部長、環境部長、総務部次長の行動記録が分かる資料<br>(手帳の写しなど)      | 平成25年9月18日<br>(2013年)  |
| 100 | 株式会社<br>たけでん | 平成25年11月27日<br>(2013年) | 注文請書(平成24年3月24日付け、電材総合<br>商社宛て、メーカー代理店作成の注文請書)<br>※実地調査で依頼 | 平成25年11月27日<br>(2013年) |
| 101 | 〃            | 〃                      | 御見積書(2012年3月27日付け、電材総合商<br>社宛て、メーカー代理店作成の見積書)※実<br>地調査で依頼  | 〃                      |

## 2 記録の提出状況

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|   | 請求先               | 請求日                   | 請求記録                                                                                                                                                                       | 提出日※                                 |
|---|-------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 環境省総合環境政策局長       | 平成25年6月27日<br>(2013年) | 本市から環境省に送信した、中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実施期限の延長申請などの要請内容などについて記載したメール等の記録                                                                                                       |                                      |
| 2 | 〃                 | 〃                     | 中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実施要領において「やむを得ない事情により平成23年度末までに基金事業が終了しないと見込まれる場合には、総合環境政策局長に提出し、その指示を受け、平成24年度末まで実施期限を延長することができる」と定めている。この規定に基づき中核市、特例市が提出した基金事業実施期限延長報告書（別紙様式第6号）全部 | 平成25年7月24日<br>(2013年)                |
| 3 | 〃                 | 〃                     | 平成24年度末までに事業が完了せず、基金に残額がある場合は国庫に返還しなければならないと定めているが、基金に残額があり国庫に返還する旨の報告書の提出があった自治体の報告文書全部                                                                                   | 〃                                    |
| 4 | 大阪府住宅まちづくり部建設振興課長 | 〃                     | エヌティ工業株式会社の専任技術士が「常勤でない」と知るに至った経過                                                                                                                                          | 〃                                    |
| 5 | 〃                 | 〃                     | 同社の建設業の許可を取り消した理由及び取消しに至った事実                                                                                                                                               | 〃                                    |
| 6 | 〃                 | 〃                     | 同社の建設業の許可取消しに関わる同社役員、市長の元私設秘書の事情聴取の記録                                                                                                                                      |                                      |
| 7 | 吹田市長              | 〃                     | ガバナンス推進委員会における事情聴取の内容についての起案文書（36人分）                                                                                                                                       | 平成25年6月27日<br>(2013年)<br>提出済資料を記録に変更 |
|   | 〃                 | 〃                     | 〃                                                                                                                                                                          | 平成25年9月13日<br>(2013年)<br>修正分の再提出     |
| 8 | 〃                 | 〃                     | 平成24年2月に行われた環境部、建築課、総務部の協議録の基となる環境部環境政策室職員の手書きメモ                                                                                                                           |                                      |
| 9 | 摂津電気工事株式会社        | 〃                     | 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（平成22年～24年）                                                                                                                                             | 平成25年6月27日<br>(2013年)<br>提出済資料を記録に変更 |

## 第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先                | 請求日                   | 請求記録                                                                | 提出日※                                 |
|----|--------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 10 | 摂津電気<br>工事株式<br>会社 | 平成25年6月27日<br>(2013年) | 工事請負変更契約書、工事請負契約書                                                   | 平成25年6月27日<br>(2013年)<br>提出済資料を記録に変更 |
| 11 | 〃                  | 〃                     | 工事計画書                                                               | 〃                                    |
| 12 | 〃                  | 〃                     | 吹田市本庁舎低層棟屋上一部改修（太陽光発電設備設置）契約書、週間工程表                                 | 〃                                    |
| 13 | 〃                  | 〃                     | 労災保険成立証明書                                                           | 〃                                    |
| 14 | 〃                  | 〃                     | 元帳                                                                  | 〃                                    |
| 15 | 〃                  | 〃                     | 本庁舎照明設備改修（LED化）工事に関する見積書                                            | 〃                                    |
| 16 | 〃                  | 〃                     | 平成23年8月頃、市に提出された見積額と平成24年2月8日に実施した入札における入札額との差についての説明及び関連資料（見積書、明細） | 〃                                    |
| 17 | 〃                  | 〃                     | 太陽光発電設備設置工事における太陽光モジュールの受注・発注・納品経路とその価格が分かる資料                       | 平成25年7月19日<br>(2013年)                |
| 18 | 〃                  | 〃                     | 摂津電気工事株式会社の平成24年3月以降における井上哲也後援会の政治資金パーティー券購入に係る資料                   |                                      |
| 19 | 〃                  | 〃                     | 摂津電気工事株式会社が単独随意契約を行うに当たって提出した見積書(金額のみ)の金額を求めるために行った積算内訳を示す資料        | 平成25年7月19日<br>(2013年)                |
| 20 | 〃                  | 〃                     | 太陽光発電設備設置工事に係る作業日報                                                  |                                      |

## 第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先         | 請求日                   | 請求記録                                                                                                         | 提出日※                                 |
|----|-------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 21 | エヌティ工業株式会社  | 平成25年6月27日<br>(2013年) | 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書<br>(平成22年～24年)                                                                           | 平成25年6月27日<br>(2013年)<br>提出済資料を記録に変更 |
| 22 | 〃           | 〃                     | 変更届                                                                                                          | 〃                                    |
| 23 | 〃           | 〃                     | 給与所得の源泉徴収票(平成20年分～24年分)                                                                                      | 〃                                    |
| 24 | 〃           | 〃                     | 交際費の内訳書(平成18年度～23年度)                                                                                         | 〃                                    |
| 25 | 〃           | 〃                     | エヌティ工業株式会社の平成24年3月以降における井上哲也後援会の政治資金パーティー券購入に係る資料                                                            | 〃                                    |
| 26 | 〃           | 〃                     | 井上哲也市長の元私設秘書が電気主任技術者をしていた現場のそれぞれの労災保険関係成立票、施工体制台帳                                                            |                                      |
| 27 | 井上哲也後援会     | 〃                     | 政治資金規正法第9条に基づく後援会の会計帳簿のうち、摂津電気工事株式会社及びエヌティ工業株式会社並びにその関係者からの寄附、会費等の収入部分と元私設秘書の人件費の支出部分(過去5年分)                 |                                      |
| 28 | 〃           | 〃                     | 後援会の平成24年分の政治資金収支報告書の写し                                                                                      | 平成25年7月19日<br>(2013年)                |
| 29 | 日本設備工業株式会社  | 〃                     | 吹田市の本庁舎照明設備改修(LED化)工事(追加工事も含む)に関する、入札額内訳書、入札後に市と打合せ及び協議を行った日時、内容、協議者名が分かる資料(メモ、備忘録、記録等)                      | 平成25年7月18日<br>(2013年)                |
| 30 | 環境省総合環境政策局長 | 平成25年7月16日<br>(2013年) | 平成23年度末までに中核市・特例市グリーンニューディール基金事業が完了せず、基金に残額がある場合は国庫に返還しなければならないと定めているが、基金に残額があり国庫に返還する旨の報告書の提出があった自治体の報告文書全部 |                                      |

第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先         | 請求日                   | 請求記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 提出日※                  |
|----|-------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 31 | 大阪府知事       | 平成25年7月16日<br>(2013年) | エヌティ工業株式会社の建設業の許可取消しに関わる同社役員、市長の元私設秘書への事情聴取時の質問項目及び内容一覧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 平成25年7月30日<br>(2013年) |
| 32 | 環境省総合環境政策局長 | 平成25年7月29日<br>(2013年) | 中核市・特例市グリーンニューディール基金事業について、平成23年度末において基金に残額がある場合は国庫に返還しなければならないと定めているが、基金に残額があり国庫に返還する旨の報告書の提出があった自治体の報告文書全部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 平成25年8月15日<br>(2013年) |
| 33 | 吹田市長        | 〃                     | 株式会社潮設備コンサルタントに委託した、吹田市本庁舎低層棟屋上一部改修（太陽光発電設備設置）請求金額妥当性調査業務に関する起案文書（添付資料一式を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 平成25年8月9日<br>(2013年)  |
| 34 | 大阪府知事       | 平成25年8月13日<br>(2013年) | <p>1 エヌティ工業株式会社の建設業の許可要件と専任技術者配置の関係について</p> <p>（1）元役員が平成23年1月に死亡後、同年8月に市長の元私設秘書が取締役になったことは、建設業許可の可否に影響を与えましたか。言い換えると、市長の元私設秘書が取締役にならなくても建設業の許可は下りていましたか。また、その理由を御教示ください。</p> <p>（2）平成20年に市長の元私設秘書がエヌティ工業株式会社に雇用されたことは、建設業許可の可否に影響を与えましたか。言い換えると、市長の元私設秘書が雇用されていなくても建設業の許可は下りていましたか。また、その理由を御教示ください。</p> <p>2 市長の元私設秘書のエヌティ工業株式会社での勤務実態について</p> <p>（1）勤務日数、勤務時間は事情聴取等により把握できましたか。把握できたのであれば、その状況を御教示ください。</p> <p>（2）勤務内容は事情聴取等により把握できましたか。把握できたのであれば、その内容を御教示ください。</p> <p>（3）出勤せずに営業活動を行っているとの発言がありましたか。また、営業活動の具体的な場所、相手先、事業内容について把握されているのであれば御教示ください。</p> <p>（4）その他、市長の元私設秘書自身がエヌティ工業株式会社での勤務実態について発言したことがあれば、全て御教示ください。</p> | 平成25年8月30日<br>(2013年) |
| 35 | 井上哲也後援会     | 平成25年9月4日<br>(2013年)  | 政治資金規正法第9条に基づく後援会の会計帳簿のうち、エヌティ工業株式会社並びにその関係者からの寄附等の収入部分（過去5年分）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                       |

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先         | 請求日                    | 請求記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 提出日※                                |
|----|-------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 36 | 井上哲也<br>後援会 | 平成25年10月16日<br>(2013年) | 政治資金規正法第9条に基づき、後援会の収支報告書に記載した、政治資金パーティーによる収入のうち、エヌティ工業株式会社並びにその役員、社員及びその親族から得た収入の詳細が分かる資料（過去5年分）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                     |
| 37 | 吹田市長        | 平成25年11月11日<br>(2013年) | ガバナンス推進委員会の調査資料のうち、資料番号64「吹田市本庁舎低層棟屋上一部改修（太陽光発電設備設置）」に係る摂津電気工事株式会社から提出された内訳書について、内訳書作成を依頼及び受理したときの起案文書など関係書類一式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 平成25年11月20日<br>(2013年)              |
| 38 | 〃           | 〃                      | ガバナンス推進委員会の調査資料のうち、資料番号12、資料番号73の文書を資料に加えるまでの経過の説明及び裏付けとなる起案文書など関係書類一式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 〃                                   |
| 39 | 〃           | 〃                      | 上記37、38の請求資料以外にガバナンス推進委員会の調査資料にするため、各関係部署に依頼及び各関係部署から受理したことを示す関係書類一式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                     |
| 40 | 井上哲也<br>後援会 | 平成25年11月18日<br>(2013年) | 平成23年及び平成24年の井上哲也後援会の会計帳簿のうち、以下の事項を記載した文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）<br>1 摂津電気工事株式会社及びその取締役、監査役並びにその3親等内の親族、エヌティ工業株式会社及びその取締役、監査役並びにその3親等内の親族からの寄附について、その氏名（寄附をした者が団体である場合には、その名称、代表者の氏名）、住所、寄附年月日、寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額）<br>2 摂津電気工事株式会社及びその取締役、監査役並びにその3親等内の親族、エヌティ工業株式会社及びその取締役、監査役並びにその3親等内の親族からの政治資金パーティーの対価に係る収入について、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所、対価の支払をした者の氏名（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、代表者の氏名）、住所、対価の金額 | 平成25年11月25日<br>(2013年)<br>提出期限延長後提出 |

第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先                | 請求日                    | 請求記録                                                                                                                                        | 提出日※                                 |
|----|--------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 41 | 井上哲也<br>後援会        | 平成25年11月18日<br>(2013年) | 平成23年及び平成24年の井上哲也後援会の会計帳簿のうち、市長の元私設秘書及びその他事務員への人件費の支出について、支払を受けた者の氏名、支出の目的・金額・年月日を記載した文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録） | 平成25年11月25日<br>(2013年)<br>提出期限延長後提出  |
| 42 | 吹田市長               | 平成25年11月18日<br>(2013年) | 平成22年度及び平成23年度の環境部（当時の地球環境室、地域環境室）の決裁文書のうち、副市長が決裁した起案文書（参考資料及び添付書類は除く）                                                                      | 平成25年11月22日<br>(2013年)               |
| 43 | 〃                  | 〃                      | 秘書課において、市長、副市長決裁の起案文書の受付日などを記入している書類（平成24年2月、3月分）                                                                                           | 〃                                    |
| 44 | エヌティ<br>工業株式<br>会社 | 平成25年11月28日<br>(2013年) | 太陽光発電設備設置工事の摂津電気工事株式会社に対する請求書の控え                                                                                                            | 平成25年12月6日<br>(2013年)                |
| 45 | 〃                  | 〃                      | 太陽光発電設備設置工事の見積書（摂津電気工事株式会社社員が作成したもの）                                                                                                        |                                      |
| 46 | 〃                  | 〃                      | 市長の元私設秘書の出勤簿（平成20年12月から平成24年10月までの分）                                                                                                        | 平成25年12月6日<br>(2013年)                |
| 47 | 〃                  | 〃                      | 会食、ゴルフ、給料（報酬）等市長の元私設秘書に関する支払の出金伝票の全て                                                                                                        | 〃                                    |
| 48 | 〃                  | 〃                      | 元役員が作成した見積書（直近5件分）                                                                                                                          | 〃                                    |
| 49 | 吹田市長               | 平成26年2月26日<br>(2014年)  | 平成23年度歳出補正予算見積書の提出について（総務部起案第686号）、見積書（3社分）                                                                                                 | 平成26年2月26日<br>(2014年)<br>提出済資料を記録に変更 |
| 50 | 〃                  | 〃                      | グリーンニューディール基金事業に関係した職員一覧、経歴書                                                                                                                | 〃                                    |

## 第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先  | 請求日                   | 請求記録                                                                                  | 提出日※                                 |
|----|------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 51 | 吹田市長 | 平成26年2月26日<br>(2014年) | 建設工事入札参加資格審査申請提出（郵送）<br>書類点検表に記載の書類（10社分）                                             | 平成26年2月26日<br>(2014年)<br>提出済資料を記録に変更 |
| 52 | 〃    | 〃                     | 太陽光発電設備設置工事の仕様書に用いた設計図面                                                               | 〃                                    |
| 53 | 〃    | 〃                     | 吹田市グリーンニューディール基金に係る建築課等協議記録                                                           | 〃                                    |
| 54 | 〃    | 〃                     | 平成23年度3月定例会議会運営委員会報告<br>(吹田市グリーンニューディール基金の活用について) 事業一覧、読み原稿                           | 〃                                    |
| 55 | 〃    | 〃                     | 本庁舎仮設事務室建設工事図、清掃面積表                                                                   | 〃                                    |
| 56 | 〃    | 〃                     | 高遮熱塗装見積書（3社分）、本庁舎照明設備改修（LED化）見積書（3社分）                                                 | 〃                                    |
| 57 | 〃    | 〃                     | 近未来創造会収支報告                                                                            | 〃                                    |
| 58 | 〃    | 〃                     | 摂津電気工事（株）との単独随意契約実績一覧（過去5年間）                                                          | 〃                                    |
| 59 | 〃    | 〃                     | 入札等執行結果兼通知書、入札結果一覧表                                                                   | 〃                                    |
| 60 | 〃    | 〃                     | 平成24年1月太陽光発電設備設置工事費用の表（ガバナンス推進委員会調査資料の70番の資料）の基となる3社から取り寄せた資料（見積書）                    | 〃                                    |
| 61 | 〃    | 〃                     | 本庁舎仮設棟高遮熱性塗装工事、本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事及び本庁舎照明設備改修（LED化）工事の見積書を徴取する際（平成23年8月頃）に市が示した仕様書（図面） | 〃                                    |
| 62 | 〃    | 〃                     | ガバナンス推進委員会による事情聴取日、対象者、事務局職員、調査委員、アドバイザー一覧                                            | 〃                                    |

第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先  | 請求日                       | 請求記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 提出日※                                     |
|----|------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 63 | 吹田市長 | 平成26年 2 月 26 日<br>(2014年) | 辞任届、2012/11/19富田プレスコメント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 平成26年 2 月 26 日<br>(2014年)<br>提出済資料を記録に変更 |
| 64 | 〃    | 〃                         | 平成21～23年度決算資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 〃                                        |
| 65 | 〃    | 〃                         | 平成22年 4 月から現在までに、摂津電気工事株式会社及びエヌティ工業株式会社に対して支払った金額一覧（工事別に支払日、契約方法、担当課が分かる資料）平成22年度から平成24年 9 月末までの契約一覧                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 〃                                        |
| 66 | 〃    | 〃                         | 市庁舎議員出退表示盤取替の実施及び随意交渉の実施について（伺い）写、市庁舎議員出退表示盤取替の随意交渉の結果及び契約の締結について（伺い）写、吹田市立勤労者会館非常照明修繕に係る見積り合せの実施について（伺い）、吹田市立勤労者会館非常照明修繕業務にかかる見積り合せの結果ならびに結果に基づく契約の締結について（伺い）、工事請負契約書（吹田市立勤労者会館非常照明修繕）、吹田市立勤労者会館非常照明修繕業務に係る検査調書の発行について（伺い）、吹田市立中央図書館電算室空調機入替工事に係る随意交渉の執行について（伺い）、吹田市立中央図書館電算室空調機入替工事に係る契約交渉の締結について（伺い）                                                                                                          | 〃                                        |
| 67 | 〃    | 〃                         | 吹田市立やすらぎ苑改築工事（太陽光発電設備工事）の指名競争入札の執行について（伺い）、予定価格調書（吹田市立やすらぎ苑改築工事（太陽光発電設備工事））、（仮称）青少年拠点施設及び子育て支援施設及び山田駅前図書館建設工事（太陽光発電設備工事）の指名競争入札の執行について（伺い）、予定価格調書（（仮称）青少年拠点施設及び子育て支援施設及び山田駅前図書館建設工事（太陽光発電設備工事））、吹田市立やすらぎ苑改築工事（太陽光発電設備工事）の執行について（伺い）、（仮称）青少年拠点施設及び子育て支援施設及び山田駅前図書館建設工事（太陽光発電設備工事）の執行について（伺い）、（仮称）青少年拠点施設及び子育て支援施設及び山田駅前図書館建設工事（太陽光発電設備工事）に係る入札の執行について（伺い）、（仮称）青少年拠点施設及び子育て支援施設及び山田駅前図書館建設工事（太陽光発電設備工事）入札等執行結果兼通知書 | 〃                                        |

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先                | 請求日                   | 請求記録                                                              | 提出日※                                 |
|----|--------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 68 | 吹田市長               | 平成26年2月26日<br>(2014年) | 吹田市立総合福祉会館生活介護施設等改修工事の執行について(伺い)、吹田市立総合福祉会館生活介護施設等改修工事の契約について(伺い) | 平成26年2月26日<br>(2014年)<br>提出済資料を記録に変更 |
| 69 | 〃                  | 〃                     | 前総務部長の手帳の写し、総務部次長の手帳の写し、環境部長の事務なびスケジュール                           | 〃                                    |
| 70 | 富田雄二<br>前副市長       | 〃                     | 太陽光発電設備設置工事に関する、貴殿への報告を含む、全ての打合せ内容原本(環境部、総務部とのやりとり)の報告文           | 〃                                    |
| 71 | 株式会社<br>平和工業       | 〃                     | 吹田市本庁舎仮設棟高遮熱性塗装業務提出資料ファイル、吹田市本庁舎仮設棟高遮熱性塗装業務竣工図書控えファイル             | 〃                                    |
| 72 | 加藤装飾<br>株式会社       | 〃                     | 本庁舎低層棟断熱フィルム貼付施工工事における見積書(請求書)                                    | 〃                                    |
| 73 | 〃                  | 〃                     | 市庁舎ガラスフィルム面積積算                                                    | 〃                                    |
| 74 | 日本設備<br>工業株式<br>会社 | 〃                     | 吹田市本庁舎照明設備改修(LED化)に伴う変更工事、照明器具の機種変更見積書原本                          | 〃                                    |
| 75 | 株式会社<br>寺田美研       | 〃                     | 資料提出について、市が見積書を依頼した際の工事仕様書及び見積り作成に関する書類                           | 〃                                    |
| 76 | 〃                  | 〃                     | 市に提出された見積額と平成24年2月8日に実施した入札における入札額との差についての説明及び関連資料                | 〃                                    |
| 77 | 〃                  | 〃                     | 資料提出について                                                          | 〃                                    |
| 78 | 西田産業<br>株式会社       | 〃                     | 仕様書及び見積作成に関する経過説明書                                                | 〃                                    |

## 第12 資料、記録の請求

※提出日の記載のないものは、記録が存在しない等の理由により提出がなかったもの

|    | 請求先          | 請求日                   | 請求記録                                                              | 提出日※                                 |
|----|--------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 79 | 西田産業株式会社     | 平成26年2月26日<br>(2014年) | 報告書                                                               | 平成26年2月26日<br>(2014年)<br>提出済資料を記録に変更 |
| 80 | 株式会社<br>入谷住研 | 〃                     | 議員控室窓改修工事について、市が見積書を依頼した際の工事仕様書及び見積作成から提出までの経過についてまとめた資料（ご報告書、日報） | 〃                                    |
| 81 | 株式会社<br>曽呂利組 | 〃                     | ご報告書                                                              | 〃                                    |
| 82 | 株式会社<br>田中組  | 〃                     | 資料の提出について（ご報告）                                                    | 〃                                    |
| 83 | 株式会社<br>たけでん | 〃                     | 注文請書（平成24年3月24日付け、電材総合商社宛て、メーカー代理店作成の注文請書）                        | 〃                                    |
| 84 | 〃            | 〃                     | 御見積書（2012年3月27日付け、電材総合商社宛て、メーカー代理店作成の見積書）                         | 〃                                    |

## 第13 職員アンケート

### 1 職員アンケートの実施

#### (1) 調査の概要

本市議会では、平成24年（2012年）11月26日に、本委員会を設置し、「平成24年（2012年）10月31日以降に新聞等で報じられた吹田市単独随意契約等に係る事項」を調査事項と決定した。

本委員会は、真相究明と再発防止のための調査の参考とするため、職員アンケートによる調査を実施した。

#### (2) 調査期間

平成25年（2013年）1月24日から1月31日

#### (3) 調査対象

全職員 5,129人（臨時雇用員・非常勤職員を含む）

#### (4) 調査方法

各部局長に対し、対象者全員にアンケート用紙と回収用封筒を配付し、回答の有無に関わらず、部局単位で全員分まとめて提出するよう依頼した。

#### (5) 回収状況

アンケートの平均回収率は、28.1%であり、部局別回収率を見ると1.6%から100%と大きな差が生じている。

特に、事件の経過などについて知り得た可能性の高い総務部の回収率は15.7%、環境部は1.6%と著しく低く、アンケート調査の目的は十分に達成できたとはいえない。

回収率が低くなったのは、「同委員会の設置目的との関連性が明確でない項目が含まれており、アンケートの実施について再考を求める文書を100条委員会に提出している」旨、書かれた文書を、総務部長が全部局長（議会事務局長を除く）に届けたことが大きな要因であると本委員会は判断した。

## 第13 職員アンケート

### (6) 調査集計結果

| アンケート集計結果 |            | 単位(枚) | 回答率 (%) |
|-----------|------------|-------|---------|
| 白紙 (回答なし) |            | 100   | 6.9     |
| 回答あり      |            | 1,341 | 93.1    |
| 内<br>訳    | ○のみ (記述なし) | 543   | 37.7    |
|           | ○及び記述あり    | 798   | 55.4    |
| 合 計       |            | 1,441 | 100.0   |

第 13 職員アンケート

部局別回収結果

| 部局名             | 対象者            |       |       | 回 収   |          |          |
|-----------------|----------------|-------|-------|-------|----------|----------|
|                 | 正規職員＋<br>臨時雇用員 | 非常勤職員 | 合 計   | 部数    | 日付       | 率<br>(%) |
| 総務部             | 110            | 43    | 153   | 24    | 1 月 31 日 | 15.7     |
| 行政経営部           | 96             | 0     | 96    | 15    | 1 月 31 日 | 15.6     |
| 市民生活部           | 246            | 27    | 273   | 152   | 2 月 1 日  | 55.7     |
| 人権文化部           | 32             | 14    | 46    | 46    | 2 月 1 日  | 100.0    |
| まち産業活性部         | 44             | 10    | 54    | 21    | 2 月 1 日  | 38.9     |
| こども部            | 1,031          | 207   | 1,238 | 39    | 1 月 31 日 | 3.2      |
| 福祉保健部           | 395            | 64    | 459   | 14    | 2 月 1 日  | 3.1      |
| 環境部             | 188            | 4     | 192   | 3     | 2 月 1 日  | 1.6      |
| 都市整備部           | 99             | 0     | 99    | 59    | 1 月 31 日 | 59.6     |
| 道路公園部           | 132            | 12    | 144   | 76    | 1 月 31 日 | 52.8     |
| 下水道部            | 123            | 0     | 123   | 95    | 2 月 1 日  | 77.2     |
| 会計室             | 15             | 0     | 15    | 12    | 2 月 1 日  | 80.0     |
| 消防本部            | 341            | 1     | 342   | 170   | 1 月 31 日 | 49.7     |
| 水道部             | 138            | 20    | 158   | 33    | 2 月 1 日  | 20.9     |
| 市民病院            | 648            | 38    | 686   | 314   | 1 月 31 日 | 45.8     |
| 教育総務部           | 161            | 28    | 189   | 29    | 1 月 31 日 | 15.3     |
| 学校教育部           | 438            | 55    | 493   | 61    | 1 月 31 日 | 12.4     |
| 地域教育部           | 248            | 81    | 329   | 228   | 1 月 31 日 | 69.3     |
| 選挙管理委員会事務局      | 10             | 0     | 10    | 10    | 1 月 31 日 | 100.0    |
| 監査委員事務局（＋公平委員会） | 8              | 0     | 8     | 5     | 2 月 1 日  | 62.5     |
| 農業委員会事務局        | 3              | 0     | 3     | 3     | 1 月 31 日 | 100.0    |
| 固定資産評価審査委員会事務局  | 1              | 0     | 1     | 1     | 1 月 31 日 | 100.0    |
| 議会事務局           | 18             | 0     | 18    | 13    | 1 月 31 日 | 72.2     |
| 不明              |                |       |       | 18    |          |          |
| 合 計             | 4,525          | 604   | 5,129 | 1,441 |          | 28.1     |

## 第13 職員アンケート

### 設問1

あなたは吹田市議会が100条委員会を設置したことはご存知でしたか。

| 回答項目     | 回答数 | 回答率 (%) |
|----------|-----|---------|
| ア) 知っている | 918 | 63.7    |
| イ) 知らない  | 413 | 28.7    |
| 未記入      | 110 | 7.6     |

### 設問3-1

今回問題となっている単独随意契約の相手方である企業が、市長の後援会役員の会社であったことを部長以下、関係職員のほとんどが知らなかったと、議会で発言していますが、このことについてどのように思われますか。

| 回答項目                | 回答数 | 回答率 (%) |
|---------------------|-----|---------|
| ア) 「知らなかった」のは本当だと思う | 387 | 26.9    |
| イ) 「知らなかった」はずがないと思う | 718 | 49.8    |
| 未記入                 | 336 | 23.3    |

### 設問3-2

また、あなたはご存知でしたか。

| 回答項目            | 回答数 | 回答率 (%) |
|-----------------|-----|---------|
| ア) 知っていた        | 95  | 6.6     |
| イ) 知らなかった       | 968 | 67.2    |
| ウ) たぶんそうだと思っていた | 109 | 7.6     |
| 未記入             | 269 | 18.7    |

## 設問4

問題となった契約の起案決裁以前に、職員が市長と協議した事実も、市長に報告した事実も「認められない」とガバナンス推進委員会で結論が出ていますが、あなたはどのように思いますか。

| 回答項目        | 回答数 | 回答率 (%) |
|-------------|-----|---------|
| ア) その通りだと思う | 148 | 10.3    |
| イ) 分からない    | 795 | 55.2    |
| ウ) ありえない    | 296 | 20.5    |
| 未記入         | 202 | 14.0    |

## 設問6

あなたの上司は、職務に対する責任、部下に対する責任を全うしていると思いますか。

| 回答項目       | 回答数 | 回答率 (%) |
|------------|-----|---------|
| ア) 全うしている  | 855 | 59.3    |
| イ) 全うしていない | 248 | 17.2    |
| 未記入        | 338 | 23.5    |

## 設問7

議会質問に対する答弁では、今回の事案に対して市長及び市長の元私設秘書の関与はなかったとなっていますが、あなたは市長の元私設秘書を市役所内で見かけたことがありますか。

| 回答項目           | 回答数 | 回答率 (%) |
|----------------|-----|---------|
| ア) よく見かけた      | 43  | 3.0     |
| イ) 何度か見かけた     | 167 | 11.6    |
| ウ) まったく見たことがない | 209 | 14.5    |
| エ) 元私設秘書を知らない  | 827 | 57.4    |
| 未記入            | 195 | 13.5    |

## 第13 職員アンケート

### 設問8

あなたの日常の職務、業務の中で違和感や疑問を感じたことはありませんか。

| 回答項目  | 回答数 | 回答率 (%) |
|-------|-----|---------|
| ア) ある | 416 | 28.9    |
| イ) ない | 635 | 44.0    |
| 未記入   | 390 | 27.1    |

### (7) アンケートの記述欄まとめ

#### 設問3

今回問題となっている単独随意契約の相手方である企業が、市長の後援会役員の会社であったことを部長以下、関係職員のほとんどが知らなかったと、議会で発言していますが、このことについてどのように思われますか。

- ア) 「知らなかった」のは本当だと思う
- イ) 「知らなかった」はずがないと思う
- イ) とお答えになった方は、なぜそう思われますか。理由をご記入ください。

#### <主な記述の抜粋>

- ・この企業の社長は市長の後援会役員であることを話している
- ・市長の元私設秘書がこの企業を使うよう働き掛けている
- ・少なくとも私の周りの職員は知っていて、気を付けていた
- ・少なくとも課長級以上なら知っていることは常識である
- ・管理職でない私でさえ、市長がこの企業とつながりがあると認識していた
- ・部長以上の方々が知らないはずがない

#### 設問5

一連の社会問題(新聞報道等)で問題の核心はどこにあると思われますか。

#### <主な記述の抜粋>

- ・市長として、公人としての自覚、良識がない
- ・補助金をバラまく国の仕事のやり方も問題である
- ・根本には公務における形式主義的な事務執行が慣例化していることもあるのではないかな
- ・業務に対する責任感の欠如と職員としての認識の甘さが問題である
- ・体裁だけを整えれば良いと考える吹田市役所の体質がある
- ・単純なミスから始まりこのような形を呼んでしまっただけだと思う

設問8

あなたの日常の職務、業務の中で違和感や疑問を感じたことはありませんか。

＜主な記述の抜粋＞

- ・私設秘書が課長の横に座り、長時間話をしているのを見たことがよくある
- ・担当部署が違えばその執行方法や法解釈が違ふことがよくある
- ・自治体の契約に関する法規、本市の事務処理方法において、市長の後援企業を排除すべきことは定められておらず、今回の件は防ぎえなかった
- ・判断をして責任を取る人材が不足している
- ・集団的な議論やプロセスの軽視がある
- ・長年働くうちに、役所独特の雰囲気、なれ合いに染まってしまっている

設問9

最後に、グリーンニューディール基金事業、ガバナンス推進委員会、業務執行に対する事業者等の関与、契約・入札業務、その他についてご指摘、ご提案など忌憚のないご意見をご記入ください。

＜主な記述の抜粋＞

- ・普通は「この契約はおかしい、入札でないとだめ」とどこかでストップがかかるはずである
- ・今回の随意契約の問題は、市長決裁であり、一担当者の裁量で決定できるものではない
- ・下の職員に責任を押しつけ自分が逃げることに必死である
- ・何らかの圧力があつた場合、直ちに相談できる機関を設置してほしい
- ・ある金額を超える契約については、契約検査室が関与すべきである
- ・単独随意契約、随意契約をなくせば、この問題が解決するものでない
- ・内部のもので構成されたガバナンス推進委員会などあり得ない

## 2 記名アンケートの実施

### (1) 調査の概要

全職員に対するアンケート調査時に妨害文書等によって、本件に直接関わった部局からのアンケート回収率が著しく低い結果となった。このため、対象を総務部、財務部、環境部、都市整備部の当時の職員合計54名に絞って記名アンケートを再度実施した。

### (2) 調査期間

平成25年（2013年）7月11日から100条委員会調査期間内

## 第13 職員アンケート

### (3) 弁護士によるアンケートの取扱い等について

ア 情報提供を受けた弁護士は、その情報提供を受けた個人の氏名はもちろん、所属先なども一切秘密とし、100条委員会委員にも個人情報伝えることはしない。

イ アンケートを受け取った弁護士から、ヒアリングを依頼する場合も発生する。その場合も、誰からヒアリングをしたのかについて弁護士は一切秘密にする。

### (4) 回収結果

このアンケート内容については秘密であることから、弁護士の考察をもって報告とする。

#### <弁護士 阪口徳雄氏の考察>

総務部、財務部、環境部、都市整備部の職員合計54名にアンケートを実施した。

回答があった職員は42名。回収率77.8%。

本事業に関与した17名のうち、多くの職員はガバナンス推進委員会のヒアリングや、議会の参考人として意見聴取を受けていた職員であった。その回答には「知っている内容は全てガバナンス推進委員会のヒアリング、100条委員会で参考人として意見を述べた」と書いた職員もいた。

誰と、どのようなやりとりをしたか、どのような情報の提供があったかは、一切秘密であるため、コメントは差し控えるが、その中から証人尋問などに当たって参考にすることができた。

なお、このような守秘義務を持つ弁護士などへの情報の提供要請は、ガバナンス推進委員会のヒアリング前など、早い時期に実施しておけば、違った情報が提供された可能性があったと思われる。

## 3 公益通報窓口の設置

### (1) 設置の概要

公益通報者保護法の趣旨に従って、100条委員会で委託契約している阪口徳雄、関戸一考両弁護士への情報提供のための公益通報窓口も設置した。

### (2) 情報の取扱い

ア 情報提供を受けた弁護士は、その情報提供を受けた個人の氏名はもちろん、所属先なども一切秘密とし、100条委員会委員にも個人情報伝えることはしない。

イ 通報を受けた弁護士から、ヒアリングを依頼する場合も発生する。その場合も、誰からヒアリングをしたのかについて弁護士は一切秘密にする。

(3) 設置期間と周知方法

ア 設置日

平成25年（2013年）7月12日から100条委員会調査期間内

イ 周知方法

(ア) ビラの配布

配布ビラ印刷数 1,000枚

配布方法 平成25年（2013年）7月16日午前8時15分から9時頃まで市役所本庁舎敷地外2か所で100条委員会委員が分担して配布した。

(イ) 市議会ホームページに掲載

市議会及び市の新着情報欄に「100条委員会は、職員に対する公益通報窓口を設置しました。」を掲載した。

(ウ) 事務なび（職員用事務関連システム）の掲示板に議会事務局から通知した。

## 第14 委員会等の開催状況

### 第14 委員会等の開催状況

| 日程                     | 時間                         | 会議名                     | 協議内容                                                                                                                                             |
|------------------------|----------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成24年12月3日<br>(2012年)  | 開会 午前10時14分<br>閉会 午前11時17分 | 委員会<br>【第1回】            | 1 調査事項等について<br>(1) 調査対象とする市の事務及びそれに対する尋問項目について<br>(2) 証人の喚問及び参考人の招致について<br>(3) 提出を求める記録及びその相手方について<br>2 12月定例会と本特別委員会の開催について<br>3 次回特別委員会の開催について |
| 平成24年12月17日<br>(2012年) | 開会 午後3時4分<br>閉会 午後5時20分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第1回】 | 1 会議の名称について<br>2 会議の公開、傍聴について<br>3 調査項目の確認について<br>4 アンケートの実施について<br>5 その他                                                                        |
| 平成24年12月26日<br>(2012年) | 開会 午前10時4分<br>閉会 午前11時33分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第2回】 | 1 グリーンニューディール基金に係る経過について<br>2 次回以降の準備会、委員会の開催について<br>3 その他                                                                                       |
| 平成25年1月4日<br>(2013年)   | 開会 午後2時5分<br>閉会 午後4時1分     | 100条委員会<br>準備会<br>【第3回】 | 1 資料要求及び記録の提出について<br>2 1月8日(火)開催予定の委員会について<br>3 アンケートの実施について                                                                                     |
| 平成25年1月8日<br>(2013年)   | 開会 午前10時7分<br>閉会 午前11時12分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第4回】 | 1 資料要求について<br>2 1月11日(金)開催予定の委員会について                                                                                                             |
| 平成25年1月8日<br>(2013年)   | 開会 午前11時34分<br>閉会 午後1時22分  | 委員会<br>【第2回】            | 1 資料要求について                                                                                                                                       |
| 平成25年1月11日<br>(2013年)  | 開会 午前10時12分<br>閉会 午前11時50分 | 100条委員会<br>準備会<br>【第5回】 | 1 次回以降の委員会、準備会の日程について<br>2 市職員に対するアンケート調査の実施について<br>3 証人及び参考人について                                                                                |
| 平成25年1月18日<br>(2013年)  | 開会 午前10時6分<br>閉会 午前11時51分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第6回】 | 1 質問(尋問)の作成について<br>2 市職員に対するアンケート調査の実施について<br>3 次回以降の委員会、準備会の日程について<br>4 これまで開催した委員会、準備会の概要のホームページでの公開について                                       |
| 平成25年1月23日<br>(2013年)  | 開会 午前10時12分<br>閉会 午後0時59分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第7回】 | 1 資料について<br>2 市職員に対するアンケート調査の実施について<br>3 質問(尋問)の作成及び証人(参考人)の指定について                                                                               |

第14 委員会等の開催状況

| 日程                       | 時間                             | 会議名                      | 協議内容                                                                                                            |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年 1 月24日<br>(2013年)  | 開会 午後 3 時32分<br>閉会 午後 4 時20分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第8回】  | 1 市職員に対するアンケート調査の実施について                                                                                         |
| 平成25年 1 月25日<br>(2013年)  | 開会 午前10時12分<br>閉会 午後 2 時12分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第9回】  | 1 資料要求について<br>2 参考人の出席要請について<br>3 摂津電気工事株式会社に対する資料の再提出の依頼及びエヌティ工業株式会社への提出資料の内容確認について<br>4 市職員に対するアンケート調査の実施について |
| 平成25年 1 月25日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時11分<br>閉会 午後 1 時28分   | 委員会<br>【第3回】             | 1 資料要求について<br>2 参考人の出席要請について                                                                                    |
| 平成25年 1 月28日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 3 分<br>閉会 午後 3 時 7 分 | 100条委員会<br>準備会<br>【第10回】 | 1 2月6日開催の委員会について<br>2 質問の作成について                                                                                 |
| 平成25年 2 月 5 日<br>(2013年) | 開会 午前10時24分<br>閉会 午後 4 時10分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第11回】 | 1 未提出の資料への対応について<br>2 参考人の出席要請について<br>3 2月6日開催の委員会について                                                          |
| 平成25年 2 月 6 日<br>(2013年) | 開会 午前10時 5 分<br>閉会 午後 9 時39分   | 委員会<br>【第4回】             | 1 参考人に対する質問について<br>2 参考人の出席要請について                                                                               |
| 平成25年 2 月 7 日<br>(2013年) | 開会 午後 1 時 7 分<br>閉会 午後 2 時47分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第12回】 | 1 井上哲也後援会から送付のあった質問書への対応<br>2 参考人の出席要請について<br>3 2月12日開催の委員会について                                                 |
| 平成25年 2 月11日<br>(2013年)  | 開会 午後 3 時 9 分<br>閉会 午後 7 時 1 分 | 100条委員会<br>準備会<br>【第13回】 | 1 井上哲也後援会から送付のあった質問書に対する回答について<br>2 2月12日開催の委員会について<br>3 参考人の出席要請について                                           |
| 平成25年 2 月12日<br>(2013年)  | 開会 午前10時 1 分<br>閉会 午後10時 2 分   | 委員会<br>【第5回】             | 1 参考人に対する質問について<br>2 参考人の出席要請について<br>3 資料要求について                                                                 |
| 平成25年 2 月15日<br>(2013年)  | 開会 午前10時18分<br>閉会 午後 1 時42分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第14回】 | 1 2月18日、19日開催の委員会について<br>2 参考人の出席要請について<br>3 今後の委員会、準備会の日程について<br>4 その他                                         |
| 平成25年 2 月18日<br>(2013年)  | 開会 午後 0 時38分<br>閉会 午後 0 時50分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第15回】 | 1 2月18日、19日開催の委員会について                                                                                           |
| 平成25年 2 月18日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 1 分<br>閉会 午後 5 時 5 分 | 委員会<br>【第6回】             | 1 参考人に対する質問について<br>2 参考人の出席要請について                                                                               |
| 平成25年 2 月19日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時31分<br>閉会 午後 1 時43分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第16回】 | 1 2月19日開催の委員会について                                                                                               |
| 平成25年 2 月19日<br>(2013年)  | 開会 午後 2 時 1 分<br>閉会 午後 5 時26分  | 委員会<br>【第7回】             | 1 参考人に対する質問について                                                                                                 |

# 第14 委員会等の開催状況

| 日程                        | 時間                               | 会議名                      | 協議内容                                                                     |
|---------------------------|----------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年 2 月 21 日<br>(2013年) | 開会 午後 3 時 5 分<br>閉会 午後 4 時 15 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第17回】 | 1 参考人の出席要請について<br>2 資料要求について<br>3 今後の委員会、準備会の日程について<br>4 2月27日開催の委員会について |
| 平成25年 2 月 21 日<br>(2013年) | 開会 午後 4 時 37 分<br>閉会 午後 4 時 44 分 | 委員会<br>【第 8 回】           | 1 参考人の出席要請について<br>2 資料要求について                                             |
| 平成25年 2 月 26 日<br>(2013年) | 開会 午後 4 時 5 分<br>閉会 午後 5 時 45 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第18回】 | 1 参考人の出席要請について<br>2 2月27日開催の委員会について                                      |
| 平成25年 2 月 27 日<br>(2013年) | 開会 午前10時 2 分<br>閉会 午後 2 時 9 分    | 委員会<br>【第 9 回】           | 1 参考人に対する質問について<br>2 参考人の出席要請について                                        |
| 平成25年 3 月 6 日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 5 分<br>閉会 午後 3 時 7 分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第19回】 | 1 今後の委員会、準備会の日程について<br>2 3月7日開催の委員会について                                  |
| 平成25年 3 月 7 日<br>(2013年)  | 開会 午後 0 時 48 分<br>閉会 午後 0 時 55 分 | 100条委員会<br>準備会<br>【第20回】 | 1 資料要求について<br>2 実地調査について                                                 |
| 平成25年 3 月 7 日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 1 分<br>閉会 午後 2 時 7 分   | 委員会<br>【第10回】            | 1 参考人に対する質問について<br>2 資料要求について<br>3 実地調査について                              |
| 平成25年 3 月 28 日<br>(2013年) | 開会 午後 1 時 9 分<br>閉会 午後 2 時 28 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第21回】 | 1 今後の委員会、準備会の日程について                                                      |
| 平成25年 4 月 3 日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 5 分<br>閉会 午後 1 時 56 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第22回】 | 1 今後の委員会、準備会の日程について                                                      |
| 平成25年 4 月 9 日<br>(2013年)  | 開会 午前10時 17 分<br>閉会 午前11時 23 分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第23回】 | 1 今後の委員会、準備会の日程について<br>2 その他                                             |
| 平成25年 4 月 18 日<br>(2013年) | 開会 午後 1 時 5 分<br>閉会 午後 2 時 49 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第24回】 | 1 今後の委員会、準備会の日程について                                                      |
| 平成25年 4 月 18 日<br>(2013年) | 開会 午後 3 時 10 分<br>閉会 午後 3 時 12 分 | 委員会<br>【第11回】            | 1 弁護士との委託契約について                                                          |
| 平成25年 5 月 1 日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 2 分<br>閉会 午後 3 時 34 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第25回】 | 1 提出資料の取扱いの変更について<br>2 記録の提出について<br>3 今後の委員会、準備会の日程について                  |
| 平成25年 5 月 1 日<br>(2013年)  | 開会 午後 3 時 35 分<br>閉会 午後 3 時 36 分 | 委員会<br>【第12回】            | 1 提出資料の取扱いの変更について                                                        |
| 平成25年 5 月 10 日<br>(2013年) | 開会 午前10時 5 分<br>閉会 午後 0 時 2 分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第26回】 | 1 聞き取り調査の実施について<br>2 今後の委員会、準備会の日程について                                   |
| 平成25年 5 月 17 日<br>(2013年) | 開会 午後 3 時 29 分<br>閉会 午後 4 時 32 分 | 100条委員会<br>準備会<br>【第27回】 | 1 5月10日に実施した聞き取り調査について<br>2 今後の委員会、準備会の日程について                            |
| 平成25年 6 月 6 日<br>(2013年)  | 開会 午後 3 時 4 分<br>閉会 午後 5 時 3 分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第28回】 | 1 両弁護士から助言を頂いた事項への対応について<br>2 今後の委員会、準備会の日程について<br>3 その他                 |

第14 委員会等の開催状況

| 日程                        | 時間                                 | 会議名                      | 協議内容                                                                             |
|---------------------------|------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年 6 月 7 日<br>(2013年)  | 開会 午後 3 時 1 分<br>閉会 午後 4 時 2 分     | 100条委員会<br>準備会<br>【第29回】 | 1 昨日の準備会の検討結果の確認について<br>2 今後の準備会の進め方について                                         |
| 平成25年 6 月 14 日<br>(2013年) | 開会 午後 3 時 3 分<br>閉会 午後 4 時 59 分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第30回】 | 1 今後の準備会の進め方について                                                                 |
| 平成25年 6 月 20 日<br>(2013年) | 開会 午後 3 時 10 分<br>閉会 午後 5 時        | 100条委員会<br>準備会<br>【第31回】 | 1 今後の準備会の進め方について<br>2 その他                                                        |
| 平成25年 6 月 27 日<br>(2013年) | 開会 午後 1 時 10 分<br>閉会 午後 5 時 15 分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第32回】 | 1 本日開催の委員会について<br>2 その他                                                          |
| 平成25年 6 月 27 日<br>(2013年) | 開会 午後 4 時 25 分<br>閉会 午後 4 時 57 分   | 委員会<br>【第13回】            | 1 記録の提出について<br>2 資料要求について<br>3 公益通報者保護法に基づく公益通報窓口の設置について<br>4 記名式のアンケート調査の実施について |
| 平成25年 7 月 5 日<br>(2013年)  | 開会 午前 10 時 14 分<br>閉会 午前 11 時 31 分 | 100条委員会<br>準備会<br>【第33回】 | 1 公益通報窓口の設置について<br>2 今後の委員会の進め方について                                              |
| 平成25年 7 月 11 日<br>(2013年) | 開会 午後 3 時 10 分<br>閉会 午後 4 時 58 分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第34回】 | 1 7 月 16 日開催の委員会について<br>2 公益通報窓口の設置について<br>3 今後の準備会の進め方について                      |
| 平成25年 7 月 16 日<br>(2013年) | 開会 午前 10 時 2 分<br>閉会 午前 10 時 9 分   | 委員会<br>【第14回】            | 1 記録の提出について<br>2 資料要求について                                                        |
| 平成25年 7 月 16 日<br>(2013年) | 開会 午前 10 時 11 分<br>閉会 午後 0 時 6 分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第35回】 | 1 一級建築士との契約について<br>2 今後の委員会、準備会の日程について<br>3 今後の準備会の進め方について                       |
| 平成25年 7 月 17 日<br>(2013年) | 開会 午後 4 時 9 分<br>閉会 午後 5 時 24 分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第36回】 | 1 今後の準備会の進め方について                                                                 |
| 平成25年 7 月 24 日<br>(2013年) | 開会 午前 10 時 19 分<br>閉会 午後 5 時 14 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第37回】 | 1 今後の準備会の進め方について<br>2 7 月 29 日開催の委員会について                                         |
| 平成25年 7 月 29 日<br>(2013年) | 開会 午前 10 時 4 分<br>閉会 午前 10 時 56 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第38回】 | 1 7 月 29 日の委員会について                                                               |
| 平成25年 7 月 29 日<br>(2013年) | 開会 午後 1 時 2 分<br>閉会 午後 1 時 13 分    | 委員会<br>【第15回】            | 1 証人の出頭請求について<br>2 記録の請求内容の一部修正について<br>3 記録の提出について<br>4 建築士との委託契約について            |
| 平成25年 8 月 5 日<br>(2013年)  | 開会 午後 3 時 13 分<br>閉会 午後 5 時 8 分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第39回】 | 1 8 月 13 日及び21日開催の委員会について<br>2 今後の準備会の進め方について                                    |
| 平成25年 8 月 9 日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 9 分<br>閉会 午後 2 時 43 分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第40回】 | 1 8 月 13 日及び21日開催の委員会について<br>2 今後の準備会の進め方について                                    |
| 平成25年 8 月 12 日<br>(2013年) | 開会 午後 1 時 10 分<br>閉会 午後 4 時 23 分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第41回】 | 1 8 月 13 日及び21日開催の委員会について<br>2 今後の準備会の進め方について<br>3 その他                           |

第14 委員会等の開催状況

| 日程                       | 時間                             | 会議名                      | 協議内容                                                                                                                                                |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年 8 月13日<br>(2013年)  | 開会 午前10時 3 分<br>閉会 午後 6 時 4 分  | 委員会<br>【第16回】            | 1 証人尋問について<br>2 記録の提出について                                                                                                                           |
| 平成25年 8 月19日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 6 分<br>閉会 午後 2 時45分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第42回】 | 1 8月21日開催の委員会について<br>2 今後の準備会の進め方について<br>3 その他                                                                                                      |
| 平成25年 8 月20日<br>(2013年)  | 開会 午前10時11分<br>閉会 午後 2 時 5 分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第43回】 | 1 8月21日開催の委員会について<br>2 その他                                                                                                                          |
| 平成25年 8 月21日<br>(2013年)  | 開会 午前10時 3 分<br>閉会 午後 6 時35分   | 委員会<br>【第17回】            | 1 証人尋問について<br>2 証人の出頭請求について                                                                                                                         |
| 平成25年 8 月23日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 8 分<br>閉会 午後 2 時47分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第44回】 | 1 今後の準備会等の開催について<br>2 その他                                                                                                                           |
| 平成25年 8 月23日<br>(2013年)  | 開会 午後 3 時<br>閉会 午後 3 時 2 分     | 委員会<br>【第18回】            | 1 証人の出頭請求について                                                                                                                                       |
| 平成25年 8 月29日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時33分<br>閉会 午後 3 時      | 委員会<br>【第19回】            | 1 証人尋問について                                                                                                                                          |
| 平成25年 8 月29日<br>(2013年)  | 開会 午後 3 時15分<br>閉会 午後 4 時33分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第45回】 | 1 9月 2 日開催の委員会について<br>2 その他                                                                                                                         |
| 平成25年 8 月30日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 7 分<br>閉会 午後 3 時23分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第46回】 | 1 9月 2 日開催の委員会について<br>2 その他                                                                                                                         |
| 平成25年 9 月 2 日<br>(2013年) | 開会 午前10時 2 分<br>閉会 午後 5 時33分   | 委員会<br>【第20回】            | 1 証人尋問について                                                                                                                                          |
| 平成25年 9 月 4 日<br>(2013年) | 開会 午後 4 時23分<br>閉会 午後 5 時 9 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第47回】 | 1 今後の準備会の進め方について<br>2 その他                                                                                                                           |
| 平成25年 9 月 4 日<br>(2013年) | 開会 午後 5 時15分<br>閉会 午後 5 時19分   | 委員会<br>【第21回】            | 1 記録の提出について<br>2 資料要求について                                                                                                                           |
| 平成25年10月 8 日<br>(2013年)  | 開会 午後 1 時 3 分<br>閉会 午後 5 時20分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第48回】 | 1 井上哲也後援会から提出されなかった記録への対応について<br>2 職員への聞き取り調査について<br>3 10月16日開催予定の委員会（平野建築士による太陽光発電設備設置工事費妥当性調査の報告）について<br>4 今後の委員会、準備会の進め方について<br>5 次回の委員会等の日程について |
| 平成25年10月15日<br>(2013年)   | 開会 午前10時18分<br>閉会 午後 0 時31分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第49回】 | 1 今後の準備会等の開催について<br>2 次回の委員会等の日程について                                                                                                                |
| 平成25年10月16日<br>(2013年)   | 開会 午後 1 時 5 分<br>閉会 午後 3 時 5 分 | 100条委員会<br>準備会<br>【第50回】 | 1 太陽光発電設備に関する工事費の妥当性等の調査結果報告について                                                                                                                    |
| 平成25年10月16日<br>(2013年)   | 開会 午後 3 時26分<br>閉会 午後 3 時30分   | 委員会<br>【第22回】            | 1 記録の提出について<br>2 実地調査について<br>3 聞き取り調査について                                                                                                           |

## 第14 委員会等の開催状況

| 日程                     | 時間                         | 会議名                      | 協議内容                                                                                   |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年10月16日<br>(2013年) | 開会 午後3時33分<br>閉会 午後4時50分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第51回】 | 1 今後の準備会等の開催について<br>2 次回の委員会等の日程について                                                   |
| 平成25年11月5日<br>(2013年)  | 開会 午後4時15分<br>閉会 午後5時48分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第52回】 | 1 今後の準備会等の開催について<br>2 次回の委員会等の日程について                                                   |
| 平成25年11月6日<br>(2013年)  | 開会 午後1時3分<br>閉会 午後1時6分     | 委員会<br>【第23回】            | 1 証人の出頭請求について<br>2 実地調査について                                                            |
| 平成25年11月6日<br>(2013年)  | 開会 午後1時37分<br>閉会 午後2時36分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第53回】 | 1 11月11日開催の委員会について<br>2 次回の委員会等の日程について                                                 |
| 平成25年11月8日<br>(2013年)  | 開会 午前10時21分<br>閉会 午前11時40分 | 100条委員会<br>準備会<br>【第54回】 | 1 11月11日開催の委員会について<br>2 環境省への実地調査について<br>3 次回の委員会等の日程について                              |
| 平成25年11月11日<br>(2013年) | 開会 午前10時3分<br>閉会 午後6時      | 委員会<br>【第24回】            | 1 証人尋問について<br>2 証人の出頭請求について<br>3 記録の提出について                                             |
| 平成25年11月11日<br>(2013年) | 開会 午前11時33分<br>閉会 午後0時4分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第55回】 | 1 本日開催の委員会について                                                                         |
| 平成25年11月14日<br>(2013年) | 開会 午前10時14分<br>閉会 午前11時24分 | 100条委員会<br>準備会<br>【第56回】 | 1 11月18日開催の委員会について<br>2 次回の委員会等の日程について                                                 |
| 平成25年11月18日<br>(2013年) | 開会 午前10時2分<br>閉会 午後2時52分   | 委員会<br>【第25回】            | 1 証人尋問について<br>2 記録の提出について<br>3 実地調査について                                                |
| 平成25年11月18日<br>(2013年) | 開会 午前11時41分<br>閉会 午後5時56分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第57回】 | 1 本日の委員会について<br>2 環境省への実地調査について<br>3 11月21日開催の委員会について<br>4 報告書について<br>5 次回の委員会等の日程について |
| 平成25年11月21日<br>(2013年) | 開会 午前10時8分<br>閉会 午後2時13分   | 委員会<br>【第26回】            | 1 証人尋問について                                                                             |
| 平成25年11月21日<br>(2013年) | 開会 午後2時29分<br>閉会 午後3時3分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第58回】 | 1 11月22日開催の委員会について<br>2 報告書について<br>3 次回の委員会等の日程について                                    |
| 平成25年11月22日<br>(2013年) | 開会 午前10時4分<br>閉会 午後6時48分   | 委員会<br>【第27回】            | 1 証人尋問について<br>2 記録の提出の期限延長について<br>3 証人の出頭請求について                                        |
| 平成25年11月22日<br>(2013年) | 開会 午前11時51分<br>閉会 午後6時51分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第59回】 | 1 報告書について<br>2 11月28日開催の委員会について<br>3 次回の委員会等の日程について                                    |

# 第14 委員会等の開催状況

| 日程                       | 時間                             | 会議名                      | 協議内容                                                                                        |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年11月27日<br>(2013年)   | 開会 午後 2 時 4 分<br>閉会 午後 6 時14分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第60回】 | 1 11月27日開催の委員会について<br>2 11月28日開催の委員会について<br>3 調査報告書について<br>4 今後の進め方について<br>5 次回の委員会等の日程について |
| 平成25年11月27日<br>(2013年)   | 開会 午後 3 時 3 分<br>閉会 午後 5 時 4 分 | 委員会<br>【第28回】            | 1 証人尋問について                                                                                  |
| 平成25年11月28日<br>(2013年)   | 開会 午前10時 3 分<br>閉会 午後 4 時28分   | 委員会<br>【第29回】            | 1 証人尋問について<br>2 記録の提出について                                                                   |
| 平成25年12月 3 日<br>(2013年)  | 開会 午後 2 時32分<br>閉会 午後 3 時55分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第61回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の進め方について                                                                 |
| 平成25年12月19日<br>(2013年)   | 開会 午後 1 時 6 分<br>閉会 午後 5 時33分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第62回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の進め方について<br>3 証人尋問に関する委員会記録について<br>4 実地調査の記録について                         |
| 平成26年 1 月 6 日<br>(2014年) | 開会 午後 2 時45分<br>閉会 午後 4 時      | 100条委員会<br>準備会<br>【第63回】 | 1 調査報告書について<br>2 次回の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 1 月 9 日<br>(2014年) | 開会 午後 3 時13分<br>閉会 午後 6 時35分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第64回】 | 1 調査報告書について<br>2 次回の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 1 月16日<br>(2014年)  | 開会 午後 1 時22分<br>閉会 午後 4 時28分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第65回】 | 1 調査報告書について<br>2 次回の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 1 月21日<br>(2014年)  | 開会 午後 2 時25分<br>閉会 午後 4 時58分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第66回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の準備会等の日程について<br>3 次回の委員会等の日程について                                         |
| 平成26年 1 月27日<br>(2014年)  | 開会 午後 1 時 6 分<br>閉会 午後 3 時16分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第67回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 2 月 4 日<br>(2014年) | 開会 午後 1 時 8 分<br>閉会 午後 5 時29分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第68回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 2 月10日<br>(2014年)  | 開会 午前10時 6 分<br>閉会 午後 4 時 2 分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第69回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 2 月17日<br>(2014年)  | 開会 午後 2 時 3 分<br>閉会 午後 2 時40分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第70回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 2 月20日<br>(2014年)  | 開会 午後 2 時11分<br>閉会 午後 5 時30分   | 100条委員会<br>準備会<br>【第71回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 2 月21日<br>(2014年)  | 開会 午後 1 時 7 分<br>閉会 午後 6 時12分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第72回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 2 月26日<br>(2014年)  | 開会 午前10時20分<br>閉会 午前11時37分     | 100条委員会<br>準備会<br>【第73回】 | 1 調査報告書について<br>2 今後の委員会等の日程について                                                             |
| 平成26年 2 月26日<br>(2014年)  | 開会 午前10時20分<br>閉会 午前11時38分     | 委員会<br>【第30回】            | 1 記録の提出について                                                                                 |

第14 委員会等の開催状況

| 日程                        | 時間                            | 会議名                      | 協議内容                                                     |
|---------------------------|-------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------|
| 平成26年 2 月 27 日<br>(2014年) | 開会 午後 4 時14分<br>閉会 午後 5 時37分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第74回】 | 1 調査報告書について<br>2 3 月 3 日開催予定の委員会について<br>3 今後の委員会等の日程について |
| 平成26年 2 月 28 日<br>(2014年) | 開会 午後 4 時25分<br>閉会 午後 8 時36分  | 100条委員会<br>準備会<br>【第75回】 | 1 調査報告書について<br>2 3 月 3 日開催予定の委員会について<br>3 その他            |
| 平成26年 3 月 3 日<br>(2014年)  | 開会 午前11時10分<br>閉会 午前11時50分    | 100条委員会<br>準備会<br>【第76回】 | 1 本日開催予定の委員会について<br>2 その他                                |
| 平成26年 3 月 3 日<br>(2014年)  | 開会 午後 1 時 3 分<br>閉会 午後 2 時30分 | 委員会<br>【第31回】            | 1 委員会調査報告書（案）について<br>2 記録及び資料の返却について                     |

## 第15 委託契約

### 1 弁護士への法的助言等業務委託

グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査のため、次に掲げる弁護士と法的助言等業務委託契約を締結した。

#### (1) 契約の相手

弁護士 阪口徳雄 氏

(大阪府中央区北浜 2 丁目 1 番 5 号 平和不動産北浜ビル 4 階)

弁護士 関戸一考 氏

(吹田市江の木町17番 1 号 コンパーノビル 6 階)

#### (2) 業務委託の範囲

ア 調査権の行使に係る法的助言

イ 委員の証人への尋問に係る法的助言

ウ 委員会の運営に係る委員長への法的助言

エ 議会に告発義務が生じた場合の告発事務に係る法的助言

オ 委員会調査報告書（中間報告を含む）作成に係る法的助言

#### (3) 委託期間

平成25年（2013年）5月27日から平成26年（2014年）2月28日

### 2 工事費の妥当性等の鑑定業務委託

グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査のため、次に掲げる 1 級建築士事務所と太陽光発電設備に関する工事費の妥当性等の鑑定業務委託契約を締結した。

#### (1) 契約の相手

1 級建築士事務所 be going

(大阪府北区西天満 4 丁目 9 番 2 号 西天満ビル)

1 級建築士 平野憲司 氏

#### (2) 鑑定業務の範囲

本市が平成24年（2012年）3月に実施した本庁舎低層棟における太陽光発電設備設置工事について、現地調査等を実施して、工事費の妥当性等に関する次の 2 点の事項の鑑定業務を行う。

ア 本設置工事の請負業者と同時期、同工期、同工事内容で施工した場合により算出された当該設置工事費の詳細な内訳とその積算根拠

イ 本設置工事費と前号により算出された当該設置工事費との比較分析とその評価

なお、本業務実施に当たっては、本設置工事の請負業者が「吹田市本庁舎低層棟屋上一部改修（太陽光発電設備設置）仕様書」のとおり施工しているかどうかについても検証することとする。

（３）委託期間

平成25年（2013年）８月９日から平成25年（2013年）11月15日

（４）調査報告書の提出

平成25年（2013年）10月10日に調査報告書が提出され、その内容について10月16日開催の100条委員会準備会で報告を受けた。

## おわりに

本委員会は、平成24年（2012年）11月26日に開催した臨時会において全会一致により設置されて以来、関係人の参考人招致及び証人尋問並びに請求した資料及び記録に基づき、調査を重ね、本報告書を作成するに至った。

本委員会の調査過程において、参考人招致及び証人尋問では、参考人及び証人間の証言の食い違いやあいまいな証言、また客観的データであるべき記録と証言との不一致などがあり、最後まで疑惑を払拭することができなかったものもある。

しかし、本委員会は地方自治法第100条による調査権を持つとはいえ、調査権にはおのずと限界があるため、これ以上の調査は困難であり、事実認定できた事項に加え、未確定であるものについても本委員会としての考察とともに、本報告書にまとめた。

最後に、阪口徳雄弁護士、関戸一考弁護士には、証人尋問及び本報告書作成に当たり、法的助言や多くの御指導、御示唆を頂きました。また、平野憲司一級建築士には、太陽光発電設備に関する工事費について、鑑定及び専門的見地から御助言を頂きました。両弁護士及び平野建築士に深く感謝し、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

また、本委員会の調査に格段の御理解と御協力を頂きました全ての関係者の皆様に心より感謝いたします。

平成26年（2014年） 3月